

続の開始があつたことを知つた場合においては、改正後の第二十九條第一項に規定する申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、この勅令施行後四箇月以内とする。(昭和二十二年政令第百十二号改正)

第八條 常時五人以上の労働者を使用する個人でこの勅令施行の際、従前の第四條ノ二第二項の規定により税務署長の指定を受けているものは、これを、改正後の第四十四條の規定により税務署長の指定を受けた者とみなす。(昭和二十二年政令第百十二号改正)

第九條 法附則第九條第二項の規定により提出すべき申告書は、給与の支拂の場所(二以上の支拂の場所があるときは、主たる給与の支拂の場所)の所轄税務署長に提出しなければならない。

第十條 昭和二十二年に限り、四月予定申告書には同年六月一日の現況により、第十九條第一項に規定する事項を記載し、これを同日から同月三十一日までに提出しなければならない。

昭和二十二年に限り、七月予定申告書には、同年八月一日の現況により、第十九條第一項に規定する事項のうち、異動があつた事項を記載し、これを同日から同月三十一日までに提出しなければならない。

昭和二十二年に限り、第一期の納期は同年六月一日から同月三十一日限とし、第二期の納期は同年八月一日から同月三十一日限とする。

昭和二十二年に限り、第三十四條中「四月一日」とあるのは「六月一日」、「四月一日から同月三十一日まで」とあるのは「六月一日から同月三十一日まで」、「七月一日」とあるのは「八月一日」、「七月一日から同月三十一日まで」とあるのは「八月一日から同月三十一日まで」と読み替えるものとする。

第十條の二 昭和二十三年に限り、七月予定申告書及び七月修正予定申告書に関する規定は、これを適用しない。(昭和二十三年政令第百四十八号追加)

昭和二十三年に限り、第二條中「四月一日」とあるのは「七月一日」と読み替えるものとする。(同上)

昭和二十三年に限り、第十三條中「法別表第一に定める金額」とあるのは「法別表第一の二に定める金額」と読み替えるものとする。(同上)

昭和二十三年に限り、第二十九條第一項及び第三十條第一項中「一万五千円」とあるのは「一万三千二百二十五円」と読み替えるものとする。(同上)

昭和二十三年に限り、第三十四條第一項中「四月一日、七月一日」とあるのは「七月一日」と、「第二期分、第二期分又は第三期分」とあるのは「第一期分又は第二期分」と読み替え、同條第二項中「四月一日、七月一日」とあるのは「七月一日」と、「四月一日から同月三十一日まで、七月一日から同月三十一日まで」とあるのは「七月一日から同月三十一日まで」と読み替え、同條第四項中「七月一日又は十月一日」とあるのは「十月一日」と、「第二期分又は第三期分」とあるのは「第二期分」と、「それぞれ七月一日から同月三十一日まで又は十月一日から同月三十一日」とあるのは「十月一日から同月三十一日」と読み替え、同條第五項中「七月一日又は十月一日」とあるのは「十月一日」と、「第二期分又は第三期分」とあるのは「第二期分」と読み替え、同條第七項中「第四期」とあるのは「第三期」と読み替えるものとする。(同上)

昭和二十三年に限り、第三十九條第一項中「第二期以後又は第三期以後」とあるのは「第二期以後」と読み替え、同條第二項中「第四期」とあるのは「第三期」と読み替えるものとする。(同上)

第十一條 財産税法施行規則の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

法附則第三項の場合においては、当該立木の譲渡又は物納に因り生ずる収入金額から控除すべき金額は、



必要な経費及び財産税額（法第六十五條の規定により加算する税額及び法第六十六條第一項の規定により追徴する税額を除く。）に納税義務者の調査時期における財産の価額中その譲渡し又は物納に充てた立木の価額が占める割合を乗じて計算した金額の合計額とする。但し、その控除金額は、当該立木の譲渡又は物納に因り生ずる収入金額を超えることができない。

**第十二條** 増加所得税の課税については、なお従前の所得税法施行規則第二條乃至第三條、第十條、第十一條、第十二條ノ三、第十二條ノ四、第三十四條第二項、第四十三條第二項、第四十五條、第八十二條乃至第八十五條、第九十九條、第一百條及び第一百二條乃至第一百四條ノ二並びに従前の財産税法施行規則附則第二項の規定による。

**第十三條** 昭和二十二年勅令第四十二号（昭和二十一年の災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する勅令）の一部を次のように改正する。

**第四條** 第一項中「昭和二十二年六月までに納付すべき甲種の勤労所得及び丙種の事業所得に対する分類所得税」を「昭和二十二年六月までに、所得税法第三十八條第一項又は同法第四十二條の規定により徴收すべき税額の所得税」に、「分類所得税額」を「当該所得税額」に改め、同條に次の一項を加える。

前二項の規定の適用があつた場合における所得税法の適用については、法第二十六條第一項第五号の徴收された又は徴收さるべき所得税額には、前二項の規定により軽減又は免除された税額を含むものとする。

**附 則** （昭和二十二年六月二十八日政令第一百十二号 所得税法施行規則の一部を改正する政令）  
この政令は、公布の日から、これを施行する。

**附 則** （昭和二十二年十月二十日政令第二百二十一号 所得税法施行規則の一部を改正する等の政令）  
この政令は、公布の日から、これを施行する。（以下略）

**附 則** （昭和二十二年十一月三十日政令第二百四十六号 所得税法施行規則の一部を改正する等の政令）

**第一條** この政令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

**第二條** この政令施行前に徴收すべき所得税を徴收しなかつた場合又は徴收した税金を納付しなかつた場合において、この政令施行の際現に徴收していなかつた所得税の税額又は納付していなかつた所得税の税額に加算する税額は、当該税額に、この政令施行の日から納付の日（所得税法第四十三條第一項の規定により国税徴收の例により支拂者から所得税を徴收する場合には、国税徴收法施行規則第一條に規定する納税告知書に記載された納期日）までの日数に應じ、税額百円につき一日十銭の割合を乗じて計算した金額とする。前項に定めるものを除く外、改正後の所得税法施行規則の規定（加算税に関する部分を除く。）は、昭和二十二年分以後の所得税につき、これを適用する。但し、所得税法施行規則第九條の二の改正規定は、昭和二十三年一月一日以後における一時所得に対する分から、これを適用する。

**附 則** （昭和二十三年七月七日政令第四百十八号 所得税法施行規則の一部を改正する等の政令）  
**第二十一條** この政令は、公布の日から、これを施行する。（但書略）

**第二十二條** 改正後の所得税法施行規則の規定（第四十四條、第五十一條第二項、第五十二條第二項及び第五十三條第二項の規定、同條第三項の規定中法第五十四條第二項に関する部分並びに附則第四條の規定を除く。）は、昭和二十三年分の所得税から、これを適用する。

昭和二十二年分の所得税の税額に加算すべき税額については、なお従前の所得税法施行規則第五十四條又は第五十五條の例による。

**附 則** （昭和二十四年二月十一日政令第四十七号水産業協同組合法の施行等に関する政令）  
この政令は、昭和二十四年二月十五日から施行する。

所得税 所得税法施行規則



附 則 (昭和二十四年五月三十一日政令第四百四十九号 大蔵省設置法等の施行に伴う政令等の整理に關する政令)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十四年八月四日政令第二百九十五号 土地改良法施行令)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年一月十四日政令第二号 所得税法施行規則の一部を改正する政令)

この政令は、公布の日から施行する。(昭和二十五年一月十四日公布)

附 則 (昭和二十五年三月三十一日政令第六十九号 所得税法施行規則の一部を改正する政令)

1 この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 改正後の所得税法施行規則の規定(第二條、第十二條の二、第十二條の三、第四十條、第四十一條、第四十三條第一項、第四十四條から第四十四條の三まで、第四十五條第一項、第四十六條の二、第五十一條、第五十二條、第五十三條第二項の規定を除く。)は、昭和二十五年分の所得税から適用する。

3 この政令の施行の際改正前の所得税法施行規則第十五條各号に掲げる重要物産で改正後の同條各号に掲げられていないものの製造、採掘又は採取を業とする個人が、これらの業務から生ずる所得について所得税法第二十條の規定による所得税の免除を受けている場合においては、当該個人の当該業務から生ずる所得については、当該所得税の免除期間が残存する間、なお従前の例による。

4 所得税法の一部を改正する法律附則第二十三項の規定による届出は、改正後の所得税法施行規則第十二條の四各号に規定する評価の方法のうちそのよるべき一の方法を選定しなればならない。

5 所得税法の一部を改正する法律附則第二十四項の規定による届出は、改正後の所得税法施行規則第十二條の六第一項各号又は第二項に規定する償却の方法のうちそのよるべき一の方法を選定しなればならない。

## ○所得税法施行細則

(昭和二十二年三月三十一日大蔵省令第二十九号)

改正

昭和二十二年大蔵省令第六十二号、同年大蔵省令第九号、同二十三年大蔵省令第五十七号、同年大蔵省令第七十三号、同二十四年大蔵省令第三十八号、同二十五年大蔵省令第十六号、同年大蔵省令第四十四号

第一條 所得税法施行規則(昭和二十二年勅令第一百十号。以下「規則」という。)第十條第二項に規定する固定資産について各年分の所得の計算上必要な経費に算入する償却額は、法人税法施行規則(昭和二十二年大蔵省令第三十号)別表一又は別表三に掲げる固定資産については種類ごと、同施行規則別表二に掲げる固定資産については事業ごとに、且つ、耐用年数の異なるものについては、その異なるごとに、個人が選定した又はよるべきものとして定められた規則第十二條の六又は規則第十二條の七に規定する償却の方法により計算した金額とする。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加)

規則第十九條の三に規定する生産を行う事業の用に供する別表一に掲げる固定資産(以下「農業用固定資産」という。)について各年の所得の計算上必要な経費に算入する償却額は、前項の規定にかかわらず、別表一に掲げる固定資産の種類ごとに個人が選定した又はよるべきものとして定められた規則第十二條の六又は規則第十二條の七に規定する償却の方法により計算した金額とする。(同上)

第二條 有形固定資産の償却額の累積額は、当該有形固定資産の取得価額又は製作価額の百分の九十に相当する金額をこえることはできない。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加)

第三條 左の各号に定める固定資産の償却額は、左の各号に定めるところによる。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加)

一 一年の中途において取得した固定資産のその年分の償却額は、第一條の規定により計算した償却額にその年の取得後の月数を乗じ、これを十二で除して計算した金額とする。

所得税 所得税法施行細則



二 年の中途において、死亡し又は所得税法(昭和二十二年法律第二十七号。以下「法」という。)施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合における固定資産の償却額は、第一條の規定により計算した償却額にその年一月一日からその死亡の日又は住所及び居所を有しないこととなる日までの月数を乗じ、これを十二で除して計算した金額とする。

三 年の中途において耐用年数の一部又は全部を経過した固定資産を取得した場合の当該固定資産のその年の償却額は、取得後の耐用年数を見積り、当該年数に応じ、第一号の規定に準じて計算した金額とする。但し、取得後の耐用年数を見積つたその年数によらず、法人税法施行細則別表一から別表三までに定める当該固定資産の耐用年数(第一條第二項の規定に該当する場合においては、別表一の耐用年数)により第一号の規定に準じて計算した金額によることとする。

四 年の中途において譲渡又は滅失した固定資産のその年分の償却額は、零とする。

前項の月数は、曆に従い、これを計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。(同上)

第四條 耐用年数一年未満の固定資産又は取得価額若しくは製作価額千円未満の固定資産については、前三條の規定は、適用しない。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加)

第五條 規則第十條の三の規定により必要な経費に算入する減価の価額は、その成熟までに要した金額(取得価額を含む。)のうち必要な経費として控除されなかつた部分の金額に、その成熟の年(成熟後取得したものについては、取得の年)から、牛馬については別表二、果樹等については別表三の耐用年数に応じ、牛馬については別表二の減価率を、又、果樹等については法人税法施行細則別表四の定額法による償却率を乗じて算出した金額による。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加)

前三條の規定は、前項の場合について、これを準用する。この場合において、第二條中「百分の九十」とあるのは、牛馬については「百分の五十」と読み替えるものとする。(同上)

第六條 規則第十二條の四第七号の規定により納税地の所轄税務署長の承認を受けようとする者は、前年十二月三十一日までに同條第一号から第六号までに定めるたな却資産の評価の方法により難い理由、その承認を受けようとする方法その他参考となるべき事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加)

第七條 規則第十條第二項に掲げる固定資産(鉱業権及び坑道を除く。)の耐用年数は、法人税法施行細則別表一から別表三までに定める耐用年数とする。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加)

農業用固定資産の耐用年数は、前項の規定にかかわらず、別表一に定める耐用年数とする。(同上)

前二項の場合において、耐用年数の一部又は全部を経過した固定資産を取得した場合における当該固定資産の耐用年数は、その取得後の耐用年数を見積つた耐用年数による。但し、取得後の耐用年数を見積つたその年数によらず、法人税法施行細則別表一から別表三に定める耐用年数(前項の規定に該当する場合においては別表一の耐用年数)によることとする。(同上)

第八條 規則第十二條の六第一項第一号に規定する定額法による固定資産の耐用年数に応じた比率及び同項第二号に規定する定率法による固定資産の耐用年数に応じた比率は、法人税法施行細則別表四に定める比率とする。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加)

第九條 事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得を有する個人で青色申告書を提出することにつき納税地の所轄税務署長の承認を受けようとする者(その承認を受けた者を含む。以下「青色申告者」という。)は、法第二十六條の四第二項の規定により、その事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得の計算に関して備え付ける帳簿書類については、第十條から第十八條までに定めるところによらなければならない。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加)

第十條 青色申告者は、青色申告書の提出を認められようとする年分の事業所得及び不動産所得につき、これ



らの所得が正確に計算できるように、左の各号に掲げる資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引（以下「取引」という。）を正規の簿記の原則に従い、整然と、且つ、明りように記録し、その記録に基づき貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。（昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加）

- 一 事業所得については、その事業に係る資産、負債及び資本
- 二 不動産所得については、その貸し付けた不動産等に係る資産、負債及び資本

前項に規定する青色申告者は、同項に規定する取引で同項各号に掲げる所得の総収入金額又は必要な経費に算入されない収入又は支出を含むものについては、その都度当該総収入金額又は必要な経費に算入されない部分の金額を除いて記録しなければならない。但し、その都度区分整理し難いものについては、年末において、これを一括して区分整理することを妨げない。（同上）

前二項の規定は、青色申告者で山林所得につき青色申告書の提出を認められようとするものの山林所得及び当該山林に係る取引について、準用する。（同上）

青色申告者で譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするものの譲渡所得の計算に関して備え付ける帳簿書類については、国税庁長官の定めるところによる。（同上）

第十一條 青色申告者は、帳簿を備え、別表四に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならない。（昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加）

第十二條 青色申告者は、すべての取引を貸方及び借方に仕訳する帳簿を備え、取引の発生順に、取引の年月日、内容、第十三條に規定する帳簿の丁数、勘定科目及び金額を記載しなければならない。（昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加）

第十三條 青色申告者は、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿を備え、その勘定には、記載の年月日、相手方勘定科目並びに前條に規定する帳簿の丁数及び金額を記載しなければならない。

（昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加）

第十四條 青色申告者は、毎年その年十二月三十一日（法第二十九條第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、その死亡の日又は法施行地に住所及び居所を有しないこととなる日 以下同じ。）において、たな卸資産のたな卸その他決算のために必要な事項の整理を行い、その事項を明りように記録しなければならない。（昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加）

その年においてあらたに青色申告者となつた者は、その年一月一日（年の中途においてあらたに開業した場合においてはその開業の日）において、たな卸資産のたな卸をなし、且つ、諸勘定科目につき必要な整理を行い、その事項を明りように記録しなければならない。（同上）

前二項に規定するたな卸については、たな卸表を作成し、たな卸資産の種類、品質、型等の異なることに、数量、単価及び金額を記載しなければならない。この場合において、たな卸資産に附すべき単価は、規則第十二條の四に規定する評価の方法のうち当該個人が選定した方法（規則第十二條の五の規定の適用を受ける個人については、そのよるべきものとして定められた方法）により評価すべき価額を記載するものとする。（同上）

第十五條 青色申告者は、毎年十二月三十一日において、国税庁長官の定める科目に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。（昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加）

第十六條 青色申告者は、帳簿を備え、左に掲げる事項を記載しなければならない。（昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加）

- 一 事業所得及び不動産所得（第十條第三項又は第四項の規定の適用がある場合においては、譲渡所得又は山林所得を含む。）の総収入金額に算入されない収入につき、その収入の年月日、事由及び金額

所得税 所得税法施行細則



所得稅 所得稅法施行細則

一九四

- 二 法第十一條の三に規定する損失を受けた場合においては、その損失のあつた年月日、損失の原因、損失を受けた資産の種類、品名、数量及び金額
  - 三 法第十一條の四に規定する医療費を支出した場合においては、支出の年月日、事由、支出先及び金額
- 第十七條 青色申告者は、左に掲げる帳簿書類を整理し、五年間これを保存しなければならない。(昭和二十五年大藏省令第四十四号追加)

- 一 第十條第四項、第十一條から第十三條まで及び前條に規定する帳簿並びに取引に關して作成されたその他の帳簿

- 二 たな卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に關して作成されたその他の書類
- 三 取引に關して相手方から受け取り又は自己の作成した注文書、契約書、送り状、領收書、伝票、その他の証憑書類。但し、相手方に交付し、自己の所持しないものを除く。

前項の期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する年の翌年、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年から、起算する。(同上)

- 第十八條 青色申告者は、その業種、業態、規模等により、第十一條から第十六條までの規定により難いときは、所轄稅務署長の承認を受け、第十一條から第十六條までに規定する記載事項等の一部を省略し又は変更することができる。(昭和二十五年大藏省令第四十四号追加)

- 第十九條 規則第二十六條の四に規定する青色申告書に添附すべき書類は、左に掲げるものとする。(昭和二十五年大藏省令第四十四号追加)

- 一 貸借対照表及び損益計算書
- 二 事業所得、不動産所得、山林所得又は讓渡所得の計算に關する明細書(事業所得のうち変動所得がある

場合においては、当該變動所得とその他の事業所得とに区分した明細書)

- 三 前号に掲げる所得の計算上の損失に關する明細書

- 第二十條 規則第三十二條、規則第四十條又は規則第四十六條第四項の納付書の書式は、別表五による。(昭和二十五年大藏省令第十六号、同年大藏省令第四十四号改正)

- 第二十一條 規則第四十條又は規則第四十六條第四項の計算書の書式は、別表六による。(昭和二十五年大藏省令第十六号、同年大藏省令第四十四号改正)

- 第二十二條 規則第四十六條第一項及び第二項の規定により、法第四十條に規定する過納額につき、その年最後に又は翌年において徴收すべき所得税額に充当することとなつている場合において、徴收すべき税額がなくなつたときは、規則第四十六條第一項に規定する給與の支拂者は、所轄稅務署長の承認を受けて、当該過納額に相当する金額を還付する。この場合において当該還付金に相当する金額は、法第三十八條第一項又は法第四十條の規定により当該給與の支拂者の納付すべき税額から、これを控除する。(昭和二十二年大藏省令第九号追加、同二十五年大藏省令第四十四号改正)

- 第二十三條 法の施行地において利子の支拂をなすべき公債又は社債を募集した者(委託募集の場合においては、委託を受けて募集した者)は、法第五十八條の規定により、その公債又は社債につき、左に掲げる事項を記載した調書を、所轄稅務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年大藏省令第四十四号改正)

- 一 公債又は社債の名称及びその総額
- 二 利子支拂期限及び利率
- 三 償還の方法及び期限
- 四 數回に分けて拂込をなさしめるときは、その拂込の金額及び時期

所得稅 所得稅法施行細則

一九五



所得税 所得税法施行細則

- 五 発行の価額又はその最低価額
- 六 記名式又は無記名式の別
- 七 募入条件

第二十四條 法施行地において無記名の公債、社債又は株式について利子又は配当の支拂を受ける者は、法第五十九條の規定により、左に掲げる事項を利子又は配当の支拂の取扱者に告知しなければならない。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号改正)

- 一 支拂を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 公債、社債又は株式の種類
- 三 支拂を受ける利子又は配当の金額
- 四 公債、社債又は株式につき元本の所有者でない者が利子又は配当の支拂を受けるときは、その元本の所有者の氏名又は名称及び住所又は居所

前項の場合において、無記名の公債、社債又は株式の利子又は配当で一回の支拂を受ける金額が百五十円に満たない場合においては、同項の告知は、これをなすことを要しない。(同上)

第二十五條 法施行地において公債、社債若しくは預金の利子又は合同運用信託の利益の支拂をなす者は、法第六十一條第一項第一号の規定により、支拂を受ける者の各人別に、左に掲げる事項を記載した支拂調書を、その支拂をなした年の翌年一月三十一日までに、所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号改正)

- 一 支拂を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 その年中の利子又は利益の支拂金額

- 三 公債、社債、預金又は合同運用信託の種類、元本、利率、利子計算期間その他支拂金額の計算の基礎
- 四 支拂金額が確定した日
- 五 無記名の公債又は社債の利子の支拂を受けた者が元本の所有者と異なるときは、元本の所有者の氏名又は名称及び住所又は居所

前項の場合において、登録した公債若しくは社債、郵政官署の保管に係る公債若しくは社債又は預金の利子若しくは合同運用信託の利益で同一人に対する支拂金額が年千円に満たない場合及び前條第二項に規定する場合においては、前項の支拂調書は、これを提出することを要しない。(昭和二十四年大蔵省令第三十八号、同二十五年大蔵省令第四十四号改正)

無記名の公債又は社債の利子については、前條第一項の規定による告知書を第一項の支拂調書に代えることができる。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号改正)

第二十六條 法施行地において利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配をなす法人は、法第六十一條第一項第二号の規定により、支拂を受ける者の各人別に、左に掲げる事項を記載した支拂調書を、その支拂の確定した日から一箇月以内(無記名株式の配当については、その支拂をなした年の翌年一月三十一日まで)に、所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号改正)

- 一 支拂を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 配当又は剰余金の分配の支拂金額(無記名株式の配当については、その年中の支拂金額)
- 三 支拂を受ける者の種類別及び拂込金額別の株式数、出資金額、基金その他支拂金額の計算の基礎
- 四 支拂金額が確定した日
- 五 無記名株式の配当を受けた者が元本の所有者と異なるときは、元本の所有者の氏名又は名称及び住所又は居所

前項の場合において、法人の利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配で、一回の支拂金額が二百円に満

所得税 所得税法施行細則



たない場合においては、同項の支拂調書は、これを提出することを要しない。(同上)

前條第三項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。(同上)

**第二十七條** 法施行地において法第四十二條又は規則第四十六條の二に規定する報酬又は料金の支拂をなす者は、法第六十一條第一項第三号の規定により、支拂を受ける者の各人別に、その支拂をなした年の翌年一月三十一日まで、左に掲げる事項を記載した支拂調書を、所轄稅務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年大藏省令第十六号、同年大藏省令第四十四号改正)

- 一 支拂を受ける者の氏名及び住所又は居所
- 二 その年中の支拂金額
- 三 その他参考となるべき事項

**第二十八條** 合同運用信託以外の信託の受託者は、法第六十一條第二項の規定により、信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む。以下同じ。)は毎事業年度終了後一箇月以内に、信託会社以外の受託者は毎年一月三十一日までに、各信託につき、左に掲げる事項を記載した計算書を所轄稅務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年大藏省令第四十四号改正)

- 一 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 信託行為の時及び信託の期間
- 三 信託会社については各事業年度末、信託会社以外の受託者については前年十二月末日における信託財産の種類及び現在額
- 四 信託会社については各事業年度中、信託会社以外の受託者については前年中における信託財産の異動並びに信託に関する収入及び支出
- 五 その他信託行為の内容に関する事項

**第二十九條** 第二十五條第一項、第二十六條第一項及び第二十七條第一項の支拂調書並びに前條の計算書の書

式は、別表七による。(昭和二十五年大藏省令第四十四号改正)

**第三十條** 法施行地において法第六十一條の二第一項各号に掲げる金額の支拂又は交付をなす法人は、同項の規定により、支拂又は交付を受ける者の各人別に、同項各号に規定する金額の外、左に掲げる事項を記載した書面により、その支拂又は交付が確定した日から一箇月以内(無記名株式については、その支拂又は交付をなした年の翌年一月三十一日まで)に、所轄稅務署長に通知しなければならない。(昭和二十五年大藏省令第十六号追加、同年大藏省令第四十四号改正)

- 一 支拂又は交付を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 支拂又は交付の基因となつた種類別及び拂込金額別の株式又は出資の数
- 三 支拂又は交付が確定した日
- 四 無記名株式について支拂又は交付を受けた者が元本の所有者と異なるときは、元本の所有者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 五 その他参考となるべき事項

法施行地において法第六十一條の二第一項各号に掲げる金額の支拂又は交付をなす法人は、同項の規定により、同項各号及び前項各号に規定する事項を記載した書面により、前項に規定する期間内に、その支拂又は交付を受ける者に通知しなければならない。(同上)

前二項の場合において、法第六十一條の二第一項各号に掲げる金額(数回に分割して支拂又は交付するとき)、その累計額が五千円に満たない場合においては、同項の通知は、これをなすことを要しない。(同上)

第一項及び第二項の書面の書式は、別表八による。(同上)

**第三十一條** 源泉徴収票には、法第六十二條第一項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載しなければならない。(昭和二十五年大藏省令第四十四号改正)

- 一 給與の支拂を受ける者の氏名及び住所又は居所



所得税 所得税法施行細則

- 二 給與の支拂者の氏名又は名称
- 三 その他参考となるべき事項

前項の源泉徴収票の書式は、別表九による。(同上)

第三十二條 法第三十八條第一項第六号に掲げる給與の支拂をなす者は、同号に掲げる給與については、法第六十二條の二第一項に規定する支拂明細書を交付することを要しない。(昭和二十五年大蔵省令第十六号追加、同年大蔵省令第四十四号改正)

第三十三條 法第三十八條第一項の規定に該当する給與の支拂者は、同項若しくは法第四十條の規定により所得税を納付したとき又は法第四十三條第一項の規定により所得税を徴収されたときは、当該所得税額の計算書及び納付し又は徴収されたことを示す書類を納付し又は徴収された日の翌日から十日以内において五日間当該給與の支拂者の事務所内の見やすい場所に掲示しなければならない。(昭和二十五年大蔵省令第十六号追加、同年大蔵省令第四十四号改正)

第三十四條 規則第五十九條の二の財産及び債務の明細書には、財産の種類及び価額並びに債務の金額の外、左に掲げる事項を記載しなければならない。(昭和二十五年大蔵省令第十六号追加、同年大蔵省令第四十四号改正)

- 一 提出者(相続人又は包括受遺者が提出する場合には、被相続人又は包括の名義で遺贈をなした者を含む。)の氏名及び住所(法施行地に住所がないときは、居所)並びに法第六十五條第四項の規定により通知を受けた納税地があるときは当該納税地
- 二 財産の数量、所在場所その他財産に関する事項
- 三 債務の種類、債権者の氏名及び住所その他債務に関する事項
- 四 その他参考となるべき事項

第三十五條 税務署長において必要があると認めるときは、規則第十四條の規定による控除をなした信託会社に対し、その計算を証明すべき書類又は帳簿の呈示若しくは提出を命ずることができる。(昭和二十五年大

蔵省令第四十四号改正)

第三十六條 税務署長において必要があると認めるときは、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出した者に対し、戸籍の謄本又は抄本その他必要な書類の提出を命ずることができる。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号改正)

税務署長において必要があると認めるときは、不具者に関する事項を記載した申告書を提出した者に対し、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基き交付された身体障害者手帳の呈示を命じ又は同法第十五條第一項に規定する医師の診断書の提出を命ずることができる。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加)

第三十七條 所得税の過誤納があつたため、その拂戻を請求しようとする者は、その事由を具し、所轄税務署長を経由して所轄国税局長に請求書を提出しなければならない。(昭和二十二年大蔵省令第九号、同二十四年大蔵省令第三十八号、同二十五年大蔵省令第四十四号改正)

附則

第一條 この省令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二條 法附則第五條第一項の規定により利子又は利益の支拂の際、所得税を課せられた者については、別に定める調書を以つて第八條第一項の規定による支拂調書に代えることができる。(昭和二十二年大蔵省令第六十二号改正、同上第三條を削る。)

附則

この省令は、昭和二十二年六月二十八日大蔵省令第六十二号)

附則

この省令は、昭和二十二年十一月三十日大蔵省令第九号)

附則

この省令は、昭和二十三年七月七日大蔵省令第五十七号)

所得税 所得税法施行細則



所得税 所得税法施行細則

第十二條 この省令は、公布の日から、これを施行する。(以下略)

附則 (昭和二十三年八月三日大蔵省令第七十三号)

この省令は、公布の日から、これを施行する。(但書略)

附則 (昭和二十四年五月三十一日大蔵省令第三十八号 大蔵省設置法等の施行に伴う省令の整理に関する省令)

この省令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和二十五年三月三十一日大蔵省令第十六号)

- 1 この省令は、昭和二十五年四月一日から施行する。
- 2 改正前の所得税法施行規則附則第五條第二項の規定により所得税を納付する場合には、なお改正前の所得税法施行細則第一條及び第二條の例による。
- 3 所得税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十一号)による改正後の所得税法第五十六條の規定による利子税額については、第二号書式中「加算税」の欄に記載しなければならない。
- 4 所得税法施行細則第二條の二の規定は、所得税法の一部を改正する法律附則第九項の規定による所得税の充て又は還付について、準用する。

附則 (昭和二十五年五月一日大蔵省令第四十四号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 青色申告書は、第十條から第十八條までの規定にかかわらず、当分の間、第十條、第十一條及び第十四條から第十八條までの規定に従い、複式簿記以外の簿記の方法によることができる。
- 3 青色申告者で、その総所得金額の十分の七以上が農業所得又は山林所得であるものは、当分の間、第十條及び第十五條の規定する貸借対照表を作成することを要しない。

別表一

農業用固定資産の耐用年数

| 種類    | 細目      | 備考 | 耐用年数 | 種類 | 細目 | 備考   | 耐用年数 |
|-------|---------|----|------|----|----|------|------|
| 原動機   | 電動機     | 三相 | 一五   |    | すき |      | 七    |
|       | 石油発動機   |    | 一〇   |    | 馬  | 水田馬  | 一〇   |
|       | ダイゼル機   |    | 一〇   |    | 馬  | 飛行機馬 | 七    |
|       | 木炭ガス発生機 |    | 七    |    | 馬  | わ馬   | 七    |
| ポンプ   | うず巻ポンプ  |    | 一〇   |    | 土  | 飛行機馬 | 七    |
|       | 足踏ポンプ   |    | 一〇   |    | 肥料 | わ馬   | 七    |
|       | パチカルポンプ |    | 二〇   |    | 肥料 | 木製   | 一〇   |
|       | 軸流ポンプ   |    | 一五   |    | 肥料 | コングリ | 二〇   |
| 具耕うん用 | 踏力耕うん車  |    | 七    |    | 肥料 | コングリ | 二〇   |
|       | 動力耕うん機  |    | 七    |    | 肥料 | コングリ | 二〇   |
|       | 水田中耕除草機 |    | 七    |    | 肥料 | コングリ | 二〇   |
|       | 畑地中耕除草機 |    | 一〇   |    | 肥料 | コングリ | 二〇   |
|       | 碎土機     |    | 八    |    | 肥料 | コングリ | 二〇   |
|       | 作こ機     |    | 八    |    | 肥料 | コングリ | 二〇   |
|       |         |    | 八    |    | 肥料 | コングリ | 二〇   |

所得税 所得税法施行細則



| 用途     | 細目  | 備  | 考       | 耐用年数      | 減価率 |
|--------|-----|----|---------|-----------|-----|
| 運搬用具   | 牛馬車 |    |         |           |     |
| 計量用具   | 一斗  | 〇二 | その他器具   | 主として鉄製のもの | 〇七  |
|        | さお  | 〇〇 |         |           |     |
|        | 台ば  | 一五 | 畜産用具    | 飼料お断機     | 一五  |
|        | 俵編上 | 一一 | 飼料お断機   | お断機       | 一五  |
|        | なわ  | 一一 | 殺蛹乾繭機   | お断機       | 一五  |
| わら加工用具 | なわ  | 一一 | 糸卷わら連続機 |           | 〇七  |
|        | わら  | 一一 | 養蚕用機    |           | 〇七  |
|        | 農用扇 | 一一 | 繭毛羽取機   |           | 〇七  |
|        | 唐石み | 一一 | 製ぞく機    |           | 〇二  |
|        |     | 一一 | 舟馬ヤ     | り車        | 一一  |

別表二 事業の用に供する牛馬の耐用年数

| 使役用途 | 耐用年数 | 減価率 |
|------|------|-----|
| 牛馬車  |      |     |
| 一斗   | 〇二   | 〇七  |
| さお   | 〇〇   | 〇七  |
| 台ば   | 一五   | 一五  |
| 俵編上  | 一一   | 一五  |
| なわ   | 一一   | 一五  |
| なわ   | 一一   | 〇七  |
| わら   | 一一   | 〇七  |
| 農用扇  | 一一   | 〇七  |
| 唐石み  | 一一   | 〇二  |

| 種類     | 備 | 考 | 耐用年数 |
|--------|---|---|------|
| 搾乳用具   |   |   |      |
| 繁しよく用  |   |   |      |
| 牛馬牛馬牛馬 |   |   |      |
| 牛馬牛馬牛馬 |   |   |      |
| 七六五八八八 |   |   |      |
| 〇七     |   |   | 〇六   |
| 〇八     |   |   | 〇六   |
| 〇三     |   |   | 〇六   |
| 〇一     |   |   | 〇六   |

別表三 事業の用に供する果樹等の耐用年数

| 種類  | 備        | 考 | 耐用年数 |
|-----|----------|---|------|
| りんご |          |   |      |
| みか  |          |   |      |
| なみ  |          |   |      |
| ナシ  |          |   |      |
| 桃   |          |   |      |
| 桜   |          |   |      |
| ぶどう |          |   |      |
| 茶   | 立根、中、高通刈 |   |      |
| 桑   |          |   |      |
| ネ   | キヤンベルヌ   |   |      |
| だ   | デラウエ     |   |      |
| び   | ア        |   |      |
| 梅   |          |   |      |
| 梅   |          |   |      |
| 〃   |          |   |      |
| 〃   |          |   |      |
| 〃   |          |   |      |
| 〃   |          |   |      |
| 〃   |          |   |      |
| 二〇  |          |   | 二〇   |
| 三三  |          |   | 三三   |
| 五〇  |          |   | 五〇   |
| 三〇  |          |   | 三〇   |
| 三五  |          |   | 三五   |
| 二〇  |          |   | 二〇   |

別表四 青色申告者の帳簿の記載事項

事業所得の部 所得税 所得税法施行細則



(イ) 一般の部

| 区分   | 記載事項  | 備考 |
|--|---|----|
| (一) 現金の出納に関する事項                            | 取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高                     |    |
| (二) 当座預金の預入及び引出に関する事項                      | 預金の口座別に、取引の年月日、事由、支拂先及び金額                     |    |
| (三) 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項               | 受取手形、支拂手形別に、取引の年月日、事由、支拂先及び金額                 |    |
| (四) 売掛金（未收加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項 | 売上先、その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額   |    |
| (五) 買掛金（未拂加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項 | 仕入先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他受けた給付の内容、数量、単価及び金額 |    |

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| のを含む。）に関する事項                   |   |  |
| (六) から(四)までに掲げるもの以外の債権債務に関する事項 | 貸付金、借入金、預け金、預り金、仮拂金、仮受金、未収入金、未拂金、主人貸、主人借等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額  |  |
| (七) 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項    | 取引の年月日、事由、相手方、銘柄、数量、単価及び金額  |  |
| (八) 固定資産（事業用の牛馬等を含む。）に関する事項    | 法人税法施行細則別表一又は別表三に掲げる固定資産については種類ごと、同施行細則別表二に掲げる固定資産については事業ごと、且つ、耐用年数の異なるものについてはその異なるごと、牛馬等についてはその種類及び耐用年数の異なること等に区分し、それぞれその取得の年月日、取得先、数量、取得価額及びその年年初の未償却残額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額 |  |
| (九) から(四)まで及                   | 取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額  |  |



|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>び内から内までに掲げるもの以外の資産（たな卸資産を除く。）に関する事項</p>          |  |   |
| <p>(イ) 資本に関する事項</p>                                 | <p>元入金、貸倒準備金等に区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由及び金額</p>   |   |
| <p>(ロ) 売上（加工その他の役務の給付等売上と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項</p> | <p>取引の年月日、売上先、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日日の売上総額。但し、小売その他これに類するものを行う者の現金売上で本文の規定により難いものについては日日の現金売上の総額及び売上先（売上先を記載し難いものについてはこれに代えて取引回数）を記載し品名その他給付の内容、数量、単価又は金額のうち、その記載し難いものを省略することができる。</p> | <p>(1) 小売その他これに類するものを行う者の現金売上で上欄の但書の規定にもより難いものについては、所轄税務署長の承認を受けた場合は、日日の現金売上の総額のみを記載することができる。</p> <p>(2) 二以上の事業所を有する者の売上で</p> |

|                                 |   |  |
|---------------------------------|---|--|
| <p>(ニ) (イ)に掲げるもの以外の収入に関する事項</p> | <p>受取利息、雑収入等に、それぞれ適当な名称を附して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額</p> | <p>上欄本文の規定による日日の売上総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における日日の売上総額を記載すれば足りる。</p>               |
| <p>(ホ) 仕入に関する事項</p>             | <p>取引の年月日、仕入先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日日の仕入総額</p>     | <p>二以上の事業所を有する者の仕入で上欄の規定による日日の仕入総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における日日の仕入総額を記載すれば足りる。</p> |



| (ロ) 農業の部<br>(イ) 現金の出納に関する事項<br>(ロ) 債権債務に関する事項 | 記 載 事 項<br>取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高<br>預金、貸付金、借入金、未収入金、未拂金、現金の家計支出及び農産物等の家計仕向(主人貸)、家計持出(主人借)等に、それぞれ適当な名称を附して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額。但し、米穀、野菜等の家計仕向で本文の規定により難しいものについては、月末ごとに、その月の合計金額を一括記載することができる。 | 備 考 |
|---|--|-----|
| (イ) 現金の出納に関する事項<br>(ロ) 債権債務に関する事項             | 取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高<br>預金、貸付金、借入金、未収入金、未拂金、現金の家計支出及び農産物等の家計仕向(主人貸)、家計持出(主人借)等に、それぞれ適当な名称を附して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額。但し、米穀、野菜等の家計仕向で本文の規定により難しいものについては、月末ごとに、その月の合計金額を一括記載することができる。            |     |

| (イ) 固定資産(事業用の牛、馬、果樹等を含む。)に関する事項            | 別表一、法人税法施行細則別表一又は別表三に掲げる固定資産については種類ごと、同施行細則別表二に掲げる固定資産については事業ごと、且つ、耐用年数の異なるものについては異なること、牛、馬、果樹等についてはその種類及び耐用年数の異なること等に区分し、それぞれその取得の年月日、取得先、数量、取得価額及びその年年初の未償却残額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額 |  |
|--|---|--|
| (ロ) (イ)から(イ)までに掲げるもの以外の資産(たな卸資産を除く。)に関する事項 | 取引の年月日、相手方、事由、数量及び金額  |  |
| (イ) 資本に関する事項                               | 元入金、貸倒準備金等に区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由及び金額   |  |
| (ロ) 収入に関する事項<br>(1) 農産物(果物を含む。以下同じ。)       | 収穫の年月日、農産物の種類、数量、単価及び金額   |  |



| (イ) 收穫に関する事項<br>(2) 米穀、野菜等の供出、売却、家計仕向等に関する事項                             | 取引の年月日、売却先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額。但し、米穀、野菜等の家計仕向で本文の規定により難いものについては、月末ごとに、仕向品の種目別にその合計を見積り、それぞれ、その合計数量及び合計金額を一括記載することができる。   |                                      |
|--|--|--------------------------------------|
| (ロ) 経費に関する事項<br>(1) 譲渡、家計仕向及び贈與した農産物の收穫価額に関する事項<br>(2) 種苗代、肥料代等の経費に関する事項 | 譲渡、家計仕向又は贈與の年月日、農産物の種類、数量、単価及び金額。但し、家計仕向の農産物で本文の規定により難いものは、月末ごとに仕向品の種目別にその合計を見積り、それぞれ、その合計数量及び合計金額を一括記載することができる。<br>種苗代、肥料代、飼料代、小作料、雇人費、農具費、減価償却費、貸倒金、借入牛馬費、公租公課、雑費等に、それぞれ適当な名称を附して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支拂先、事由及び金額。但し、少 | まだ收穫しない農産物、まだ果実を生じない果樹等に要した経費は、年末におい |

二 不動産所得の部

| (一) 現金の出納に関する事項              | 取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高   |  |
|------------------------------|---|--|
| (二) 当座預金の預入及び引出に関する事項        | 預金の口座別に、取引の年月日、事由、支拂先及び金額   |  |
| (三) 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項 | 受取手形、支拂手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額   |  |
| (四) (三)に掲げるもの以外の債権債務に関する事項   | 未收貸貸料、預金、貸付金、借入金、未収入金、未拂金、主人貸、主人借等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額 |  |

額の経費で本文の規定により難いものについては、それぞれ、その日日の合計金額のみを記載することができる。

てその整理を行う。



|              |  |
|--------------|--|
| ㉔ 固定資産に関する事項 | 法人税法施行細則別表一又は別表三に掲げる固定資産については種類ごと、同施行細則別表二に掲げる固定資産については事業ごと、且つ、耐用年数の異なるものについてはその異なること等に区分し、それぞれその取得の年月日、取得先、数量、取得価額及びその年年初の未償却残額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額 |
| ㉕ 資本に関する事項   | 取引の年月日、相手方、事由、数量及び金額<br>元入金等に区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由及び金額  |
| ㉖ 収入に関する事項   | 貸付料、雑収入等にそれぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、相手方及び金額  |
| ㉗ 経費に関する事項   | 修繕費、減価償却費、地代、保険料、消もろ品費、貸倒金、広告宣伝費、公租公課、雑費等に、それぞれ適   |

三 山林所得の部

| 区 分             | 記 載 事 項  | 備 考 |
|-----------------|--|-----|
| (一) 現金の出納に関する事項 | 取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高  |     |
| (二) 債権債務に関する事項  | 預金、貸付金、借入金、未収入金、未拂金、主人貸、主人借等それぞれ適当な名称を附して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額  |     |
| (三) 固定資産に関する事項  | 法人税法施行細則別表一又は別表三に掲げる固定資産については種類ごと、同施行細則別表二に掲げる固定資産については事業ごと、且つ、耐用年数の異なるものについては異なること等に区分し、それぞれその取得の年月日、取得先、数量、取得価額及びその年年初の未償却残額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額 |     |



|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>四 (一) から (三) までに掲げるもの以外の資産 (たな卸資産を除く。) に関する事項</p> | <p>取引の年月日、相手方、事由、数量及び金額</p>   |  |
| <p>五 資本に関する事項</p>                                    | <p>元入金等に区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由及び金額</p>  |  |
| <p>六 山林の伐採、譲渡、家計仕向等の収入に関する事項</p>                     | <p>取引の年月日、譲渡先その他の相手方、品名、数量、単価及び金額</p>   | <p>まだ伐採若しくは譲渡しない山林に要した経費は、年末においてその整理を行う。</p> |
| <p>七 経費に関する事項</p>                                    | <p>植林費、取得費、管理費、伐採費、運搬費、雇入費、支拂利子、減価償却費、貸倒金、公租公課、雑費等に、それぞれ適当な名称を附して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支拂先、事由及び金額。但し、少額の経費で本文の規定により難いものについては、それぞれ、その日日の合計金額のみを記載することができる。</p> |  |

| 納付書      |                                  |     | 領收済通知書   |           |     | 領收証書     |           |     |
|----------|----------------------------------|-----|----------|-----------|-----|----------|-----------|-----|
| 第 号 (納人) | 住所                               | 氏名  | 第 号 (納人) | 住所        | 氏名  | 第 号 (納人) | 住所        | 氏名  |
| 年度       |                                  |     | 年度       |           |     | 年度       |           |     |
| 一般会計     |                                  |     | 一般会計     |           |     | 一般会計     |           |     |
| 大蔵省主管    |                                  | 税務署 | 大蔵省主管    |           | 税務署 | 大蔵省主管    |           | 税務署 |
| 租 税      | 所得 税                             | 円   | 租 税      | 所得 税      | 円   | 租 税      | 所得 税      | 円   |
| 税 額 金    | 万 千 百 十 円                        |     | 税 額 金    | 万 千 百 十 円 |     | 税 額 金    | 万 千 百 十 円 |     |
| 利子 税 額 金 |                                  |     | 利子 税 額 金 |           |     | 利子 税 額 金 |           |     |
| 納付の目的    | 何年何期分                            |     | 納付の目的    | 何年何期分     |     | 納付の目的    | 何年何期分     |     |
| 納付の場所    | 日本銀行何店<br>(日本銀行本店、支店、代理店又は蔵入代理店) |     | 納付の場所    | 日本銀行何店    |     | 納付の場所    | 日本銀行何店    |     |

別表五 (用紙各片日本標準規格 A 輪廓寸法 縦百三十純 横九十五純)



備考

- 一 納付書、領收済通知書及び領收証書の年度、税務署名、納人の住所氏名、金額、納付の目的及び納付の場所は、すべて納人において記載すること。
- 二 年度は納付の日により区分して記載すること。
- 三 年度及び金額は、「アラビヤ」数字を以て明り、よりに記載すること。
- 四 納付の目的には、申告納税の所得税については何年何期分（農業所得者の納付する所得税、法第三十條の規定による所得税及び法第五十七條の三の規定による所得税については、その旨）、源泉徴收の所得税については、法第三十七條、法第三十八條第一項、法第四十條、法第四十一條又は法第四十二條の規定による徴收税額、法第五十五條、法第五十六條又は法第五十七條の三第三項の規定による利子税額と記載すること。
- 五 第二十一條の徴收高計算書は、領收済通知書と納付書との間に附屬せしめること。但し、税務署長の承認を得た場合においては、徴收高計算書を別に提出することができる。

別表六 (一)

(用紙日本標準規格A6)

昭和 年 月 分

利子所得及び利息の配当に対する所得税徴收高計算書

| 所轄税務署      |                   | 徴收義務者<br>指定番号 |     |         |              | No. |
|------------|-------------------|---------------|-----|---------|--------------|-----|
| 区 分        | 支拂うべき<br>金額       | 支拂済金額         |     |         | 税 額          |     |
|            |                   | 非課税免          | 税 課 | 税 課     |              |     |
| 公 債        | 円                 | 円             | 円   | 円       | 円            |     |
| 社 債        |                   |               |     |         |              |     |
| 計          |                   |               |     |         |              |     |
| 預 金<br>利 子 | 銀行預金              |               |     |         |              |     |
|            | 農業協同組合貯金<br>その他の金 |               |     |         |              |     |
|            | 計                 |               |     |         |              |     |
| 利息の配当      |                   |               |     |         |              |     |
| 合同運用信託の利益  |                   |               |     |         |              |     |
| 利 子 税 額    |                   | —             | —   | (基本日数)日 |              |     |
| 合 計        |                   |               |     |         |              |     |
| 摘 要        |                   |               |     |         | 領 收<br>日 付 印 |     |

年 月 日  
(納人) 住 所 氏 名



所得税、所得税法施行細則

備考

- 一 支拂うべき金額欄には、その月において支拂うべきことの確定した金額と前月分の支拂未済金額との合計（公債及び社債の利子については、その月において支拂つた金額）を記載すること。但し、実際支拂をなした金額により記載することができる。
- 二 非課税の欄には、所得税法、国民貯蓄組合法等により、所得税を課せられないものを記載すること。
- 三 免税の欄には、租税特別措置法等により、所得税を免除されたものを記載すること。
- 四 農業協同組合貯金等の欄には、農業協同組合貯金、信用協同組合貯金等の利子を記載すること。
- 五 法第十七條及び法第十八條の規定に該当するものについては、各欄に内書すること。
- 六 合同運用信託の利益については、控除した所得税額を摘要欄に記載すること。
- 七 利子税額の欄には、法第五十六條の規定による利子税額を記載すること。

別表六 (二)

昭和 年 月分  
給与所得及び退職所得に対する所得税徴収高計算書

|                  |                           |               |          |                  |                       |  |
|------------------|---------------------------|---------------|----------|------------------|-----------------------|--|
| 所轄税務署            |                           | 徴収義務者<br>指定番号 |          | No.              |                       |  |
| 区 分              | 人員                        | 支給総額<br>円     | 税 額<br>円 | 摘 要              |                       |  |
|                  |                           |               |          | 1人当り<br>支給額<br>円 | 平均税率<br>%             |  |
| 給<br>與<br>所<br>得 | 俸給料等                      |               |          |                  | 現<br>実<br>の<br>人<br>員 |  |
|                  | 賞與                        |               |          |                  |                       |  |
|                  | 恩給                        |               |          |                  |                       |  |
|                  | その他                       |               |          |                  |                       |  |
|                  | 法第四十<br>條の規定<br>による税<br>額 | 不足税額          |          |                  |                       |  |
|                  | 日傭労働<br>者の賃金<br>計         | (延)           |          |                  |                       |  |
| 退<br>職<br>所<br>得 | 一時恩給                      |               |          |                  |                       |  |
|                  | 退職給與                      |               |          |                  |                       |  |
|                  | 計                         |               |          |                  |                       |  |
| 利子税額             | — (基本<br>日数)日             |               |          |                  |                       |  |
| 合 計              | —                         |               |          |                  |                       |  |

領收日付印

昭和 年 月 日

(納人) 住 所  
氏 名

(用紙日本標準規格A6)

所得税 所得税法施行細則



所得税 所得税法施行細則

二二二

備考

- 一 人員欄には、各欄ごとに実際人員（給与所得の計欄には給与所得の各欄（日傭労働者の延人員を除く。）を通じた実際人員）を記載すること。
- 二 支給総額の欄には、その月において支給した給与の総額を記載すること。
- 三 法第六條第二号に該当するものについては、人員及び支給総額の欄に外書すること。
- 四 法第十七條の規定に該当するものについては、各欄に内書すること。
- 五 法第三十八條第一項第六号に該当するものについては、給与所得日傭労働者の賃金の欄に記載すること。
- 六 利子税額の欄には、法第五十六條の規定による利子税額を記載すること。
- 七 法第三十六條の三の規定により充当した税額があるときは、その人員及び充当税額を摘要欄に記載すること。
- 八 徴収して納付すべき税額がない場合においても、提出するものとする。
- 九 一人当り支給額の欄には、支給総額を人員で除した額を記載すること。
- 十 平均税率の欄には、税額を支給総額で除した割合を記載すること。

備考

- 一 人員の欄には、各欄ごとに実際人員を記載すること。
- 二 支拂総額の欄には、その月において支拂つた報酬及び料金の総額を記載すること。
- 三 原稿料、著作権の使用权、講演料等の欄には法第四十二條第一項及び規則第四十六條の二第一項に掲げる報酬又は料金を、外交員、集金人等の報酬及び料金の欄には法第四十二條第二項及び規則第四十六條の二第二項に掲げる報酬又は料金を記載すること。
- 四 利子税額の欄には、法第五十六條の規定により利子税額を記載すること。

昭和 年 月 分  
所得税法第四十二條の規定による  
所得税徴収高計算書

別表六 (三)

| 所轄税務署 | 区分                   | 人員 | 支総<br>拂額 円 | 徴収義務者<br>指定番号 | 税額 円 | No. | 摘要       |
|-------|----------------------|----|------------|---------------|------|-----|----------|
|       | 原稿料、著作権の<br>使用权、講演料等 | 入  |            |               |      |     |          |
|       | 外交員、集金人等<br>の報酬及び料金  |    |            |               |      |     |          |
|       | 計                    |    |            |               |      |     | 領日<br>收印 |
|       | 利子税額                 | 一  |            | (基本<br>日数)    |      |     |          |
|       | 合 計                  |    |            |               |      |     |          |

昭和 年 月 日  
(納人) 住所 氏名

一一三三三

(用紙日本標準規格 A6)



別表七 (一)

| 支拂者 | 支拂者<br>氏名 | 住所 | 元本<br>元 | 利率<br>% | 支拂金額<br>円 | 源泉徴収<br>額<br>円 | 支拂確定<br>年月日 | 摘要 | 支拂者      |            |
|-----|-----------|----|---------|---------|-----------|----------------|-------------|----|----------|------------|
|     |           |    |         |         |           |                |             |    | 住所<br>氏名 | 元本の<br>所有者 |
|     |           |    |         |         |           |                |             |    |          |            |
|     |           |    |         |         |           |                |             |    |          |            |
|     |           |    |         |         |           |                |             |    |          |            |
|     |           |    |         |         |           |                |             |    |          |            |
|     |           |    |         |         |           |                |             |    |          |            |

(用紙日本標準規格B7)

- 備考
- 一 種別欄には、国債、何県債、何市債、何会社債、銀行預金、銀行貯蓄預金、農業協同組合貯金、合同運用信託その他これに準じて記載すること。
  - 二 元本欄には利子計算期間の末日現在の金額を記載すること。
  - 三 元本の所有者欄には無記名の公債又は社債について元本の所有者と利子の受領者とは異なる場合に限って記入すること。
  - 四 支拂の取扱者から提出する場合は、支拂者及び取扱者の双方の氏名及び住所を記載すること。
  - 五 告知書を以つてこの調書に代えたときは、この調書は、提出を要しない。
  - 六 合計表をこの様式に準じて作成し添附すること。

別表七 (二)

| 主<br>氏名 | 住所 | 株<br>主 | 年月日 | 自<br>年<br>至<br>年<br>日 | 事業年度 | % 円 | 定率<br>又<br>は<br>月<br>率 | 支拂は<br>月<br>率<br>又<br>は<br>年<br>率 | 配当<br>金額<br>円 | 支拂は<br>月<br>率<br>又<br>は<br>年<br>率 | 摘要 | 法人名 |                      |  |
|---------|----|--------|-----|-----------------------|------|-----|------------------------|-----------------------------------|---------------|-----------------------------------|----|-----|----------------------|--|
|         |    |        |     |                       |      |     |                        |                                   |               |                                   |    | 住所  | 株主<br>株式数又は<br>出資の口数 |  |
|         |    |        |     |                       |      |     |                        |                                   |               |                                   |    |     |                      |  |
|         |    |        |     |                       |      |     |                        |                                   |               |                                   |    |     |                      |  |
|         |    |        |     |                       |      |     |                        |                                   |               |                                   |    |     |                      |  |
|         |    |        |     |                       |      |     |                        |                                   |               |                                   |    |     |                      |  |
|         |    |        |     |                       |      |     |                        |                                   |               |                                   |    |     |                      |  |

(用紙日本標準規格B7)

- 備考
- 一 株式数の欄には、旧株、新株、優先株、後配株等の区分に従い、その株数を記載すること。
  - 二 利息の配当についての源泉徴収税額は摘要欄に記載すること。
  - 三 告知書を以つてこの調書に代えたときは、この調書は提出を要しない。
  - 四 合計表をこの様式に準じて作成し添附すること。



所得税 所得税法施行細則

二二六

- 備考
- 一 区分欄には、原稿料、著作権の使用权、講演料、講演料、外交員、集金人等の報酬又は料金その他これに準じて記載すること。
  - 二 計算の基礎欄には、原稿料、講演料等については、支拂口数を記載すること。
  - 三 支拂金額欄には、すべてその年中に支拂の確定したものを記載すること。
  - 四 源泉徴収税額欄には、その年中に徴収すべき税額を記載すること。
  - 五 住所欄には、支拂調書提出日の現況により記載すること。
  - 六 合計表をこの様式に準じて作成し添附すること。

別表七 (三) (用紙日本標準規格B7)

年分所得税法第四十二條に規定する報酬等支拂調書

| 受給者<br>氏名 | 住所 | 源泉徴収税額 |    |    |    | 計算の<br>基礎 | 区分 | 支拂者<br>摘要 |
|-----------|----|--------|----|----|----|-----------|----|-----------|
|           |    | 万円     | 千円 | 百円 | 十円 |           |    |           |
|           |    |        |    |    |    |           |    |           |
|           |    |        |    |    |    |           |    |           |
|           |    |        |    |    |    |           |    |           |
|           |    |        |    |    |    |           |    |           |
|           |    |        |    |    |    |           |    |           |
|           |    |        |    |    |    |           |    |           |
|           |    |        |    |    |    |           |    |           |
|           |    |        |    |    |    |           |    |           |
|           |    |        |    |    |    |           |    |           |
|           |    |        |    |    |    |           |    |           |

別表七 (四)

(用紙日本標準規格B5)

| 自 年 月 日                     |                 |             | 信託計算書        |            |         | 住所  |  |    | 受託者 氏 名 | 年 月 日  |
|-----------------------------|-----------------|-------------|--------------|------------|---------|-----|--|----|---------|--------|
| 受住<br>所<br>益<br>氏<br>者<br>名 | 信託財産から生ずる利益の受益者 | 信託の<br>期 間  | 元本たる信託財産の受益者 | 信託の<br>目 的 | 受託者住所氏名 |     |  | 備考 |         |        |
| 収入金額                        | 支出金額            | 所得の基因たる信託財産 |              |            | 備考      |     |  |    |         |        |
|                             |                 | 種類          | 所在地          | 数量         |         | 価 格 |  |    |         |        |
| 円                           | 円               |             |              |            |         |     |  |    |         |        |
|                             |                 |             |              |            |         |     |  |    |         |        |
|                             |                 |             |              |            |         |     |  |    |         |        |
|                             |                 |             |              |            |         |     |  |    |         |        |
|                             |                 |             |              |            |         |     |  |    |         |        |
|                             |                 |             |              |            |         |     |  |    |         |        |
|                             |                 |             |              |            |         |     |  |    |         |        |
|                             |                 |             |              |            |         |     |  |    |         | 摘<br>要 |

所得税 所得税法施行細則

二二七



所得税 所得税法施行細則

備考

- 一 収入金額及び支出金額は、所得の基因たる信託財産の異なるごとに区分して記載すること。
- 二 信託財産の処分により生じた損益は、他の収入及び支出と区分して記載すること。
- 三 信託財産の欄には、財産の種類ごとに当該財産の性質に応じ、その財産の状態を明かにする事項を記載すること。
- 四 事業年度末(信託会社以外の受託者の場合は、その年十二月末日)に現存しない信託財産についてはその処分年月日又はあらたに信託行為により受け入れた信託財産についてはその受入の年月日を備考欄に記載すること。
- 五 左の事項を摘要欄に記載すること。
  - イ 受益者に交付した信託財産の種類、数量及びその時期
  - ロ 信託財産から生ずる利益の受益者が数人ある場合において、その利益を受ける割合が異なるときは、その割合
  - ハ 受託者の受くべき報酬額又は計算方法、支拂義務者及び支拂の時期
  - ニ 信託業法第九條の規定による補てん又は補足の割合その他これに関する事項
  - ホ 受益者の異動があつたものについては、その原因及び異動の時期
- 六 所轄税務署長の承認を受けたときは、この様式と異なる様式により調製することができる。

別表八

(用紙日本標準規格B7)

| 法人名                           | 支拂又は受ける者          |                   | 住所                | 氏名          |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|
|                               | 円                 | 円                 |                   |             |
| ○の二の規定による支拂通知書<br>年分所得税法第六十一條 | 拂出金額又は<br>入金金額    | 積立額<br>円          | 株式又は<br>出資の<br>数は | 確は年<br>定支拂日 |
|                               | 金は                | 金は                |                   |             |
|                               | 金は                | 金は                | 金は                | 金は          |
| ○                             | はは<br>株式又は<br>出資は | はは<br>株式又は<br>出資は | 摘要                | 計           |
|                               | はは<br>株式又は<br>出資は | はは<br>株式又は<br>出資は |                   |             |

備考

- 一 数回に分割して金銭又は金銭以外の財産を支拂又は交付するときは、すでに支拂又は交付した額の累計額を該当欄に朱書すること。
- 二 法第六十一條の二第一項各号に規定する支拂又は交付の事由(株式の消却、解散、合併等)摘要欄に記載すること。
- 三 合計表をこの様式に準じて作成し、法第六十一條の二第二項から第四項までの規定による積立金額の計算の明細表とともに添附すること。

所得税 所得税法施行細則



三三〇

(用紙日本標準規格B7)

|                       |  |    |  |       |         |       |    |       |      |   |   |   |      |   |   |   |
|-----------------------|--|----|--|-------|---------|-------|----|-------|------|---|---|---|------|---|---|---|
| 受給者                   |  | 氏名 |  | 受給者住所 | 年分源泉徴収票 | 給與支拂者 | 区分 | 計算の基礎 | 支拂金額 |   |   |   | 徴収税額 |   |   |   |
|                       |  |    |  |       |         |       |    |       | 万    | 千 | 百 | 十 | 円    | 万 | 千 | 百 |
| 法第四十條の規定による過納税額又は不足税額 |  |    |  |       |         |       |    |       |      |   |   |   |      |   |   |   |
| 合 計                   |  |    |  |       |         |       |    |       |      |   |   |   |      |   |   |   |
| 扶養親族及び不具者数            |  | 摘要 |  |       |         |       |    |       |      |   |   |   |      |   |   |   |

備考

- 一 区分欄には、俸給、給料、歳費、年金、恩給、賞與、退職所得等のように記載すること。
- 二 計算の基礎欄には、日額、月額を記載し、年の中途において異動があるものは一月から月何円、七月から月何円のように記載すること。
- 三 支拂金額欄には、すべてその年中に支拂の確定したもの（自己が支拂うものに限る。）を記載すること。
- 四 徴収税額欄には、その年中に法第三十八條第一項の規定により徴収すべき税額を掲げること。
- 五 法第四十條の規定による過納税額又は不足税額欄には、年末調整による不足額に相当する所得税の税額はこれを黒書し、過納額に相当する所得税の税額はこれを赤書すること。
- 六 合計欄には支拂金額又は徴収税額について不足額に相当する所得税の税額はこれを加算し、過納額に相当する所得税の税額は減算したそれぞれの合計額を記載すること。
- 七 住所欄には、源泉徴収票の交付の時及び扶養親族の数は、十二月三十一日（年の中途において退職したものについては、退職当時）の現況により記載すること。
- 八 規則第四十六條第六項の規定により過不足額を計算した場合においては、その基礎となつた従前の給與の支拂者の支拂つた給與の金額及びその支拂者の氏名又は名称並びに退職年月日を摘要欄に記載すること。
- 九 合計表をこの様式に準じて作成し、添附すること。



所得税

昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律

二二二

### ○昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律

(昭和二十五年四月三十日法律第十六号)

- 1 昭和二十五年に限り、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十一条第一項の規定による六月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年七月一日の現況によるものとし、その提出期間は、同日から同月三十一日までとする。
- 2 昭和二十五年に限り、所得税法第二十一条第六項中「五月三十一日」とあるのは、「六月三十日」と読み替えるものとする。
- 3 昭和二十五年に限り、所得税法第二十一条の三四項中「五月一日(農業所得者については、六月一日以下本条において同じ。)」とあるのは「六月一日」と、「五月三十一日(農業所得者については、六月三十日以下本条において同じ。)」とあるのは「六月三十日」と、同条第五項中「五月一日」とあるのは「六月一日」と、同条第七項中「五月一日」とあるのは「六月一日」と、「五月三十一日」とあるのは「六月三十日」と読み替えるものとする。
- 4 昭和二十五年に限り、所得税法第三十条第一項中「第一期 その年六月一日から同月三十日限」とあるのは、「第一期 その年七月一日から同月三十一日限」と読み替えるものとする。
- 5 この法律の施行に必要所得税法施行規則(昭和二十二年勅令第百十号)の特例は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### ○昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の施行に関する政令

(昭和二十五年四月三十日政令第百三十三号)

- 1 昭和二十五年に限り、所得税法施行規則(昭和二十二年勅令第百十号。以下「令」という。)第一条中「毎年六月一日(法第二十一条の三の規定の適用がある場合においては毎年五月一日)」とあるのは「七月一日(法第二十一条の三の規定の適用がある場合においては六月一日)」と、「毎年五月一日(農業所得者については、毎年六月一日)」とあるのは「六月一日」と読み替えるものとする。
- 2 昭和二十五年に限り、令第十九条の四第一項中「五月十五日(農業所得者については、六月十五日)」とあるのは「六月十五日」と読み替えるものとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

### ○所得税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十一号)附則第二十項の規定により、同項の規定の適用を受けるべき定期預金の利子及び金銭信託の利益

昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の施行に関する政令(昭和二十五年法律第七十一号)附則第二十項の規定により、同項の規定の適用を受けるべき定期預金の利子及び金銭信託の利益指定

二二三



所得稅

所得稅法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十一号)附則第二十項の規定により、同項の規定の適用を受けるべき定期預金の利子及び金銭信託の利益指定、所得稅法の臨時特例等に関する法律

二三四

### 指定

(昭和二十五年三月三十一日大藏省告示第二百三十一号)

無記名の定期預金の利子及び無記名の金銭信託の利益(当該定期預金又は金銭信託の契約の期間満了後元本の支拂に至るまでの利子又は利益並びに当該定期預金又は金銭信託で昭和二十五年九月三十日以前に解約されるものの利子又は利益を含む。)

## ○所得稅法の臨時特例等に関する法律

(昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十九号)

(所得稅法の特例)

第一條 昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る所得稅法(昭和二十二年法律第二十七号)第九條第一項第四号に規定する給與(賞與及び賞與の性質を有する給與を除く。)に対する同法第三十八條第一項第一号から第三号までの規定による所得稅の源泉徴收については、その給與の金額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に應じ、同項に規定する同法別表第二の月額表甲欄又は日額表甲欄に掲げる税額から、この法律の別表(所得稅源泉徴收額控除額表)の第一月額表又は第二日額表に掲げる金額を控除した税額による。この場合において、給與の支給期が毎週と定められているとき、又は給與の支給期間が週の整数倍の期間により定められているときは、その給與の日割額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に應じ、所得稅法別表第二の日額表甲欄に掲げる税額からこの法律の別表(所得稅源泉徴收額控除額表)の第二日額表に掲げる金額を控除した税額に七倍又はその整数倍を乗じて計算した税額による。

(帳簿の整備)

第二條 政府は、課稅の適正化に資するため、法人又は所得稅法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に関して備え付ける帳簿について、その記載事項その他必要な事項を定めることができる。

2 前項に規定する帳簿を備え付ける者は、命令の定めるところにより、昭和二十五年一月三十一日までに政府に届け出なければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。



別表 所得税源泉徴収額控除額表  
第一月額表

| その<br>給<br>興<br>の<br>月<br>金<br>額 | 扶<br>養<br>親<br>族<br>数 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
|----------------------------------|-----------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
|                                  | 0人                    | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 |
| 以上                               | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 未<br>滿                           | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 2,300<br>円                       | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 2,300<br>円未滿                     | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 2,400<br>円                       | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 2,400<br>円未滿                     | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 2,600<br>円                       | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 2,600<br>円未滿                     | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 2,800<br>円                       | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 2,800<br>円未滿                     | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 3,000<br>円                       | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 3,000<br>円未滿                     | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 3,200<br>円                       | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 3,200<br>円未滿                     | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 3,400<br>円                       | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 3,400<br>円未滿                     | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 3,600<br>円                       | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 3,600<br>円未滿                     | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 3,800<br>円                       | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 3,800<br>円未滿                     | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 4,000<br>円                       | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 4,000<br>円未滿                     | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 4,500<br>円                       | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 4,500<br>円未滿                     | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 5,000<br>円                       | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 5,000<br>円未滿                     | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 5,500<br>円                       | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 5,500<br>円未滿                     | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 6,000<br>円                       | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |
| 6,000<br>円未滿                     | 0人                    | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人  |

|             |             |          |          |          |            |            |            |            |            |            |            |        |        |        |
|-------------|-------------|----------|----------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------|--------|--------|
| 6,500<br>円  | 7,000<br>円  | 65<br>人  | 115<br>円 | 165<br>円 | 215<br>円   | 285<br>円   | 425<br>円   | 475<br>円   | 900<br>円   | 950<br>円   | 1,000<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 7,500<br>円  | 7,500<br>円  | 80<br>人  | 135<br>円 | 185<br>円 | 235<br>円   | 310<br>円   | 450<br>円   | 500<br>円   | 900<br>円   | 950<br>円   | 1,000<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 8,000<br>円  | 8,000<br>円  | 80<br>人  | 160<br>円 | 210<br>円 | 260<br>円   | 330<br>円   | 495<br>円   | 545<br>円   | 900<br>円   | 950<br>円   | 1,000<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 8,500<br>円  | 8,500<br>円  | 80<br>人  | 180<br>円 | 230<br>円 | 280<br>円   | 355<br>円   | 405<br>円   | 475<br>円   | 900<br>円   | 950<br>円   | 1,000<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 9,000<br>円  | 9,500<br>円  | 80<br>人  | 180<br>円 | 275<br>円 | 325<br>円   | 375<br>円   | 425<br>円   | 475<br>円   | 900<br>円   | 950<br>円   | 1,000<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 9,500<br>円  | 10,000<br>円 | 85<br>人  | 185<br>円 | 285<br>円 | 350<br>円   | 400<br>円   | 450<br>円   | 500<br>円   | 900<br>円   | 950<br>円   | 1,000<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 10,000<br>円 | 11,000<br>円 | 80<br>人  | 200<br>円 | 300<br>円 | 395<br>円   | 445<br>円   | 495<br>円   | 545<br>円   | 900<br>円   | 950<br>円   | 1,000<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 11,000<br>円 | 12,000<br>円 | 75<br>人  | 220<br>円 | 340<br>円 | 440<br>円   | 525<br>円   | 575<br>円   | 625<br>円   | 900<br>円   | 950<br>円   | 1,000<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 12,000<br>円 | 13,000<br>円 | 25<br>人  | 215<br>円 | 365<br>円 | 475<br>円   | 575<br>円   | 660<br>円   | 710<br>円   | 760<br>円   | 810<br>円   | 820<br>円   | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 13,000<br>円 | 14,000<br>円 | 55<br>人  | 255<br>円 | 420<br>円 | 570<br>円   | 675<br>円   | 775<br>円   | 850<br>円   | 900<br>円   | 950<br>円   | 1,000<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 14,000<br>円 | 15,000<br>円 | 110<br>人 | 340<br>円 | 540<br>円 | 700<br>円   | 850<br>円   | 950<br>円   | 1,050<br>円 | 1,120<br>円 | 1,170<br>円 | 1,220<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 15,000<br>円 | 16,000<br>円 | 150<br>人 | 400<br>円 | 625<br>円 | 825<br>円   | 980<br>円   | 1,125<br>円 | 1,225<br>円 | 1,325<br>円 | 1,390<br>円 | 1,440<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 16,000<br>円 | 17,000<br>円 | 190<br>人 | 440<br>円 | 690<br>円 | 910<br>円   | 1,110<br>円 | 1,260<br>円 | 1,400<br>円 | 1,500<br>円 | 1,600<br>円 | 1,660<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 17,000<br>円 | 18,000<br>円 | 180<br>人 | 470<br>円 | 720<br>円 | 970<br>円   | 1,190<br>円 | 1,390<br>円 | 1,540<br>円 | 1,670<br>円 | 1,770<br>円 | 1,870<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 18,000<br>円 | 19,000<br>円 | 180<br>人 | 480<br>円 | 775<br>円 | 1,020<br>円 | 1,270<br>円 | 1,490<br>円 | 1,690<br>円 | 1,840<br>円 | 1,970<br>円 | 2,070<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 19,000<br>円 | 20,000<br>円 | 180<br>人 | 480<br>円 | 780<br>円 | 1,070<br>円 | 1,320<br>円 | 1,570<br>円 | 1,790<br>円 | 1,990<br>円 | 2,140<br>円 | 2,270<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 20,000<br>円 | 21,000<br>円 | 170<br>人 | 480<br>円 | 780<br>円 | 1,080<br>円 | 1,370<br>円 | 1,620<br>円 | 1,870<br>円 | 2,090<br>円 | 2,230<br>円 | 2,440<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 21,000<br>円 | 22,100<br>円 | 145<br>人 | 480<br>円 | 780<br>円 | 1,080<br>円 | 1,380<br>円 | 1,675<br>円 | 1,920<br>円 | 2,170<br>円 | 2,390<br>円 | 2,590<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |
| 22,100<br>円 |             | 145<br>人 | 495<br>円 | 835<br>円 | 1,135<br>円 | 1,435<br>円 | 1,735<br>円 | 2,030<br>円 | 2,280<br>円 | 2,530<br>円 | 2,750<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 | 0<br>円 |

所得税 所得税法の臨時特例等に関する法律



所得税 所得税法の臨時特例等に関する法律

二三八

第二 日額表

| その日の金額   | 扶   | 養   |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 親   | 族   | 数   |     |     |     |    |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
|          |     | 控   | 除   | 金   | 額   | 0人  | 1人  | 2人  | 3人  | 4人  | 5人  |     |     |     | 6人  | 7人  | 8人  | 9人 |
| 円 89 円未満 | 円 全 | 円 0 | 円 0 | 円 0 | 円 0 | 円 0 | 円 0 | 円 0 | 円 0 | 円 0 | 円 0 | 円 0 | 円 0 | 円 0 | 円 0 | 円 0 | 円 0 |    |
| 80       | 100 | 2   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 0  |
| 100      | 125 | 2   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 全   | 0  |
| 125      | 150 | 1   | 額   | 額   | 額   | 額   | 額   | 額   | 額   | 額   | 額   | 額   | 額   | 額   | 額   | 額   | 額   | 0  |
| 150      | 175 | 2   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 0  |
| 175      | 200 | 1   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 0  |
| 200      | 225 | 2   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 0  |
| 225      | 250 | 2   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 0  |
| 250      | 275 | 3   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 0  |
| 275      | 300 | 2   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 0  |
| 300      | 325 | 3   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 0  |
| 325      | 350 | 3   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 0  |
| 350      | 375 | 2   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 0  |

|     |     |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |
|-----|-----|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 375 | 400 | 2 | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 0 |
| 400 | 425 | 2 | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 0 |
| 425 | 450 | 1 | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 0 |
| 450 | 475 | 2 | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 9  | 0 |
| 475 | 500 | 3 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 0 |
| 500 | 525 | 5 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 0 |
| 525 | 550 | 6 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 0 |
| 550 | 575 | 6 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 0 |
| 575 | 600 | 5 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 0 |
| 600 | 625 | 7 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 0 |
| 625 | 650 | 7 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 0 |
| 650 | 675 | 5 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 0 |
| 675 | 700 | 5 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 0 |
| 700 | 725 | 6 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 0 |
| 725 | 750 | 5 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 0 |
| 750 | 770 | 5 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 0 |
| 770 | 770 | 6 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 0 |

二三九



所得税

所得税法の臨時特例等に関する法律第二條の規定に基き、法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についての記載事項等に関する省令

○所得税法の臨時特例等に関する法律第二條の規定に基き、法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についての記載事項等に関する省令 (昭和二十四年十二月十五日大藏省令第五百号)

第一條 この省令は、所得税法の臨時特例等に関する法律(昭和二十四年法律第二百六十九号。以下「法」という。)第二條の規定に基き、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の適用を受ける法人(以下「法人」という。)又は所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人(以下「個人」という。)の所得の計算に關して備え付ける帳簿についてその記載事項その他必要な事項並びにその帳簿を備え付ける者の届出に關して必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 法第二條第二項の規定による届出をしようとする法人又は個人は、その所得を正確に計算するため、法人にあつてはその財産及び資本に影響を及ぼす一切の取引、個人にあつては当該山林所得若しくは事業等所得の基因たる財産又はその所得を生ずる事業の用に供する財産及びその資本に影響を及ぼす一切の取引(以下「取引」という。)につき、正規の簿記の原則に従い、整然と、且つ、明瞭に記録し、その記録に基き決算

を行わなければならない。  
2 前項に規定する個人は、同項に規定する取引で家事に關する分の収入支出その他の事項を含むものについては、その都度家事に關する分の収入支出その他の事項を除いて記録しなければならない。但し、家事に關する分を含む経費で取引の都度区分整理し難いものについては、年末において、これを一括して区分整理することができる。

第三條 前條第一項に規定する法人又は個人は、帳簿を備え、別表に定める事項を記載しなければならない。

第四條 第二條第一項に規定する法人又は個人は、すべての取引を貸方及び借方に仕訳する帳簿を備え、取引の發生順に、取引の年月日、内容、第五條に規定する帳簿の丁数、勘定科目及び金額を記載しなければならない。

第五條 第二條第一項に規定する法人又は個人は、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿を備え、その勘定には、記載の年月日、相手方勘定科目、前條に規定する帳簿の丁数及び金額を記載しなければならない。

第六條 第二條第一項に規定する法人は毎事業年度末に、同項に規定する個人は毎年その年末に、商品、原料、仕掛品、半製品、製品、收穫物、貯蔵品等たな卸をなすべき資産のたな卸その他決算のために必要な事項の整理を行い、その実績を明瞭に記録しなければならない。

2 前項に規定するたな卸については、たな卸表を作成し、たな卸商品等の種類、品名、数量、單価及び金額を記載しなければならない。

第七條 第二條第一項に規定する法人は毎事業年度末に、同項に規定する個人は毎年その年末に、決算を行

所得税 所得税法の臨時特例等に関する法律第二條の規定に基き、法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についての記載事項等に関する省令



所得税 所得税法の臨時特例等に関する法律第二條の規定に基づき、法人又は所得  
 業等所得を有する個人の所得の計算に備え付ける帳簿については、  
 記載事項等に関する省令 二四二

第八條 第二條第一項に規定する個人は、帳簿を備え、当該山林又は事業以外の収入につき、その収入の年月日、事由及び金額を記載しなければならない。

第九條 第二條第一項に規定する法人又は個人は、左に掲げる帳簿書類を整理し、五年間、これを保存しなければならない。

- 一 第三條から第五條まで及び前條に規定する帳簿並びに取引に関して作成されたその他の帳簿
- 二 たな卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算整理又は決算に関して作成されたその他の書類
- 三 取引に関して相手方から受け取り又は自己の作成した注文書、契約書、送り状、領收書、伝票その他の証憑書類。但し、相手方に交付し自己の所持しないものを除く。

第十條 第二條第一項に規定する法人又は個人は、その業種、業態又は規模により、第三條から第八條までの規定により難いときは、所轄税務署長の承認を受け、第三條から第八條までに規定する記載事項等の一部を省略し又は変更することができる。

第十一條 法人にあつては昭和二十五年一月一日以後最初に開始する事業年度の所得、個人にあつては昭和二十五年分の所得につき、法第二條第一項に規定する帳簿を備え付ける者は、国税庁長官の定める書面を添え、その旨を、昭和二十五年一月三十一日までに、納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。但し、個人の山林所得については、本條に規定する国税庁長官の定める書面を添えることを要しない。

附則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 第二條第一項に規定する法人のうち宗教法人その他国税庁長官の定めるもの及び同項に規定する個人は、第二條から第十條までの規定にかかわらず、当分の間、第二條、第三條及び第六條から第十條までの規定に従い、複式簿記以外の簿記の方法によることができる。
- 3 第二條第一項に規定する個人で、その所得金額の十分の七以上が農業の所得又は山林所得であるものは、当分の間、第七條に規定する貸借対照表を作成することを要しない。

別表  
 一般の部

| 区   | 分                        | 記                             | 載 | 事 | 項 | 備 | 考 |
|-----|--------------------------|-------------------------------|---|---|---|---|---|
| (一) | 現金の出納に関する事項              | 取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高     |   |   |   |   |   |
| (二) | 当座預金の預入及び引出に関する事項        | 預金の口座別に、取引の年月日、事由、支拂先及び金額     |   |   |   |   |   |
| (三) | 手形(融通手形を除く。)上の債権債務に関する事項 | 受取手形、支拂手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額 |   |   |   |   |   |

所得税 所得税法の臨時特例等に関する法律第二條の規定に基づき、法人又は所得  
 業等所得を有する個人の所得の計算に備え付ける帳簿については、  
 記載事項等に関する省令 二四三



所得税

所得税法の臨時特例等に関する法律第二條の規定に基づき、法人又は所得  
業等所得を有する個人若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事  
業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についての  
記載事項等に関する省令

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>(四) 売掛金（未收加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項</p> | <p>売上先、その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額</p>  |  |
| <p>(五) 買掛金（未拂加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項</p> | <p>仕入先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他受けた給付の内容、数量、単価及び金額</p>  |  |
| <p>(六) (一)から(五)までに掲げるもの以外の債権債務に関する事項</p>          | <p>貸付金、借入金、預け金、預り金、仮拂金、仮受金、未収入金、未拂金、店主貸（個人に限る。）、店主借（個人に限る。）等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額</p> |  |
| <p>(七) 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項</p>                | <p>取引の年月日、事由、相手方、銘柄、数量、単価及び金額</p>   |  |
| <p>(八) 固定資産に関する事項</p>                             | <p>法人税法施行細則（昭和二十二年大藏省令第三十号）別表一又は別表三に掲げる固定資産については種類ごと、同令別表二に掲げる固</p>   |  |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>(九) (一)から(四)まで及び(六)から(八)までに掲げるもの以外の資産（商品、製品、消耗品、その他たな卸により整理するものを除く。）に関する事項</p> | <p>定資産については事業ごとに、且つ、耐用年数の異なるものについては、その異なるごとに、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額</p> |  |
|---|---|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>(一〇) 売上（加工その他の役務の給付等売上と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項</p> | <p>取引の年月日、売上先、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日目の売上総額。但し、小売その他これに類するものを行う者の現金売上で本文の規定により難いものについては、日目の現金売上の総額並びに売上先又は売上先を記載し難いものについてはこれに代えて取引回数に記載し、</p> | <p>(1) 小売その他これに類するものを行う者の現金売上で上欄の但書の規定にもより難いものについては、所轄税務署長の承認を受けた場合は、日目の現金売上の総額のみを記載することができ。<br/>(2) 二以上の事業所を有する</p> |
|--|--|--|

所得税

所得税法の臨時特例等に関する法律第二條の規定に基づき、法人又は所得  
業等所得を有する個人若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事  
業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についての  
記載事項等に関する省令



所得税

所得税法の臨時特例等に関する法律第二條の規定に基き、法人又は所得業等所得を有する個人若しくは第九号に規定する山林所得若しくは記載事項等に関する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についで記載事項等に関する省令

二四六

|                                 |   |  |
|---------------------------------|---|--|
| <p>(一) (二)に掲げるもの以外の収入に關する事項</p> | <p>品名その他給付の内容、数量、單価又は金額のうち、その記載し難いものを省略することができる。</p>                | <p>者の売上で上欄本文の規定による売上総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における売上総額を記載すれば足りる。</p>          |
| <p>(二) (三)に掲げるもの以外の経費に關する事項</p> | <p>受取利息、雑収入等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>         | <p>二以上の事業所を有する者の仕入で上欄の規定による仕入総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における仕入総額を記載すれば足りる。</p> |
| <p>(三) (三)に掲げるもの以外の経費に關する事項</p> | <p>賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、修繕費、減価償却費、地代家賃、保険料、旅費、交通費、通信</p> | <p>取引の年月日、仕入先その他相手方、品名その他給付の内容、数量、單価及び金額並びに日日の仕入総額</p>                           |

個人の山林所得又は農業の所得の部

| 区   | 分           | 記載事項   | 備考 |
|-----|-------------|--|----|
| (一) | 現金の出納に関する事項 | 取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高                    |    |
| (二) | 債権債務に関する事項  | 預金、貸付金、借入金、未収入金、未拂金、現金の家計支出及び農産物等の家計仕向、家計持出等 |    |

所得税法の臨時特例等に関する法律第二條の規定に基き、法人又は所得業等所得を有する個人若しくは第九号に規定する山林所得若しくは記載事項等に関する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についで記載事項等に関する省令

三四七



所得税

所得税法の臨時特例等に関する法律第二條の規定に基き、法人又は所得  
税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事  
業所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についての  
記載事項等に関する省令

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>(三) 固定資産に関する事項</p>   | <p>に、それぞれ適當な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額。但し、米穀、野菜等の家計仕向で本文の規定により難いものについては、月末ごとに、その月の合計金額を一括記載することができる。</p> <p>法人税法施行細則別表一又は別表三に掲げる固定資産については種類ごと、同令別表二に掲げる固定資産については事業ごとに、且つ、耐用年数の異なるものについては、その異なるごとに、それぞれ適當な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額</p> |  |
| <p>(四) (一)から(三)までに掲げるもの以外の資産(農産物、肥料その他)たな卸により整理するものを除く。に関する事項</p> | <p>取引の年月日、相手方、事由、数量及び金額</p>  |  |

(五) 米穀、野菜等の供出、売却、家計仕向、山林の伐採、譲渡等の収入に関する事項

|                     |   |  |
|---------------------|---|--|
| <p>(六) 経費に関する事項</p> | <p>取引の年月日、売却先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、單価及び金額。但し、米穀、野菜等の家計仕向で本文の規定により難いものについては、月末ごとに、仕向品の種目別に、その合計を見積り、それぞれ、その合計数量及び合計金額を一括記載することができる。</p>                | <p>また收穫しない農産物、まだ果実を生じない果樹又はまだ伐採若しくは譲渡しない山林等に要した経費は、年末において、その整理を行う。</p> |
|                     | <p>種苗代、肥料代、飼料代、小作料、雇人費、農具費、減価償却費、借入牛馬費、公租公課、雑費等にそれぞれ適當な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支拂先、事由及び金額。但し、少額の経費で本文の規定により難いものについては、それぞれ、その日目の合計金額のみを記載することができる。</p> |  |

所得税

所得税法の臨時特例等に関する法律第二條の規定に基き、法人又は所得  
税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事  
業所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についての  
記載事項等に関する省令



所得税

法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿については記載事項等に関する省令第七條及び第十一條の規定に基づき、法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目等の指定

(七)

農産物の收穫に関する事項

收穫の年月日、收穫物の種類、数量、単価及び金額

○法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についての記載事項等に関する省令第七條及び第十一條の規定に基づき、法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目等の指定 (昭和二十四年十二月十五日国税庁告示第三十二号)

一 法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についての記載事項等に関する省令(昭和二十四年大藏省令第百五号。以下「令」という。)第七條に規定する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目

一般の部

概ね、次に掲げる科目に準じ、その業種、業態及び経営規模等の実情に適合するよう、適當な科目を記載する。

イ 貸借対照表に記載する科目

資産の部

現金、当座預金、預金、受取手形、売掛金、未収入金、仮拂金、貸付金、有価証券、商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、貯藏品、建物、構築物、機械装置、船舶、車りよう、運搬具、工具器具、備品、土地、建設仮勘定、鉱業権、漁業権、特許権、営業権、借地権、前期繰越欠損金(個人にあつては、前年繰越欠損金)、当期欠損金(個人にあつては、当年欠損金)等

負債及び資本の部

支拂手形、買掛金、未拂金、未拂税金、仮受金、借入金、拂込資本金又は出資金(個人にあつては、元入金)、積立金、前期繰越利益金(個人にあつては、前年繰越利益金)、当期利益金(個人にあつては、当年利益金)等

ロ 損益計算書に記載する科目

利益の部(個人にあつては、収入の部)

商品製品等売上高、期末商品原材料等たな卸高(個人にあつては、年末商品製品原材料等たな卸高)、雑収入、資産の売却益(法人に限る。)、資産の評価益(法人に限る。)、当期欠損金(個人にあつては、当年欠損金)等

損失の部(個人にあつては、必要経費の部)

商品原材料等仕入高、期首商品製品原材料等たな卸高(個人にあつては、年首商品製品原材料等たな卸

所得税

法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿については記載事項等に関する省令第七條及び第十一條の規定に基づき、法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目等の指定



所得税

法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿に於いては、記載事項等に関する省令第七條及び第十一條の規定に基づき、法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業所得を有する個人の作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目等の指定

高)、賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、地代家賃、保険料、修繕費、減価償却費、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、租公課、機密費、接待交際費、寄附金(法人に限る。)、利子割引料、雑費、資産の売却損(法人に限る。)、資産の評価損(法人に限る。)、当期利益金(個人にあつては、当年利益金)等  
山林所得又は農業の所得の部  
概ね、次に掲げる科目に準じ、その業種、業態及び経営規模等の実情に適合するよう、適當な科目を記載する。

(一) 貸借対照表に記載する科目  
資産の部

現金、預金、貸付金、未収入金、農産物、肥料その他の貯蔵品、建物、車り、よう運搬具、農具、農牛馬、果樹、土地、立毛、仕立中の果樹、山林、当年欠損金等  
負債及び資本の部

未拂金、未拂税金、借入金、元入金、当年利益金等

(二) 損益計算書に記載する科目  
収入の部

農産物收穫高、農産物等の供出売却等及び家計仕向高、年末農産物肥料等たな卸高、雑収入等  
必要経費の部

種苗代、肥料代、飼料代年初農産物肥料等たな卸高、小作料、雇人費、農具費、減価償却費、借入牛馬費、公租公課、雑費、農産物收穫高、当年利益金等

(注) 農産物收穫高は、損益計算書への記載を省略することができる。

銀行法(昭和二年法律第二十一号)、貯蓄銀行法(大正十年法律第七十四号)、信託業法(大正十一年法律第六十五号)、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)、無盡業法(昭和六年法律第四十二号)、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)(証券業者に関する規定に限る。)、電気事業法(昭和六年法律第六十一号)、地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)、軌道法(大正十年法律第七十六号)の適用を受ける法人で、これらの法律又はこれらの法律に基く命令により、その貸借対照表又は損益計算書に記載すべき科目につき、特別の定のあるものについては、当分の間、それぞれ、その定めるところによる。

二 令第十一條の規定による届出に添附すべき書面

(一) 法人で、昭和二十五年一月一日から同月末日までに事業年度の開始するものにあつては、当該事業年度の期首、その他のものにあつては同月末日を含む事業年度の期首における貸借対照表、個人にあつては昭和二十五年の年初における商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、收穫物、貯蔵品等たな卸をなすべき資産のたな卸表

(二) 法人及び農業の所得以外の事業等所得を有する個人にあつては、その所得の種類、事業等の種目、事業場の所在地並びにたな卸及びその評価方法を記載した書面

○ 所得税法施行細則第十條第四項及び第十五條の規定に基づき、青色申告者で、讓渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするもの讓渡所得の計算に關し  
出を認められようとするものの讓渡所得の計算に關し

所得税  
所得税法施行細則第十條第四項及び第十五條の規定に基づき、青色申告者で、讓渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするもの讓渡所得の計算に關し、山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定



所得税

所得税法施行細則第十條第四項及び第十五條の規定に基き、青色申告者で、譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするもの譲渡所得の計算に關して備え付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定

二五四

て備え付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定

(昭和二十五年五月十一日国税庁告示第九号)

(所得税法施行細則の一部を改正する省令(昭和二十五年大蔵省令第四十四号)施行の日から適用)

- 一 所得税法施行細則(昭和二十二年大蔵省令第二十九号。以下「細則」という。)第十條第四項に規定する青色申告者で譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするもの(その認められた者を含む。以下「譲渡所得青色申告者」という。)の譲渡所得の計算に關して備え付ける帳簿書類に關する事項
  - (一) 譲渡所得青色申告者は、その譲渡所得が正確に計算できるように、譲渡所得の基因となるべき資産(以下「譲渡資産」という。)に影響を及ぼす一切の取引について、継続して整然と、且つ、明りように記録し、その記録に基き收支計算書及び譲渡資産明細書を作成しなければならない。
  - (二) 譲渡所得青色申告者は、前項に規定する取引で譲渡所得の総収入金額又は譲渡資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に關する経費に算入されない収入又は支出を含むものについては、その都度、これらに算入されない部分の金額を除いて記録しなければならない。但し、その都度、区分整理し難いものについては、年末において、これを一括して区分整理することを妨げない。
  - (三) 譲渡所得青色申告者は、帳簿を備え、別表一に定めるところにより、取引に關する事項を記載しなければならない。

四 譲渡所得青色申告者は、毎年十二月三十一日(所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十九條第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、その死亡の日又は同法施行地に住所及び居所を有しないこととなる日、以下同じ。)において、譲渡所得に關する決算のために必要な事項の整理を行い、その事項を明りように記録しなければならない。

その年においてあらたに譲渡所得青色申告者となつた者は、その年一月一日において、譲渡資産の調査をなし、且つ、諸勘定科目につき必要な整理を行い、その事項を明りように記録しなければならない。前項に規定する譲渡資産の調査については、四に準じて譲渡資産明細書を作成しなければならない。

四 譲渡所得青色申告者は、毎年十二月三十一日において、別表二に定める科目に従い、收支計算書及び譲渡資産明細書を作成しなければならない。

四 譲渡所得青色申告者は、細則第十七條の規定に準じ、譲渡資産に關する帳簿書類を整理保存しなければならない。

二 細則第十五條の規定により事業所得、不動産所得又は山林所得を有する青色申告者の作成する貸借対照表及び損益計算書に記載すべき科目

(一) 事業所得の部

(イ) 一般の部

おおむね、次に掲げる科目に準じ、その業種、業態及び経営規模等の実情に適合するよう、適當な科目を記載する。

(1) 貸借対照表に記載する科目。

所得税 所得税法施行細則第十條第四項及び第十五條の規定に基き、青色申告者で、譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするもの譲渡所得の計算に關して備え付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定

二五五



所得税

所得税法施行細則第十條第四項及び第十五條の規定に基づき、青色申告者で、譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするものの譲渡所得の計算に備えて付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定

資産の部

現金、当座預金、預金、受取手形、売掛金、未収入金、仮拂金、貸付金、有価証券、商品、原料、仕掛品、半製品、製品、貯蔵品、消もろ品、建物、構築物、機械装置、船舶、車り、よう運搬具、器具器具備品、土地、建設仮勘定、鉱業権、漁業権、特許権、営業権、借地権、前年繰越欠損金、当年欠損金等

負債及び資本の部

支拂手形、買掛金、未拂金、未拂税金、仮受金、借入金、元入金、貸倒準備金、当年利益金等

(2) 損益計算書に記載する科目

収入の部

商品製品等売上高、雑収入、年末商品製品原材料等たな卸高、当年欠損金等  
必要経費の部

年初商品製品原材料等たな卸高、商品原材料仕入高、賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消もろ品費、修繕費、減価償却費、地代家賃、保険料、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、公租公課、接待交際費、利子割引料、貸倒金、雑費、当年利益金等

(ロ) 農業の部

おおむね、次に掲げる科目に準じ、その業種、業態及び経営規模等実情に適合するよう適当な科目を記載する。

(1) 貸借対照表に記載する科目

資産の部

現金、預金、貸付金、未収入金、農産物、肥料その他の貯蔵品、消もろ品、建物、車り、よう運搬具、農具、農牛馬、果樹、土地、立毛、育成中の牛馬、仕立中の果樹、前年繰越欠損金、当年欠損金等

負債及び資本の部

未拂金、未拂税金、借入金、元入金、貸倒準備金、当年利益金等

(2) 損益計算書に記載する科目

収入の部

農産物收穫高、農産物の供出売却等及び家計仕向の高、雑収入、年末農産物、肥料等のたな卸高、当年欠損金等

必要経費の部

年初農産物肥料等たな卸高、種苗代、肥料代、飼料代、小作料、雇人費、農具費、減価償却費、借入牛馬費、公租公課、貸倒金、雑費、農産物收穫高、当年利益金等

(ニ) 不動産所得の部

おおむね、次に掲げる科目に準じ、その貸付の態様、規模等の実情に適合するよう、適当な科目を記載する。

(1) 貸借対照表に記載する科目

資産の部

現金、預金、受取手形、未收賃貸料、貸付金、未収入金、貯蔵品、消もろ品、建物、構築物、船舶、工

所得税

所得税法施行細則第十條第四項及び第十五條の規定に基づき、青色申告者で、譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするものの譲渡所得の計算に備えて付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定



所得税

所得税法施行細則第十條第四項及び第十五條の規定に基き、青色申告者で、譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするものの譲渡所得の計算に關して備え付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定

器具備品、土地、前年繰越欠損金、当年欠損金等  
負債及び資本の部

(2) 支拂手形、借入金、未拂金、未拂税金、元入金、当年利益金等

損益計算書に記載する事項

収入の部

賃貸料、雑収入、当年欠損金等

必要経費の部

修繕費、減価償却費、地代、保険料、消もう品費、広告宣伝費、公租公課、貸倒金、雑費、当年利益金等

山林所得の部

おおむね、次に掲げる科目に準じ、その経営の態様、規模等の実情に適合するよう適當な科目を記載する。

(1) 貸借対照表に記載する科目

資産の部

現金、預金、貸付金、未収入金、建物、構築物、機械装置、車りよう運搬具、工具器具備品、土地、立木、前年繰越欠損金、当年欠損金等

負債及び資本の部

未拂金、未拂税金、借入金、元入金、当年利益金等

(2) 損益計算書に記載する科目

収入の部

山林の伐採譲渡等及び家計仕向の高、雑収入、当年欠損金等

必要経費の部

植林費、取得費、管理費、伐採費、運搬費、雇人費、支拂利子、減価償却費、公租公課、貸倒金、雑費、当年利益金等

別表

一 譲渡所得青色申告者の帳簿の記載事項

| 区分             | 記載事項  | 備考 |
|----------------|---|----|
| (一) 譲渡資産に關する事項 | 譲渡資産ごとに、取得その他の取引の年月日、取引先、取引事由並びに取得価額、設備費の額、改良費の額その他の取引の価額   |    |
| (二) 収入に關する事項   | 譲渡の年月日、譲渡した資産の種類、品質、型、銘柄等の名称、譲渡先及び金額                        |    |
| (三) 支出に關する事項   | 譲渡した資産ごとに、取引の年月日、取得費、設備費、改良費、譲渡に關する経費(仲介手数料、広告宣伝費、雑費等に区分)の額 |    |

別表 二 譲渡所得青色申告者の收支計算書及び譲渡資産明細書に記載する科目

おおむね、次に掲げる科目に準じ、適當な科目を記載する。

(1) 收支計算書

所得税 所得税法施行細則第十條第四項及び第十五條の規定に基き、青色申告者で、譲渡所得に關して青色申告書の提出を認められようとするものの譲渡所得の計算に關して備え付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定



所得税

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第六條第六号の規定により、同号に規定する団体、基金又はこれらに準ずるもの及び学術に対する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術の研究を奨励するものとして交付する金品の指定

収入の部

譲渡価額、当年欠損金等

支出の部

取得価額、設備費、改良費、譲渡に関する経費(仲介手数料、広告宣伝費、接待費、雑費等)、当年利益金

(2) 譲渡資産明細書

種類、品質、型、銘柄等の異なるごとに区分して適当な名称を附し、数量、価額

○所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第六條第六号の規定により、同号に規定する団体、基金又はこれらに準ずるもの及び学術に対する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術の研究を奨励するものとして交付する金品の指定

(昭和二十五年六月十三日大蔵省告示第四百四十一号)  
(昭昭二十五年一月一日以後交付があつた金品から適用)

- 一 ノーベル基金よりノーベル賞として授與する金品
- 二 日本学士院が日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第二十四條第二項の規定により恩賜賞又は日本学士院賞として授與する賞はい及び賞金
- 三 国が科学研究費交付金等取扱規程(昭和二十四年文部省令第三十二号)の規定により交付する科学研究費交付金、科学試験研究費補助金及び人文科学研究費補助金並びに文部大臣の裁定により交付する研究成果刊行費補助金及び科学研究奨励交付金
- 四 財団法人朝日新聞文化事業団が交付する朝日科学奨励金
- 五 株式会社朝日新聞社が朝日文化賞(学術に関するものに限る。)として交付する金品
- 六 株式会社毎日新聞社が交付する毎日学術奨励金及び毎日出版文化賞(学術に関するものに限る。)として交付する賞金
- 七 株式会社読売新聞社が読売文学賞(学術に関するものに限る。)として交付する金品

所得税

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第六條第六号の規定により、同号に規定する団体、基金又はこれらに準ずるもの及び学術に対する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術の研究を奨励するものとして交付する金品の指定



所得税 所得税法施行規則第六十三條等の規定による検査章の書式に関する省令 二六二

### ○所得税法施行規則第六十三條等の規定による検査章の書式に関する省令 (昭和二十二年三月大蔵省令第三十三号)

改正 昭和二十二年大蔵省令第三十三号、同年大蔵省令第二百十号、同二十三年大蔵省令第五十七号、同二十四年大蔵省令第三十八号、同二十五年大蔵省令第二十三号

所得税法施行規則第六十三條、增加所得税法施行規則第十一條、法人税法施行規則第四十條、通行税法施行規則第十二條、非被災者特別税法施行規則第四十條、土地台帳法施行規則第十二條及び家屋台帳法施行規則第十八條の規定による検査章の書式を次のように定める。

書式(用紙厚紙白紙日本標準規格B8)

|                                   |  |   |
|-----------------------------------|--|---|
| 第<br>号                            | 表<br>検査章   | 裏   |
| 何国税庁又は<br>何国税局若<br>しくは何税<br>務署何税印 | 国<br>税<br>庁<br>又<br>は<br>何<br>国<br>税<br>局<br>若<br>し<br>く<br>は<br>何<br>税<br>務<br>署<br>何<br>税<br>印 | 国<br>税<br>庁<br>又<br>は<br>何<br>国<br>税<br>局<br>若<br>し<br>く<br>は<br>何<br>税<br>務<br>署 |
|                                   |  | 官<br>氏<br>名   |

この省令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

附則

昭和十五年大蔵省令第十号(所得税法施行規則第一百五條等の規定による検査章の書式に関する省令)は、これを廃止する。

附則 (昭和二十二年十月二十日大蔵省令第三百三号)

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十二年十二月十日大蔵省令第二百十号)

この省令は、昭和二十二年十二月一日から、これを適用する。

附則 (昭和二十三年七月七日大蔵省令第五十七号)

この省令は、公布の日から、これを施行する。(但書省略)

附則 (昭和二十四年五月三十一日大蔵省令第三十八号)

1 この省令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 従前の……所得税法施行規則第六十三條等の規定による検査章の書式に関する省令に基き従前の財務局が当該財務局の收税官吏に対して交付した検査章……は、この省令施行後一月間は、……改正後のこれらの省令に基き国税局が当該国税局の收税官吏に対して交付した……検査章とみなす。

附則 (昭和二十五年三月三十一日大蔵省令第二十三号)

この省令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

所得税 所得税法施行規則第六十三條等の規定による検査章の書式に関する省令 二六三



所得税 所得税及び相続税の物納財産収納に関する帳簿書類の書式に関する省令 二六四

○所得税及び相続税の物納財産収納に関する帳簿書類の書式に関する省令 (昭和二十五年三月三十一日大蔵省令第二十二号)

- 1 相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)第二十一條第一項、第二十二條第一項、同條第二項、第二十四條第一項及び同條第二項(所得税法施行規則(昭和二十二年勅令第百十号)第五十六條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する物納財産収納済証書、物納財産明細書、物納報告書、物納総報告書、物納簿及び物納総括簿は、それぞれ第一号から第六号までの書式による。
- 2 前項に規定する物納財産収納済証書、物納財産明細書、物納報告書、物納総報告書、物納簿及び物納総括簿は、所得税に係る物納財産と相続税に係る物納財産について、区分して調理するものとする。

附則

この省令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

第一号書式

原符

物納財産収納済証書

物納財産収納済証書

|                    |               |                     |              |
|--------------------|---------------|---------------------|--------------|
| 第<br>昭和<br>一 般 会 計 | 号<br>年 度<br>計 | (納 入)<br>住 所<br>氏 名 |              |
| 大 蔵 省 主 管<br>租 税   | 税 務 署         | 租 税                 | 税 額          |
| 金                  | 万             | 千                   | 百            |
| 上記の金額に相当する別紙記載の財産を |               |                     |              |
| 年                  | 月             | 日                   | 取 扱<br>官 吏 印 |

|                    |               |                     |           |
|--------------------|---------------|---------------------|-----------|
| 第<br>昭和<br>一 般 会 計 | 号<br>年 度<br>計 | (納 入)<br>住 所<br>氏 名 |           |
| 大 蔵 省 主 管<br>租 税   | 税 務 署         | 租 税                 | 税 額       |
| 金                  | 万             | 千                   | 百         |
| 上記金額に相当する別紙記載の財産を  |               |                     |           |
| 年                  | 月             | 日                   | 何 租 務 署 長 |
|                    |               |                     | 官 氏 名 面   |

備考

- 一 用紙寸法各片日本標準規格A6
- 二 年度は納付があつた日の属する年度を記載すること。

所得税 所得税及び相続税の物納財産収納に関する帳簿書類の書式に関する省令 二六五











所得税 所得税及び相続税の物納財産収納に関する帳簿書類の書式に関する省令 二七〇

第四号書式

何年度物納総報告書

大蔵省主管

何年何月分

| 科目  | 目 | 納額 |         |   | 備考 |
|-----|---|----|---------|---|----|
|     |   | 本月 | 本月までの累計 | 備 |    |
| 所得税 |   | 円  | 円       |   |    |
| 相続税 |   |    |         |   |    |
| 相   |   |    |         |   |    |
| 計   |   |    |         |   |    |

年 月 日

物納総報告書を調製する官吏

官 氏 名 印

備考 用紙寸法日本標準規格 B6

第五号書式

物 納 簿

(納人) 住所 氏 名

| 年月日 | 摘 | 要 | 物納許可額 | 収納済額 | 物納未済額 | 備 | 考 |
|-----|---|---|-------|------|-------|---|---|
|     |   |   | 円     | 円    | 円     |   |   |
|     |   |   |       |      |       |   |   |
|     |   |   |       |      |       |   |   |
|     |   |   |       |      |       |   |   |
|     |   |   |       |      |       |   |   |

備考

- 一 用紙寸法日本標準規格 B5
- 二 この帳簿は各人別の口座を設けて整理すること。
- 三 物納許可額欄には、物納の許可をなした財産の収納価額に相当する金額を記載し、摘要欄に「国債」、「国債以外の有価証券」、「不動産」、「船舶」又は「動産」と記載すること。
- 四 収納済額欄には、物納財産収納済証書の原符の金額を記載し、摘要欄に前号の区分に従い、「何々」による収納」と記載すること。
- 五 物納の許可を取消したときは、物納許可額欄にその取消額を赤字し、二号の区分に従い、摘要欄に「何々の物納又は納付許可取消」と記載すること。
- 六 登記又は登録を嘱託したときは、その年月日を備考欄に記載すること。

所得税 所得税及び相続税の物納財産収納に関する帳簿書類の書式に関する省令 二七一







所得税 所得税の課税上の特例に関する法令

二七四

ル収入ノ生ジタル年又ハ事業年度ノ必要経費又ハ損金ニ算入ス

○持株会社整理委員会令 (昭和二十一年四月二十日勅令第二百三十三号)

第二十九條 整理委員会ノ讓受財産ニ付生ズル所得ニ関シテハ持株会社が当該財産ヲ有スルモノト看做シ所得税及配当利子特別税ヲ賦課ス

持株会社ハ解散シタル後ト雖モ整理委員会ニ於テ讓受財産ノ処分ヲ結了スルニ至ル迄ハ所得税法、法人税法、臨時利得税法及地方税法ニ依リ事業税ヲ課スル場合ニ於ケル同法ノ適用ニ関シテハ解散セザルモノト看做ス

前項ノ期間中ニ於テ為シタル残余財産ノ分配ハ所得税法法人税法臨時利得税法及地方税法ニ依リ事業税ヲ課スル場合ニ於ケル同法ノ適用ニ関シテハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ法人ノ利益ノ配当ト看做ス

〔施規〕 (昭和二十一年八月八日大藏省令第一号)

閣令  
司法省令

第二十三條 持株会社が其ノ小株主 (当該会社ノ株金総額又ハ出資総額ノ百分ノ一以下ノ株式又ハ社員ノ持分ヲ有スル者ヲ謂ウ)ニ対シ令第二十九條第三項ノ期間中ニ為シタル残余財産ノ分配ハ所得税法法人税法及營業税法ノ適用ニ関シテハ之ヲ法人ノ利益ノ配当ト看做サズ

○中小企業協同組合法(抄録) (昭和二十四年六月一日法律第百八十一号)

第五章 企業組合

第八十一條 組合員が組合の行う事業に従事したことによつて受ける所得のうち、組合が組合員以外の者で組

合の行う事業に従事する者に対して支拂う給料、賃金、費用弁償、賞與及び退職給與金並びにこれらの性質を有する給與と同一の基準によつて受けるものは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については給與所得又は退職所得とする。

所得税 所得税の課税上の特例に関する法令

二七五



### ○所得税の非課税に関する法令

○国際決済銀行ニ租税ヲ課セザルコトニ関スル法律 (昭和六年九月四日法律第六十七号)

昭和五年一月二十日ノ独乙国トノ「ヘーグ」協定ニ基キ独乙国ノ支拂ウ年金ヨリ成ル国際決済銀行ノ資金及投資並ニ之ヨリ生ズル收入ニハ一切ノ租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ

○北支那開発株式会社法(抄録)

(昭和十三年四月三十日法律第八十一号) (昭和十三年四月三十日ヨリ施行)

改正 昭和十五年法律第五十八号、昭和十七年法律第七十六号

第三十一條 (第四項)第十四條ノ規定ニ依ル投資又ハ融資ヨリ生ズル北支那開発株式会社ノ甲種ノ配当利子所得ニシテ第一項ニ規定スル法人税及營業税ノ免除期間内ニ生ジタルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ分類所得税ヲ課セズ

〔大蔵省令〕

第三條 北支那開発株式会社法第十四條ノ規定ニ依ル投資又ハ融資ヨリ生ズル北支那開発株式会社ノ甲種ノ配当利子所得ニシテ同法第三十一條第四項ノ規定ニ依リ分類所得税ヲ課セザルモノハ同項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ証スル主務官庁ノ証明書ヲ當該配当利子所得ノ支拂確定前所轄稅務署長ヲ經由シ其ノ支拂者ニ届出タルモノニ限ル

○国民更生金庫法(抄録) (昭和十六年三月六日法律第四十二号)

第八條 国民更生金庫ニハ所得稅法人税及營業稅ヲ課セズ

北海道府県市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ国民更生金庫ノ事業ニ対シテハ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大蔵大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 所得稅法中国債以外ノ公債ニ関スル規定ハ更生債券ニ之ヲ準用ス

○住宅営団法(抄録) (昭和十六年三月七日法律第四十六号)

第七條 住宅営団ニハ所得稅法人税及營業稅ヲ課セズ

北海道府県市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ住宅営団ノ事業建物ノ建設若ハ取得又ハ土地ノ取得ニ対シテハ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ但シ住宅営団ノ事業ニ対シテハ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大蔵大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

○産業設備営団法(抄録) (昭和十六年十一月二十六日法律第九十二号)

第七條 産業設備営団ニハ所得稅法人税及營業稅ヲ課セズ(以下略)

第二十九條 所得稅法中国債以外ノ公債ニ関スル規定ハ産業設備債券ニ之ヲ準用ス

○戦時金融金庫法(抄録) (昭和十七年二月十九日法律第三十二号)

第二十六條 所得稅法中国債以外ノ公債ニ関スル規定ハ戦時金融債券ニ之ヲ準用ス

所得税 所得税の非課税に関する法令



所得税 所得税の非課税に関する法令

二七八

第三十五條

第十九條第一項第一号又ハ第四号ノ規定ニ依ル出資又ハ社債（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券ヲ含ム以下本條ニ於テ同ジ）ノ保有ヨリ生ズル戦時金融金庫ノ甲種ノ配当利子所得ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ分類所得税ヲ課セズ  
戦時金融金庫ガ同條第二項ノ規定ニ依リ出資又ハ社債ノ保有ヲ為ス場合ニ於テ之ヨリ生ズル甲種ノ配当利子所得ニ付亦同ジ

〔施規〕

第三條 戦時金融金庫法第十九條第一項第一号若ハ第四号又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル出資又ハ社債（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券ヲ含ム）ノ保有ヨリ生ズル戦時金融金庫ノ甲種ノ配当利子所得ニシテ同法第三十五條ノ規定ニ依リ分類所得税ヲ課セザルモノハ同條ノ規定ニ該当スルモノナルコトヲ証スル主務官庁ノ証明書ヲ当該配当利子所得ノ支拂確定前所轄稅務署長ヲ經由シ其ノ支拂者ニ届出デタルモノニ限ル

○南方開發金庫法（抄録）（昭和十七年二月二十日法律第三十三号）

第十條 南方開發金庫ニハ当分ノ内所得稅法人稅及營業稅ヲ課セズ（以下略）

第二十七條 所得稅法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ債券ニ之ヲ準用ス

○外資金庫法（抄録）（昭和二十年二月九日法律第二号）

第八條 外資金庫ニハ所得稅法人稅及營業稅ヲ課セズ

都道府県市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ外資金庫ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

○連合國軍人等住宅公社法（抄録）（昭和二十五年四月一日法律第八十二号）

第七條 公社には、所得稅及び法人稅を課さない。（第二項省略）

○放送法（抄録）（昭和二十五年五月二日法律第三百二十二号）

第四十八條 協会には、所得稅及び法人稅を課さない。

○特別鉅害復旧臨時措置法（抄録）（昭和二十五年五月十一日法律第七十六号）

第十七條 復旧公社には、所得稅及び法人稅を課さない。

○港灣法（抄録）（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）

第十條 港務局には、所得稅及び法人稅を課さない。

○健康保險法（抄録）（大正十一年四月二十二日法律第七十号）

第六十九條 保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ

○復興貯蓄債券法（抄録）（大正十三年七月二十二日法律第十五号）

第六條 復興貯蓄債券ニハ印紙稅ヲ復興貯蓄債券ノ發行ニ依ル社債ノ登記ニハ登録稅ヲ復興貯蓄債券ノ利子ニハ所得稅及法人稅ヲ課セズ

所得稅 所得稅の非課税に関する法令

二七九



所得税 所得税の非課税に関する法令

二八〇

○国民健康保険法(抄録) (昭和十三年四月一日法律第六十号)

第五條 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ

○船員保険法(抄録) (昭和十四年四月六日法律第七十三号)

第二十六條 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ但シ養老年金ニ付テハ此ノ限ニアラズ

○厚生年金保険法(抄録) (昭和十六年三月十一日法律第六十号)

改正 昭和十九年法律第二十一号

第二十九條 保険給付トシテ支給ヲ受ケル金銭ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ但シ養老年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

○日本銀行法(抄録) (昭和十七年二月二十三日法律第六十七号)

第七十條 第六十八條第一項ノ補償金ニ付テハ所得税ヲ課セズ

○労働者災害補償保険法(抄録) (昭和二十二年四月五日法律第五十号)

第二十二條 保険給付として支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

○郵便貯金法(抄録) (昭和二十二年十一月三十日法律第四百四十四号)

第十二條 (第四項) 割増金附定額郵便貯金及び郵便貯金切手の割増金品については、所得税及び地方税法(昭

和二十三年法律第一百十号)による不動産取得税を課さない。(昭和二十四年法律第九十三号本項追加)

○失業保険法(抄録) (昭和二十二年十二月一日法律第四百四十六号)

第二十六條 失業保険金を標準として、租税その他の公課は、これを課さない。

○未復員者給與法(抄録) (昭和二十二年十二月十五日法律第八十二号)

第八條の九 療養費等として支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。(昭和二十四年法律第七十四号追加)

○国家公務員共済組合法(抄録) (昭和二十三年六月三十日法律第六十九号)

第十條 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

○連合国財産である株式の回復に関する政令(抄録)

(昭和二十四年八月十八日政令第三百十号)

第三十五條 (第一項省略)

2 回復請求権者が第二十條第一項の規定により連合国財産株式の回復を受けたことによる所得については、所得税を課さない。

3 回復請求権者が第二十條第一項の規定により回復を受けた株式を回復期日後譲渡する場合における所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九條第一項第七号の適用については、当該株式は、回復請求権者が所得税 所得税の非課税に関する法令

二八一



引き続きこれを有していたものとみなす。

4 連合国最高司令官の指定する者が第三十二條第三項の規定により株式の回復を受けた場合においても、前二項と同様とする。

第三十六條 第二十條第一項の規定により大蔵大臣に引き渡された株式に係る特定株式の株主が第二十四條第一項の規定により支拂を受けたことに因る所得とみなす。第三十一條において準用する第二十四條第一項の規定により支拂を受けたことに因る所得についても同様とする。

○身体障害者福祉法(抄録) (昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号)

第四十四條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

○生活保護法(抄録) (昭和二十五年五月四日法律第四百四十四号)

第五十七條 被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

○勸業債券の割増金等に対する所得税の課税の特例に関する法律

(昭和二十二年十二月二十三日法律第二百三十号)

勸業債券、貯蓄債券、報国債券、臨時資金調整法第十條ノ五第一項の規定に基く証券及び同法第十條ノ七ノ規定に基く貯蓄の割増金並びに同法第十條ノ十二第一項に規定する証券の当せん金については、当分の間、所得税を課さない。

○割増金附貯蓄の取扱に関する法律(抄録) (昭和二十三年七月十二日法律第四百四十三号)

第四條 割増金附貯蓄の割増金品については、所得税を課さない

○当せん金附証券法(抄録) (昭和二十三年七月十二日法律第四百四十四号)

第十三條 当せん金附証券の当せん金品については、所得税及び地方税法(昭和二十三年法律第一百十号)による不動産取得税を課さない。

### ○所得税の免除に関する法令

○外国船舶ノ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税免除ニ関スル件

(大正十三年七月十八日法律第六号)

改正 昭和十五年法律第五十七号

日本ニ住所ヲ有セザル外国人又ハ外国法人ニハ外国ノ船籍ヲ有スル船舶ノ所得及純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス但シ其ノ船籍国ガ日本船舶ノ所得及純益ニ付同様ノ免除ヲ為サザル場合ニ於テハ此ノ限リニアラズ

○大正十三年法律第六号 (外国船舶ノ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税免除ニ関スル件) 施行方 (昭和十五年四月一日大蔵省令第二十号)

第一條 亞米利加合衆国(「アラスカ」、布哇及「ヴァージンアイランド」ヲ含ム)及丁抹国(「フェロー群島」)所得税 所得税の免除に関する法令



所得税 所得税の免除に関する法令

及「グリーンランド」ヲ含ムニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス

第二條 「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」連合王国ニ住所ヲ有スル英国臣民又ハ同王国法律ニ依リ設立セラレ且同王国ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ対シテハ同王国ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス

第三條 「カナダ」ニ住所ヲ有スル外国人又ハ外国法人ニ対シテハ「カナダ」又ハ外国（日本船舶ノ所得又ハ純益ニ付課税免除ヲ為ス外国）ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ利益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス

第四條 仏蘭西本国ニ住所ヲ有スル外国人又ハ外国法人ニ対シテハ仏蘭西本国ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス

第五條 諾威国（「スピッツベルゲン」、「ビヨルン」島、「ヤン、マイン」、「ブーヴェート」島及「ピーター、ファースト」島ヲ含ム）ニ住所ヲ有スル外国人又ハ外国法人ニ対シテハ諾威国ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス

第六條 和蘭国（蘭領印度、「スリナム」、「キュラサオ」、「ボネール」、「アリユバ」、蘭領「シント、マルティン」、「シント、ユーステイユス」及「サバ」ヲ含ム）ニ住所ヲ有スル和蘭国人又ハ和蘭国ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ対シテハ和蘭国ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス

第七條 「ブラジル」合衆国ニ住所ヲ有スル外国人又ハ外国法人ニ対シテハ「ブラジル」合衆国ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス

第八條 独乙国ニ住所ヲ有スル独乙国人又ハ独乙国ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ対シテハ独乙国ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス

○国民貯蓄組合法（抄録）（昭和十六年三月十三日法律第六十四号）

改正 昭和十七年法律第八十二号 同十八年法律第三十七号 同十九年法律第七号  
同二十年法律第十六号 同二十二年法律第九十九号 同年法律第三百三十二号  
同二十三年法律二百号 同二十四年法律第八十二号

第四條 国民貯蓄組合ノ幹旋ニ依リ銀行預金貯蓄銀行預金農業協同組合貯金産業組合貯金信用協同組合等貯金無盡会社ヘノ預ケ金勤務先預ケ金其ノ他ノ預金又ハ金錢信託ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ元本ガ三万円ヲ超エザルトキハ其ノ利子又ハ利益ニ付テハ所得税ヲ課セズ国民貯蓄組合ノ幹旋ニ依リ買入レ命令ノ定ムル所ニ依リ保管ヲ委託シ又ハ登録ヲ為シタル国債地方債又ハ社債ニシテ額面金額三万円ヲ超エザルモノノ利子ニ付亦同ジ

前項ノ場合ニ於テ預金又ハ金錢信託ガ組合ノ代表者ノ名義ヲ以テ為サルルトキハ元本ハ組合員毎ニ其ノ預金又ハ金錢信託ニ付之ヲ計算ス

前項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ於テ国債地方債又ハ社債ノ保管ノ委託又ハ登録ガ組合ノ代表者ノ名義ヲ以テ為サルル場合ノ額面金額ノ計算ニ之ヲ準用ス

前三項ノ元本及額面金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

所得税 所得税の免除に関する法令



○所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律

(昭和二十五年三月三十一日法律第七十九号)

- 第一條 農業倉庫業法(大正六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。  
第十四條を次のように改める。
- 第十四條 削除
- 第二條 住宅組合法(大正十年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。  
第六條ノ二を削る。
- 第三條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。  
第六條第二項を削る。
- 第四條 海外移住組合法(昭和二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。  
第十三條ノ二を削る。
- 第五條 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。  
第六條ノ二を削る。
- 第六條 漁船保険法(昭和十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。  
第二條ノ二を削る。
- 第七條 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。  
第四十二條を次のように改める。

- 第四十二條 削除
- 第八條 硫酸アンモニア増産及配給統制法(昭和十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。  
第一條から第三條までを次のように改める。  
第一條乃至第三條 削除
- 第九條 日本発送電株式会社法(昭和十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第三十條ノ二を削る。
- 第十條 帝國鋳業開発株式会社法(昭和十四年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。  
第三十一條及び第三十二條を次のように改める。  
第三十一條乃至第三十二條 削除
- 第十一條 帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。  
第四十一條を次のように改める。
- 第四十一條 削除
- 第十二條 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。  
第十九條を次のように改める。
- 第十九條 削除
- 第十三條 大日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。  
第六條を次のように改める。
- 第六條 削除
- 第十四條 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
第三十八條第二項を削る。  
第四十三條を次のように改める。
- 所得税 所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律



所得税 所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律

二八八

第四十三條 削除

第十五條 復興金融庫法(昭和二十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第十六條 産業復興公団法(昭和二十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第十七條 貿易公団法(昭和二十二年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第十八條 価格調整公団法(昭和二十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第十九條 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第二十條 油糧配給公団法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第二十一條 農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(昭和二十三年法律第六十二号)の一部を次のよう

に改正する。

第一條第一項を削る。

第二十二條 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第二十三條 社会保険診療報酬支拂基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第二十四條 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第二十五條 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項に次の但書を加える。

但し、同法第四十八條(第五十三條、第六十條及び第六十七條において準用する場合を除く。)の規定

は、適用しない。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第二十六條 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第二十七條 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

所得税 所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律

二八九



所得税 所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律

二九〇

第二十八條 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。  
第七條を次のように改める。

第七條 削除

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 削除

第二十九條 中小企業等協同組合法施行法(昭和二十四年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。  
第十八條を次のように改める。

第十八條 削除

第三十條 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。  
第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第三十一條 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。  
第三條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とし、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め同項を同條第二項とする。

第三十二條 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。  
第六十條を次のように改める。

第六十條 削除

第三十三條 宗教法人令(昭和二十年勅令第七百十九号)の一部を次のように改正する。  
第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

第三十四條 持株会社整理委員会令(昭和二十一年勅令第二百三十三号)の一部を次のように改正する。  
第二十八條を次のように改める。

第二十八條 削除

第三十五條 肥料配給公団令(昭和二十二年勅令第七百七十一号)の一部を次のように改正する。  
第六條を次のように改める。

第六條 削除

第三十六條 ジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令(昭和二十四年政令第四十六号)の一部を次のように改正する。  
第十三條第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は」は第四條の規定による株式の譲渡及び又は有価証券

移転税」を削る。

第三十七條 連合国財産である株式の回復に関する政令(昭和二十四年政令第三百十号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とし、以下二項ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 第十四條の規定による改正規定及び第二十五條の規定による改正規定中水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理に関する法律第一條第二項に関する部分は、法人の昭和二十五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税から適用し、法人の同年三月三十一日を含む事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 第七條から第十一條までの規定による改正規定は、法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

所得税 所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律

二九一



法人税

○法人税法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十八号)

改正

昭和二十二年法律第四百十二号 同二十三年法律第七号 同年法律第二百号 同年法律第二百四十三号 同二十四年法律第七十六号 同年法律第四百四十五号 同年法律第四百八十二号 同二十五年法律第六十九号 同年法律第七十二号 同年法律第七十八号 同年法律第五百五十六号

法人税法目次

第一章 総則

第二章 課税標準

第三章 税率

第四章 申告

第五章 納付及び還付

第六章 更正及び決定

第七章 再調査、審査及び訴訟

第八章 雑則

第九章 罰則

法人税法

法人税 法人税法



第一章 総則

納税義務者

第一條 左に掲げる法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。

一 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人

二 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人でこの法律の施行地に資産又は事業を有するもの

課税物件

第二條 前條第一号に掲げる法人(以下内国法人という。)に対しては、その所得の全部及び積立金について法人税を課し、同條第二号に掲げる法人(以下外国法人という。)に対しては、この法律の施行地にある資産又は事業の所得についてのみ法人税を課する。(昭和二十三年法律第百七号、同二十五年法律第七十二号改正)

納税義務の継承

第三條 法人が合併した場合においては、合併法人(合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人をいう。以下同じ。)は、被合併法人(合併により消滅した法人をいう。以下同じ。)の前條の所得又は積立金について法人税を納める義務がある。(昭和二十三年法律第百七号、同二十五年法律第七十二号改正)

非課税法人

第四條 法人税は、左に掲げる法人には、これを課さない。(昭和二十五年法律第七十二号、同年法律第百五十六号改正)

- 一 都道府県、市町村及び命令で定めるその他の公共団体
- 二 法令による公団、日本専売公社、日本国有鉄道、国民金融公庫、住宅金融公庫及び復興金融公庫
- 三 持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び船舶運営会
- 四 大日本育英会及び社会保険診療報酬支拂基金
- 五 国民健康保険組合及び同連合会並びに健康保険組合及び同連合会

〔規則〕 一

公益法人の収益事業に対する課税

第五條 左に掲げる法人の所得で収益事業から生じた所得以外の所得に対しては、各事業年度の所得に対する

法人税は、これを課さない。(昭和二十三年法律第百七号、同二十五年法律第七十二号改正)

一 民法第三十四條の規定により設立した法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第六十四條第四項の規定により設立した法人

二 弁護士会及び日本弁護士連合会、弁理士会並びに税務代理士会

三 法人たる労働組合及び国家公務員法に基く法人たる国家公務員の組合その他の団体

四 漁船保険組合、農業共済組合及び同連合会並びに国家公務員共済組合及び同連合会

五 牧野組合、住宅組合、海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合

六 損害保険料率算出団体及び家畜登録協会

② 前項各号に掲げる法人は、同項の収益事業から生ずる所得に関する経理は、収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理と区分して、これを行わなければならない。(同上)

③ 第一項の収益事業の範囲は、命令でこれを定める。(同上)

〔規則〕 一の二

第五條の二 法人の清算中の各事業年度において生じた所得に対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

第五條の三 第五條第一項各号に掲げる法人の積立金に対しては、各事業年度の積立金に対する法人税は、これを課さない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

第六條 命令で指定する重要物産の製造、採掘又は採取をなす法人には、命令の定めるところにより、製造、採掘又は採取の事業を開始した事業年度及びその翌事業年度開始の日から三年以内に終了する事業年度にお

法人税 法人税法

清算中の所得に対する法人税は、公益法人の積立金に對するは、非課税とする。公益法人の積立金に對するは、非課税とする。公益法人の積立金に對するは、非課税とする。



法人税 法人税法

① いて、その業務から生じた各事業年度の所得に対する法人税を免除する。(昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 前項の重要財産の製造、採掘又は採取をなす法人が、その設備を増設したときは、命令の定めるところにより、当該事業年度及びその翌事業年度開始の日から三年以内に終了する事業年度において、その増設した設備による財産の製造、採掘又は採取の業務から生じた各事業年度の所得に対する法人税を免除する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 二、三、四、五

事業年度

第七條 この法律において事業年度とは、法令、定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める事業年度その他これに準ずる期間又は第二項の規定により政府に申告し若しくは政府が指定した期間をいう。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

① 法令、定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていない法人は、その設立の日又は外国法人となつた日から二箇月以内に、事業年度その他これに準ずる期間を定めて政府に申告しなければならぬ。その申告がないときは、政府は、その事業年度その他これに準ずる期間を指定し、これを通知する。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

② 事業年度の期間が一年をこえる場合においては、この法律の適用については、事業年度開始の日から一年ごとに区分した期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間)を各々一事業年度とみなす。(同上)

③ 法人が事業年度中途において解散し又は合併に因り消滅した場合においては、この法律の適用については、その事業年度開始の日から解散又は合併の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間を各々一事業年度とみなす。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

同族会社の意義

〔法〕 三四

第七條の二 この法律において同族会社とは、左の各号の一に該当する会社をいう。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

一 株主又は社員の一人及びその親族その他これと命令で定める特殊の関係のある個人(以下同族関係者という。)が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の三十以上に相当する会社

二 株主又は社員の二人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の四十以上に相当する会社

三 株主又は社員の三人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社

四 株主又は社員の四人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の六十以上に相当する会社

五 株主又は社員の五人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の七十以上に相当する会社

② 同族会社であるかどうかの判定は、第十七條第一項第二号の規定の適用については当該事業年度開始の時の現況により、第三十一條の二の規定の適用については同條に規定する行為又は計算の事実のあつた時の現況による。(同上)

〔施規〕 五の二

第二章 課税標準

法人税 法人税法



法人税 法人税法

課税標準 第八條 法人税の課税標準は、各事業年度の所得及び積立金の金額による。(昭和二十三年法律第七七号、同二十五年法律第七十二号改正)

所得の計算 第九條 内国法人の各事業年度の所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額による。(昭和二十三年法律第七七号、同二十五年法律第七十二号改正)

法人税又は罰金等の損金不計算 ② 法人が各事業年度において、納付した又は納付すべき法人税(第四十二條の規定による利子税額に相当する法人税を除く。)又は罰金若しくは料(通告処分による罰金又は料に相当する金額を含む。)は、前項の所得の計算上、これを損金に算入しない。所得税法第五十七條第四項若しくは第五十七條の二第四項、通行税法第十一條ノ三第一項若しくは第十一條ノ四第一項又は国税徴收法第九條第三項の規定により徴收された又は徴收されるべき源泉徴收加算税額、輕加算税額若しくは重加算税額に相当する所得税若しくは通行税又は延滞加算税額に相当する国税についても、また、同様とする。(昭和二十五年法律第六十九号、同年法律第七十二号改正)

③ 法人が各事業年度においてなした寄附金のうち、命令の定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、第一項の所得の計算上、これを損金に算入しない。但し、命令で定める寄附金については、命令の定めるところにより、これを損金に算入する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

④ 第五條第一項各号に掲げる法人が同項の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、これを寄附金とみなして前項の規定を適用する。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

⑤ 青色申告書を提出した法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた損金は、第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。但し、当該損金の生じた事業年度において青色申告書を提出し、且つ、その後において連続して青色申告書を提出している場合に限る。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

特別利益分配金の損金算入

⑥ 農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合、産業組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合、貸室組合連合会、市街地信用組合、中小企業等協同組合(企業組合を除く)、船主相互保険組合、漁業会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、蚕糸業会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫が取り扱った物の数量、価格その他事業の分量に対して分配すべき金額は、これらの法人が第十八條の規定による申告書に当該分配金額に関する申告の記載をなした場合においては、第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。(昭和二十三年法律第二百号改正、同年法律二百四十三号追加、同二十四年法律第七七号、同年法律第六十一号追加、同二十五年法律第七十二号改正、同年法律第七十七号追加)

⑦ 前五項及び第九條の二乃至第九條の八に規定するものの外、第一項の所得の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。(昭和二十三年法律第七七号、同二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 六、七、八、九、一〇、一〇の二、一一、一二、一三、一三の二、一三の三、一三の四、一三の五、一三の六、一四、一四の二、一四の三、一四の四、一四の五、一五、一五の二、一五の三、一五の四、一五の六、一六、一七、一七の二、一七の三、一八、一八の二、二〇、二〇の二、二一、二一の二

〔細則〕 一、二、三、四、五、六、七、八、九  
第九條の二 法人が額面をこえる価額で株式を発行した場合の額面をこえる金額から当該株式の発行のために要した費用の額を控除した金額は、前條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第九條の三 第九條第六項に掲げる法人が新たにその出資者となる者から徴收した加入金は、同條第一項の所  
法人税 法人税法



益金不算  
入資益  
減益金  
の益金不  
算入  
合併差  
益金  
不  
算入

得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第九條の四 法人の資本の減少に因り生じた益金は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第九條の五 法人が合併した場合において、合併法人の合併に因り生じた益金(以下合併差益金という。)のうち、合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し割り当てた株式の金額又はこれらの者の出資に引き当てた金額の合計額が被合併法人の合併の時に於ける株式の拂込金額又は出資金額に満たないため生じた益金(以下合併減資益金という。)から成る部分の金額及び被合併法人の積立金から成る部分の金額は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

① 法人の合併差益金のうち、合併減資益金から成る部分、被合併法人の積立金から成る部分及びその他の益金から成る部分の金額の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。(同上)

〔規則〕 一八、一八の二

利益配当  
金の益金  
不算入

第九條の六 法人が各事業年度において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配を受けた場合において、第十八條乃至第二十一條の規定による申告書に当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額に關する申告の記載をなしたときは、当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額(その元本たる株式又は出資を取得するために要した負債の利子があるときは、その利子の額を控除した金額)は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

利益の配  
当とみな  
す場合

② 左に掲げる金額は、前項の規定の適用については、これを利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなす。(同上)

一 株式の消却若しくは資本の減少に因り取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額(株式又は出資につ

いては、その拂込金額。以下本條において同じ。)の合計額又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の拂戻として取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額がその金銭又は財産を取得する法人が当該株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、その金銭又は金銭以外の財産の支拂又は交付をなした法人の積立金額から成る部分に對する金額

二 法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者たる法人が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額がその株主、社員又は出資者たる法人が当該残余財産の分配をなした法人の株式又は出資を取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、当該残余財産の分配をなした法人の解散の時に於ける積立金額(残余財産の分配として他の法人の株式又は出資を取得する場合)は、当該積立金額のうち、当該他の法人に引き継がれなかつた部分の金額に限るものとし、清算中の各事業年度において当該積立金に對して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額とするものとする。( )から成る部分に對する金額

三 法人が合併した場合において被合併法人の株主、社員又は出資者たる法人が合併に因り取得する株式又は出資の拂込金額及び金銭の額の合計額がその株主、社員又は出資者たる法人が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、被合併法人の積立金額で合併法人に引き継がれなかつたものから成る部分に對する金額

① 前項各号の場合において、株主、社員又は出資者たる法人が株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少、解散又は合併に因り金銭及び金銭以外の財産を取得するときは、同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなす金額のうち、金銭から成る部分及び金銭以外の財産から成る部分の額は、まず当該財産の価額(その取得した財産が株式又は出資である場合には、その拂込金額のうち当該財

法人税 法人税法



産取得の基因となつた株式又は出資を取得するために要した金額をこえる金額)をもつてこれに充て、なお  
残額があるときは、当該金銭の額をもつてこれに充てて計算する。(同上)

④ 第二項第一号又は第二号に規定する場合において、法人が金銭又は金銭以外の財産を数回にわたつて取得  
したときは、同項の規定の適用については、これらの金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、当該  
各号に規定する株式又は出資を取得するために要した金額をこえるに至つた場合におけるそのこえる金額に  
ついて、まず当該各号に掲げる積立金から成る部分からこれらの金銭若しくは金銭以外の財産の支拂若しく  
は交付又は残余財産の分配がなされたものとみなす。(同上)

たな卸資  
の  
評価  
方法

第九條の七 法人は、第九條第一項の所得の計算に關し必要な商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他た  
な卸をなすべき資産の評価については、命令で定める事業の種類ごとに、命令で定める方法のうちいずれか  
一を選定し、その方法によらなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

② 新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人又は新たに他の種類の事業を開始し若しく  
は事業の種類を変更した法人は、その設立後若しくは新たに外国法人となつた後又はその事業を開始し若し  
くは事業の種類を変更した後最初に第十八條乃至第二十一條の規定による申告書を提出すべき期限までに、  
前項の評価の方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを政府に届け出なければならない。その届出を  
しなかつた法人は、前項の評価の方法のうち命令で定めるものによらなければならない。(同上)

③ 法人は、前項の規定により届け出た評価の方法又は命令で定めたそのよるべき評価の方法を変更しようと  
するときは、政府の承認を受けなければならない。(同上)

④ 前項の規定による政府の承認を受けようとする法人は、その新たな評価の方法を採用しようとする事業年  
度開始の日の前日までに、その旨及び変更しようとする理由を記載した申請書を政府に提出しなければなら

ない。(同上)

⑤ 政府は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該法人が現によつている評価の方法を採用してか  
ら相当期間を経過していないとき又は変更しようとする評価の方法によつては所得の計算が正確に行われ難  
いと認めるときは、当該申請を却下することができる。(同上)

⑥ 第四項の申請書の提出があつた場合において、当該事業年度終了の日(当該事業年度について第十九條又  
は第二十條の規定の適用を受ける法人については、当該事業年度開始の日から六箇月を経過した日の前日)  
までに、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。(同上)

⑦ 政府は、第四項の申請書の提出があつた場合において、当該申請の承認又は却下をなしたときは、当該申  
請をなした法人に、これを通知する。(同上)

〔法〕 三四

〔規則〕 二〇、二〇の二

〔細則〕 一

固定資産  
の  
減価  
償却  
方法

第九條の八 法人は、第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき固定資産の償却額の計算については、命  
令で定める方法によらなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

② 新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人又は現に採用している償却の方法以外の方  
法によるべき固定資産を取得した法人は、その有する固定資産又は取得した固定資産について前項の命令に  
より二以上の償却の方法が定められている場合においては、その設立後若しくは新たに外国法人となつた後  
又は当該資産の取得後最初に第十八條乃至第二十一條の規定による申告書を提出すべき期限までに、前項の  
償却の方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを政府に届け出なければならない。その届出をしな



法人税 法人税法

三〇四

つた法人は、前項の償却の方法のうち命令で定めるものによらなければならない。(同上)

⑧ 前條第三項乃至第七項の規定は、法人が償却の方法を変更する場合について、これを準用する。(同上)

〔法〕 三四

〔規則〕 一三、二一、二一の二

〔細則〕 二、三、四、五、六、七、八

所得税額  
の控除

第十條 法人が各事業年度において、所得税法第十八條の規定により納付した所得税額は、命令の定めるところにより、当該事業年度の所得に対する法人税額から、これを控除する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 前項の場合において控除すべき所得税法第十八條の規定により納付した所得税額は、法人の各事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。(同上)

〔規則〕 二二、二三

外国法人  
の所得の  
計算

第十一條 外国法人の各事業年度の所得は、この法律の施行地にある資産又は事業について、第九條乃至第九條の八の規定に準じて計算した金額による。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第十二條 所得税法第四條及び第七條の規定は、法人税を課する場合について、これを準用する。

信託財産  
に対する  
所得の計  
算

② 信託会社の各事業年度の所得の計算については、合同運用信託に因る収入及び支出は、その総益金及び総損金から、各々これを控除する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

積立金の  
計算

第十三條 法人の各事業年度の積立金は、当該事業年度開始の時にける積立金額から、昭和二十五年四月一日の直前に終了した事業年度の末日における積立金額を控除した金額(この控除すべき積立金額を控除積立金額という。)に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額による。(昭和二十三年法律第七十七号、同二十五年法律第七十二号改正)

合併の場  
合の控除  
積立金額  
の計算

② 昭和二十五年四月一日を含む事業年度が六箇月をこえる法人(第五條第一項各号及び第九條第六項に掲げる法人を除く。)について当該事業年度開始の日から六箇月の期間が同日前に終了している場合においては、当該法人の控除積立金額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度開始の時にける積立金額と当該期間に生じた所得金額から当該所得に対する法人税額を控除した金額との合計金額による。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

③ 第一項の月数は、曆に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

合併の場  
合の控除  
積立金額  
の計算

第十四條 法人が昭和二十五年四月一日以後に合併した場合においては、被合併法人の控除積立金額は、前條第一項の規定の適用については、合併法人の控除積立金額とみなす。(昭和二十三年法律第七十七号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 法人が昭和二十五年四月一日前に合併した場合において、その合併法人の合併後最初の事業年度が同日以後に終了するときは、被合併法人の同日直前に終了した事業年度の末日における積立金額は、前條第一項の規定の適用については、当該合併法人の控除積立金額とみなす。(同上)

合併事業  
年度の積  
立金の計  
算

第十五條 法人が昭和二十五年四月一日以後に合併した場合において、当該合併が合併後存続する法人の事業年度の中途においてなされ、且つ、合併後存続する法人が被合併法人の積立金を引き継いだときは、その合併後存続する法人の当該合併の日を含む事業年度の積立金は、第十三條及び前條第一項の規定にかかわらず、合併後存続する法人の当該事業年度開始の時にける積立金額から控除積立金額を控除した金額と、合併後存続する法人が被合併法人から引き継いだ積立金額から被合併法人の控除積立金額を控除した金額に合併後存続する法人の当該事業年度の合併の日以後の月数を乗じたものを当該事業年度の月数で除した金額と

法人税 法人税法

三〇五



の合計金額に合併後存続する法人の当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額による。(昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 第十三条第三項の規定は、前項の月数の計算について、これを準用する。(同上)

積立金額の意義

第十六条 この法律において積立金額とは、積立金、準備金その他名義の何たるを問わず、法人の各事業年度の所得(第五条の二の規定により法人税を課さない所得、第六条の規定により法人税を免除する所得及び第九条の六の規定により益金に算入しない金額を含む。)のうち、その留保した金額をいう。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 法人税として納付すべき金額(第四十二条の規定による利子税額及び国税徴収法第九條第三項の規定による延滞加算税額に相当する金額を除く。)は、前項の留保した金額には、これを算入しない。(昭和二十五年法律第六十九号、同年法律第七十二号改正)

第三章 税率

税率

第十七条 法人税は、左の税率により、これを課する。(昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十二号改正)

- 一 各事業年度の所得 所得金額の百分の三十五
- 二 各事業年度の積立金
  - 同族会社 積立金額のうち年五十万円以下の金額 百分の二
  - 積立金額のうち年五十万円をこえる金額 百分の七
  - その他の法人 積立金額の百分の二

② 前項第二号の場合において、事業年度が一年に満たない法人については、同号中年五十万円とあるのは、五十万円に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額とする。第十三条第三項の規定は、この場合の月数の計算について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第四章 申告

事業年度の期間が六月以下の法人の確定申告

第十八条 納税義務がある法人は、第十九条又は第二十条の規定に該当する場合を除く外、各事業年度終了の日から二箇月以内に、その確定した決算に基き当該事業年度の課税標準たる所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。但し、災害その他やむを得ない事由に因り決算が確定しないため、その提出期限までに申告書を提出できない場合においては、政府の承認を受け、その決算確定の日から二十日以内に、これを提出することができる。(昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十二号改正)

- ② 前項但書の承認を受けようとする法人は、当該事業年度終了の日から四十五日以内に、同項但書の規定の適用を受けたい旨並びに申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び決算確定の予定日を記載した申請書を政府に提出しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)
- ③ 政府は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に係るその理由が相当でないと認めるときは、当該申請を却下することができる。(同上)
- ④ 第二項の申請書の提出があつた場合において、当該事業年度終了の日から二箇月以内に、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。(同上)
- ⑤ 政府は、第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請の承認又は却下をなしたときは、当該申請をなした法人に、これを通知する。(同上)



- ⑥ 第一項の規定による申告書には、命令の定めるところにより、財産目録、貸借対照表、損益計算書、第六條及び第九條乃至第十五條の規定により計算した各事業年度の所得金額及び積立金額の計算に関する明細書並びに当該所得及び積立金額に対する法人税額の計算に関する明細書を添附しなければならない。(昭和二十三年法律第七七号、同二十五年法律第七十二号改正)
- ⑦ 外国法人及び第五條第一項各号に掲げる法人は、前項の書類の外、それぞれこの法律の施行地にある資産若しくは事業に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は第五條第一項の収益事業に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)
- ⑧ 第一項乃至前項の規定は、法人に各事業年度について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

〔法〕 三四

〔規則〕 二四、二五、二八

〔細則〕 九

事業年度の期間が六月を超える法人の申告

第十九條 法人の事業年度が六箇月をこえる場合においては、第二十條の規定に該当する場合を除く外、当該事業年度開始の日から七箇月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額がある法人は、当該事業年度開始の日から六箇月を経過した日から二箇月以内に、その前事業年度の法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額(当該法人税に係る第四十二條乃至第四十三條の二の規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徴収法第九條第三項の規定による延滞加算税額に相当する法人税額は、これを含まない。)に六を乗じて前事業年度の月数で除して計算した金額に相当する法人税額を記載した申告書を政府に提出しな

ればならない。但し、当該法人は、当該事業年度開始の日から六箇月の期間を一事業年度とみなして第六條及び第九條乃至第十五條の規定により当該期間の課税標準たる所得金額及び積立金額を計算したときは、当該申告書の提出に代え、当該申告書の提出期限内に、当該期間の所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金額に対する法人税額(これらの金額又は税額がない場合には、その旨)を記載した申告書を政府に提出することができる。(昭和二十三年法律第七七号、同二十五年法律第六十九号、同年法律第七十二号改正)

② 前項本文の場合において、政府が物価変動の状況等により必要があると認め、別に法律で定めるところにより、前事業年度の法人税額に乘ずべき調整比率を定めたときは、同項本文の申告書に記載すべき法人税額は、同項本文の規定により計算した金額に当該調整比率を乗じて計算した金額による。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

③ 第一項本文の規定による申告書には、命令の定めるところにより、同項本文に規定する前事業年度の法人税額、当該法人税額計算の基礎となつた前事業年度の所得金額及び積立金額並びに前事業年度の期間を記載した書類を添附しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

④ 第一項但書の規定による申告書には、命令の定めるところにより、同項但書に規定する期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書(外国法人にあつては、この法律の施行地にある資産又は事業に係る貸借対照表及び損益計算書とする。)、当該期間の所得金額及び積立金額の計算に関する明細書並びに当該所得及び積立金額に対する法人税額の計算に関する明細書を添附しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

⑤ 第一項の規定による申告書を提出すべき法人が同項に規定する申告書の提出期限までに、同項の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、当該法人については、当該申告書の提出期限を経過した時において



て政府に対し同項本文の規定による申告書の提出があつたものとみなす。(同上)

⑥ 第十三條第三項の規定は、第一項の月数の計算について、これを準用する。(同上)

⑦ 第一項乃至前項の規定は、法人に第二項本文に規定する前事業年度の法人税額のない場合について、これを準用する。(同上)

⑧ 第一項乃至前項の規定は、第五條第一項各号及び第九條第六項に掲げる法人については、これを適用しない。(同上)

〔規則〕 二四、二五、二六、二八

〔細則〕 九、一〇

右法人の中間申告の特例  
第二十條 新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人のその設立後若しくはその外国法人となつた後最初の事業年度が六箇月をこえる場合又は合併後存続する内国法人のその合併の日を含む事業年度に続く事業年度が六箇月をこえる場合(その合併が合併の日を含む事業年度開始の日においてなされたものである場合を除く。)若しくは合併後存続する内国法人の六箇月をこえる事業年度開始の日から六箇月の期間内にその合併があつた場合においては、その新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人又はその合併後存続する内国法人は、その六箇月をこえる事業年度については、当該事業年度開始の日から六箇月の期間を一事業年度とみなして第六條及び第九條乃至第十五條の規定により当該期間の課税標準たる所得金額及び積立金額を計算し、当該期間の法人税として納付すべき税額があるときは、当該期間終了の日から二箇月以内に、当該期間の所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金額に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。(昭和二十三年法律第七七号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 前條第四項の規定は、前項の規定により申告書を提出する場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

③ 前二項の規定は、法人に第一項の期間について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

④ 前三項の規定は、第五條第一項各号及び第九條第六項に掲げる法人については、これを適用しない。(同上)

〔規則〕 二四、二五、二八

〔細則〕 九

右法人の確定申告  
第二十一條 納税義務がある法人は、第十九條又は前條の規定に該当する場合においては、当該事業年度終了の日から二箇月以内に、その確定した決算に基き当該事業年度の課税標準たる所得金額及び積立金額並びに

当該所得及び積立金額に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。但し、災害その他やむを得ない事由に因り決算が確定しないため、その提出期限までに申告書を提出できない場合においては、政府の承認を受け、その決算確定の日から二十日以内に、これを提出することができる。(昭和二十三年法律第七七号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 第十八條第二項乃至第五項の規定は、前項但書の場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

③ 第十八條第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。(昭和二十三年法律第七七号、同二十五年法律第七十二号改正)

④ 前三項の規定は、法人に第一項の事業年度について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十二号追加)



〔規則〕 二四、二五、二八

〔細則〕 九

清算法人  
の確定申  
告

第二十二條 納税義務がある清算中の法人は、その清算中に終了した各事業年度の法人税については、前四條の規定にかかわらず、当該事業年度終了の日から二箇月以内に、当該事業年度の課税標準たる積立金額及び当該積立金に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。(昭和二十三年法律第七七号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 前項の規定による申告書には、命令の定めるところにより、前事業年度及び当該事業年度終了の日における財産目録及び貸借対照表、当該事業年度の收支の計算に関する明細書、当該事業年度の積立金額の計算に関する明細書並びに当該積立金に対する法人税額の計算に関する明細書を添附しなければならない。(同上)

③ 前二項の規定は、清算中の法人に清算中の各事業年度について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 二七、二八

〔細則〕 一一

期限後の  
申告

第二十三條 第十八條第一項、第二十條第一項、第二十一條第二項又は前條第一項の規定による申告書を提出すべき法人は、当該各項に規定する申告書の提出期限後においても、第三十二條の規定による決定の通知があるまでは、当該各項に規定する事項を記載した申告書を政府に提出することができる。(同昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 前項の申告書には、それぞれ当該各條に規定する申告書の添附書類を添附しなければならない。(昭和二十三年法律第七七号、同二十五年法律第七十二号改正)

③ 前二項の規定は、第十八條第八項、第二十條第三項、第二十一條第四項又は第二十二條第三項の規定による申告書を提出すべき法人について、これを準用する。(昭和二十三年法律第七七号追加、同二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 二八

〔細則〕 九、一一

修正申告

第二十四條 第十八條乃至前條の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した所得金額若しくは積立金額又は法人税額について不足額がある場合(納付すべき法人税のない旨の申告書を提出した法人にあつては、納付すべき法人税がある場合)においては、第三十二條の規定による更正又は決定の通知があるまでは、先に提出した申告書に記載した事項のうち修正すべき事項その他命令で定める事項を記載した申告書を政府に提出することができる。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 第二十九條乃至第三十一條の規定による更正又は決定を受けた法人は、当該更正又は決定に係る所得金額若しくは積立金額又は法人税額について不足額がある場合(欠損金額の更正を受けた法人にあつては、納付すべき法人税がある場合)においては、当該更正又は決定に係る所得金額、積立金額若しくは法人税額又は欠損金額について修正すべき事項その他命令で定める事項を記載した申告書を政府に提出することができる。(昭和二十三年法律第七七号、同二十五年法律第七十二号改正)

③ 前二項の規定は、第二十六條の第三項の規定による法人税額の還付の請求をなした法人の当該請求の基礎となつた欠損金額又は当該欠損金額について第二十九條第二項若しくは第三十一條第二項の規定による更正があつた場合における当該更正に係る欠損金額が過大である場合について、これを準用する。(昭和二十三年法律第七七号追加、同二十五年法律第七十二号改正)

④ 前三項の規定による申告書(以下修正申告書という。)には、命令の定めるところにより、修正に関する明



細書を添附しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 二八

〔細則〕 九、一一

青色申告  
制度

第二十五條 法人は、政府の承認を受けた場合においては、第十八條乃至前條の規定により提出する申告書は、青色の申告書によることができる。(この申告書を青色申告書という。)(昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 前項の政府の承認を受けようとする法人は、その各事業年度の所得及び積立金の計算に関して備え付ける帳簿書類について、命令の定めるところによらなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

③ 第一項の政府の承認を受けようとする法人は、青色申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日まで(当該事業年度が内国法人の設立後又は外国法人の新たに外国法人となつた後最初の事業年度である場合には、当該事業年度開始の日から二十日以内)に、命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。(同上)

④ 政府は、前項の申請に対し承認をなす場合において、必要があると認めるときは、その法人の備え付ける第二項の帳簿書類について必要な指示をなすことができる。(同上)

⑤ 政府は、第三項の申請書の提出があつた場合において、当該法人の備え付ける帳簿書類が第二項の規定による命令の規定に準拠していないと認められるとき若しくはその帳簿書類に不実の記載があると認められる相当の事由があるとき又はその申請書が第八項の規定による取消の通知を受けた日から一年以内に提出されたものであるときは、当該申請を却下することができる。(同上)

⑥ 第三項の申請書の提出があつた場合において、当該事業年度終了の日(当該事業年度について第十九條又

は第二十條の規定の適用を受ける法人については、当該事業年度開始の日から六箇月を経過した日の前日)までに、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。(同上)

⑦ 政府は、青色申告書を提出することについて政府の承認を受けた法人について、左に掲げる事実があると認める場合においては、その事実があつたと認められる時までさかのぼつてその承認を取り消すことができる。この場合においては、その事実があつたと認められる時以後に提出した青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。(同上)

一 当該法人の備え付ける帳簿書類が第二項の規定による命令の規定に準拠していないこと。

二 当該法人がその備え付ける帳簿書類について第四項の規定による指示に従わなかつたこと。

三 当該法人の備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠へいし又は仮装して記載する等当該帳簿書類の記載事項の全体について、その真実性を疑うに足りる不実の記載があること。

四 第十八條乃至第二十二條の規定による申告書をその提出期限内に提出しなかつたこと。

五 第九條の七第三項(第九條の八第三項において準用する場合を含む。)の規定による政府の承認を受けな

⑧ 政府は、第三項の申請書の提出があつた場合において当該申請の承認又は却下をなしたとき又は前項の規定による承認の取消をなしたときは、当該法人に、これを通知する。(同上)

〔法〕 三四

〔規則〕 二八、二八の二、二八の三

〔細則〕 一二、十三、一四、一五、一六、一七、一八、一九

法人の代 第二十五條の二 第十八條乃至第二十四條の規定による申告書には、法人の代表者(二人以上の者が共同して



責者、責  
任者等  
の  
自署押印

法人を代表する場合には、その全員が自署し、自己の印を押さなければならない。但し、法人の代表者が二人以上ある場合（二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。）においては、これらの者のうち社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者で申告書の作成の時に於いて法人の業務を主宰しているものが自署し、自己の印を押さなければならない。（昭和二十五年法律第七十二号改正）

② 前項の申告書には、同項の代表者の外、法人の役員及び職員のうち申告書の作成の時に於いて当該法人の經理に関する事務の主席の責任者である者が自署し、自己の印を押さなければならない。この場合において、その申告書の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書に記載しなければならない。（同上）

③ 前二項の規定により申告書に自署し自己の印を押すべき者は、外国法人にあつては、この法律の施行地にある資産又は事業の管理又は經營の責任者及び当該資産又は事業に係る經理に関する事務の主席の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該資産又は事業の管理又は經營の責任者に対しても適用があるものとする。（同上）

④ 前三項の規定による自署押印の有無は、第十八條乃至第二十四條の規定による申告書の提出に因る申告の効力に影響を及ぼすものではない。（同上）

第五章 納付及び還付

納期及び  
その期日

第二十六條 第十八條第一項、第二十條第一項又は第二十二條第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該各項に規定する申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した法人税額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。（昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十二号改正）

② 第十九條の規定により申告書を提出すべき法人（同條の規定により納付すべき法人税のない旨の申告書を提出した法人を除く。）は、同條に規定する申告書の提出期限内に、同條の規定により提出した申告書に記載した法人税額又は同條第五項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る法人税額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。（同上）

載した法人税額又は同條第五項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る法人税額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。（同上）

③ 第二十一條第一項の規定による申告書を提出した法人は、同項に規定する申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した法人税額から第十九條若しくは第二十條第一項の規定により提出した申告書（第二十三條の規定により提出した申告書で第二十條第一項に規定する事項を記載したものを含む。）に記載した法人税額（以下本項において中間申告法人税額という。）又は第十九條第五項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る法人税額を控除した金額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合には、第二十一條第一項の規定による申告書に記載した法人税額から控除すべき法人税額は、当該各号に掲げる法人税額とする。（昭和二十五年法律第七十二号改正）

一 中間申告法人税額の申告があつた場合において、第二十一條第一項の規定による申告書を提出する日までに、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出があつたとき又は第二十九條第一項若しくは第三十一條第一項の規定による更正があつたときは、当該中間申告法人税額、当該修正申告に因り増加した法人税額及び当該更正に係る第三十三條第一項の追徴税額の合計額

二 中間申告法人税額の申告がなかつた場合において、第二十一條第一項の規定による申告書を提出する日までに、第三十條若しくは第三十一條第一項の規定による決定若しくは更正があつたとき又は第二十四條第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、当該決定若しくは更正に係る第三十三條第一項の追徴税額と当該修正申告に因り増加した法人税額との合計額

〔施規〕 二九

〔施細〕 二〇



期限後の  
申告又は  
修正申告  
による納  
付及びそ  
の期日

第二十六條の二 第二十三條第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書の提出の日に、当該申告書に記載した法人税額（当該申告書が第二十一條第一項に規定する事項を記載したものである場合には、前條第三項の規定に準じて計算した法人税額）に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。（昭和二十五年法律第七十二号改正）

② 第二十四條第一項又は第二項の規定による修正申告書を提出した法人は、当該申告書の提出の日に、当該修正申告に因り増加した法人税額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。（同上）

③ 第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた法人が、当該還付金額の基礎となつた欠損金額について第二十四條の規定による修正申告書を提出した場合においては、当該法人は、当該申告書の提出の日に、その還付を受けた金額のうち当該修正申告に因り過大となつた金額（第二十六條の三第六項の規定により加算された金額のうちその過大となつた金額に対応する部分の金額を含む。）に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。（同上）

〔規則〕 二九

〔細則〕 二〇

欠損金の  
繰戻控除  
の法人税  
の還付

第二十六條の三 青色申告書を提出する法人は、各事業年度の第九條第一項の所得の計算上総損金が繰益金をこえる場合においては、当該事業年度の第十八條第八項又は第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時に、命令の定めるところにより、政府に対し、当該事業年度開始の前一年以内に開始した事業年度の所得に対する法人税額とその事業年度においてその所得金額からそのこえる損金の額（以下欠損金額という。）の全部又は一部を控除して計算した場合におけるその所得に対する法人税額との差額に相当する法人税額の還付の請求をなすことができる。但し、その事業年度の所得金額からその損金の額の控除を受けよう

とする事業年度（以下本條において還付事業年度という。）において青色申告書を提出し、且つ、その後において連続して青色申告書を提出している場合に限る。（昭和二十五年法律第七十二号改正）

② 前項の規定による法人税額の還付の請求をなす場合において、還付事業年度の法人税額のうち既に第四項の規定により還付を受けた金額（前條第三項の規定により納付した若しくは納付すべき又は第三十三條第二項の規定により徴收された若しくは徴收されるべき税額がある場合には、当該金額から、当該税額（第六項の規定により加算された金額に係る部分の税額を除く。）に相当する金額を控除した金額）があるときは、前項の規定の適用については、当該還付事業年度の所得金額は、当該還付金額の基礎となつた欠損金額だけ減額されたものとみなす。（同上）

③ 第一項の規定による法人税額の還付の請求をなす法人は、還付事業年度の所得金額及び当該所得に対する法人税額並びに当該所得金額から控除を受けようとする欠損金額その他命令で定める事項を記載した書類を政府に提出しなければならない。（同上）

④ 政府は、第一項の規定による法人税額の還付の請求があつた場合においては、当該請求の基礎となつた欠損金額その他必要な事項について調査し（当該調査に基き必要があると認める場合には、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正又は決定をなし）、当該請求をなした法人に対し、当該請求に係る法人税額の一部又は一部に相当する金額を還付し又は請求の理由がない旨を通知する。（同上）

⑤ 前項の規定による金額（第六項の規定により加算すべき金額を含む。）の還付をなす場合において、未納の国税、督促手数料及び滞納処分費があるときは、当該金額をこれに充当する。（昭和二十五年法律第六十九号、同年法律第七十二号改正）

⑥ 政府は、第四項の規定による金額の還付をなす場合においては、当該金額に係る還付の請求と同時に提出



された申告書の提出期限の翌日から五箇月を経過した日から、その還付すべき金額の支出をなし又は前項の規定による充当をなす日までの期間に応じ、当該金額に第四十二條の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額を加算しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

〔施規〕 三〇

清算人等の責任

第二十七條 法人が解散した場合において、各事業年度の所得又は積立金に対する法人税を納付しないで残余財産を分配したときは、その税金については、清算人及び残余財産の分配を受けた者は連帯して納税の義務があるものとする。但し、残余財産の分配を受けた者は、その受けた利益の限度においてその責に任ずる。(昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十二号改正)

督促

第二十八條 納税義務がある法人が第二十六條に定める期限内又は第二十六條の二に定める申告書又は修正申告書の提出の日に法人税を完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法第九條の規定により、これを督促する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

第六章 更正及び決定

更正

第二十九條 第十八條乃至第二十四條の規定による申告書又は修正申告書が提出された場合において、当該申告書又は修正申告に係る課税標準又は法人税額が政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、課税標準又は法人税額を更正する。(昭和二十三年法律第七十号、同二十五法律第七十二号改正)

② 第二十六條の三第一項の規定による法人税額の還付の請求がなされた場合において、当該請求の基礎となつた欠損金額(第二十四條第三項の規定による修正申告書が提出された場合には、当該修正申告に係る欠損金額)が政府において調査したところと異なるときは、政府は、第三十條の規定に該当する場合を除く外、

課税標準の決定

再更正

その調査により、欠損金額を更正する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)  
第三十條 政府は、納税義務があると認める法人が申告書を提出しなかつた場合(第十九條第五項の規定の適用を受ける場合を除く。)又は納付すべき法人税がない旨の申告書を提出した場合においては、政府の調査により、課税標準及び法人税額を決定する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

第三十一條 政府は、第二十九條第一項、前條又は本項の規定による課税標準又は法人税額の更正又は決定後、更正又は決定した課税標準又は法人税額について、不足額があることを知つたときは、政府の調査により、課税標準又は法人税額を更正する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 政府は、第二十九條第二項又は本項の規定による欠損金額の更正後、更正した欠損金額が過大であることを知つたときは、前條の規定に該当する場合を除く外、政府の調査により、欠損金額を更正する。(同上)

同族会社等の否認

第三十一條の二 政府は、前三條の規定により課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなす場合において、同族会社の行為又は計算でこれを容認した場合においては法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、政府の認めるところにより、当該法人の課税標準又は欠損金額を計算することができる。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

青色申告書の提出に対する制限

第三十一條の三 政府は、青色申告書を提出することができる法人の青色申告書を提出した事業年度分について、第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなす場合においては、当該事業年度分の申告書につき第二十五條第七項後段の規定の適用があつた場合を除く外、その帳簿書類を調査し、その調査により課税標準又は欠損金額の計算に誤があると認められる場合に限る。これをなすことができる。但し、第十八條乃至第二十四條の規定により提出された申告書及びこれに添



附された書類の調査によりその申告又は修正申告に係る課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の計算が第六條及び第九條乃至第十五條の規定に従っていないことが明らかである場合又は第十九條第一項本文の規定により提出された申告書に記載された法人税額の計算に誤がある場合においては、当該事項につき第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなすことを妨げない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

青色申告書の提出を認めない決定

② 政府は、前項の規定の適用を受けない法人の事業年度分について、第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準又は法人税額の更正又は決定をなす場合においては、当該法人の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模により各事業年度の所得金額又は積立金額を推計してこれをなすことができる。(同上)

課税標準の更正又は決定の通知

第三十二條 政府は、第二十九條乃至第三十一條の規定により課税標準若しくは欠損金額又は法人税額を更正又は決定したときは、これを当該法人に通知する。この場合において、当該更正又は決定が青色申告書を提出した事業年度分についてなされたものであるときは、通知の書面にその理由を附記しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

税額の追徴

第三十三條 政府は、第二十九條第一項、第三十條又は第三十一條第一項の規定により課税標準又は法人税額を更正又は決定した場合においては、前條の通知をなした日から一箇月後を納期限として、その追徴税額(その不足税額又は決定による税額をいう。以下同じ。)を徴収する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 政府は、第二十九條第二項若しくは第三十一條第二項の規定により欠損金額を更正し又は第三十條の規定により欠損の申告をなした事業年度について課税標準及び法人税額を決定した場合においては、前條の通知をなした日から一箇月後を納期限として、第二十六條の三第四項の規定により還付した金額のうち当該更正

正又は決定に因り過大となつた金額(第二十六條の三第六項の規定により加算された金額のうちその過大となつた金額に対応する部分の金額を含む。)に相当する税額の法人税を徴収する。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第七章 再調査、審査及び訴訟

再調査の請求

第三十四條 第三十二條又は第四十四條の規定による通知を受けた法人は、その通知を受けた課税標準、欠損金額若しくは法人税額又は過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に対して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長に対し、再調査の請求をなすことができる。但し、当該通知に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の收税官吏によつてなされた旨の記載がある書面により当該通知を受けた者については、この限りでない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 前項の請求があつた場合においても、税務署長は、税金の徴収を猶予しない。但し、税務署長において相当の理由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。(同上)

③ 第一項の規定は、第七條第二項、第九條の七第七項(第九條の八第三項において準用する場合を含む。)、第十八條第五項(第二十一條第二項において準用する場合を含む。)、第二十五條第八項又は第四十六條の三第四項の規定による通知を受けた法人が当該通知に係る事項に対して異議がある場合について、これを準用する。(同上)

④ 前項の請求があつた場合においても、当該請求は、その請求の目的となつた処分効力に影響を及ぼさない。(同上)

⑤ 税務署長は、第一項(第三項において準用する場合を含む。))の規定による再調査の請求(以下再調査の請求) 法人税 法人税法



求という。)があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。(同上)

⑥ 税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした法人に通知しなければならない。(同上)

- 一 再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定
- 二 再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定
- 三 再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

〔施規〕 三三

審査の請求 第三十五條 前條第一項但書(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定に該当する法人又は同條第六項の規定による通知を受けた法人は、同條第一項若しくは第三項に規定する通知に係る事項又は同條第六項

の規定による決定(以下再調査の決定という。)に対して異議があるときは、同條第一項若しくは第三項に規定する通知又は同條第六項の規定による通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をなすことができる。この場合において、当該審査の請求が再調査の決定に対するものであるときは、当該再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてなされたものとみなす。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 前條第二項及び第四項の規定は、前項の場合について、これを準用する。(同上)

③ 再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に当該するときは、各々当該各号に規定する日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による審査の請求(以下審査の請求という。)があつたものとみなす。(同上)

- 一 税務署長において再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求をなした法人がこれに同意したときは、当該同意のあつた日
- 二 再調査の請求があつた日から三箇月以内に前條第六項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をなした法人が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日

④ 前條第五項の規定は、審査の請求があつた場合について、これを準用する。(同上)

⑤ 国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした法人(第三項の再調査の請求をなした法人を含む。)に通知しなければならない。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてなされたものとみなされる場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてなさなければならない。(同上)

- 一 審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前條第五項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定
- 二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定
- 三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の



全部又は一部を取り消す決定

- ⑥ 国税庁長官又は国税局長が前条第六項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号の規定による決定をなしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定によりあわせてなされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。(同上)
- ⑦ 国税庁長官又は国税局長は、前条第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をなす場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならぬ。(同上)
- ⑧ 前項の協議団に關し必要な事項は、政令でこれを定める。(同上)

〔規則〕 三四

訴訟法の  
不適用

第三十六條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴訟法の規定は、これを適用しない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

訴訟

第三十七條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求め訴は、第三十五條第五項の規定による決定(以下審査の決定という。)を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六箇月を経過してなお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三箇月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで、訴を提起することができる。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求め訴は、前項但書の場合を除く外、行政事件訴訟特例法第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三箇月以内に、これを提起しなければならない。(同上)

③ 第一項但書の規定により再調査の請求があつた日から六箇月を経過した後、当該再調査の目的となつた処分の取消又は変更を求める訴を提起する場合においては、当該再調査の請求があつた日から九箇月以内に、当該訴を提起しなければならない。(同上)

④ 前二項の期間は、これを不変期間とする。(同上)

⑤ 第二項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に關係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律第五條第一項の規定の適用については、これを当事者又は参加人となつた税務署長又は国税局長の所部の職員とみなす。(同上)

⑥ 第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がなされている場合には、これらの請求に対して決定をなすことを妨げない。(同上)

訴訟証拠  
の提出の  
順序

第三十八條 前条第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めるときは、当該訴を提起した者がまず証拠の申出をなし、その後、相手方当事者が証拠の申出をなすものとする。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をなすことができる。(同上)

第八章 雑則

所得金額  
等の公示

第三十九條 政府は、申告書(第十九條第一項本文の規定による申告書を除く。)又は修正申告書に記載された所得金額が百万円(第二十一條第一項の規定による申告書若しくは同項に規定する事項を記載した第二十三條第一項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書の場合には、二百万円)をこえる法人の名称、第四十六條の三に規定する納税地、代表者(外国法人にあつては第四十六條の四第二項に規定する責任者)の氏名、その申告書に記載された所得金額及びその事業年度又は第十九條第一項但書(同條第七項にお



いて準用する場合を含む。)若しくは第二十條第一項に規定する期間を、当該申告書提出の日から二箇月以内に、少くとも一箇月間公示しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 三五

第三者の  
通報及び  
報償金の

第四十條 納税義務があると認められる法人が申告書を提出しなかつた事実又は課税標準又は法人税額に不足額があると認められる事実を、政府に報告した者がある場合において、政府がその報告に因つて課税標準又は法人税額を決定し又は更正したときは、政府は、命令の定めるところにより、その報告者に対し、課税標準又は法人税額の決定又は更正に因り、徴收することができるができた当該事業年度の法人税額の百分の十以下に相当する金額を、報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は五十万円を超えないことできない。(昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 前項の規定は、その報告が不法の行為に因り知り得た事実又は国若しくは地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基づくものであるときは、これを適用しない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 三六、三七

第四十一條 削除(昭和二十三年法律第七十号削除)

期限後納  
付の場合  
等の利子  
税額

第四十二條 納税義務がある法人は、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる法人税額に就いては、当該各号に掲げる期間に応じ、当該税額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。(昭和二十二年法律第四百十二号、同二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十二号改正)

一 法人が第二十六條の規定により納付すべき法人税(第十八條第一項但書又は第二十一條第一項但書の規定による申告書の提出に因り納付すべき法人税を除く。)をその納期限内に完納しなかつた場合において

は、その未納に係る法人税額について、当該納期限の翌日から当該法人税を納付する日までの期間

二 法人が第十八條第一項但書又は第二十一條第一項但書の規定による申告書を提出した場合においては、

第二十六條第一項又は第三項の規定により納付すべき法人税額について、第十八條第一項本文又は第二十一條第一項本文に規定する申告書の提出期限の翌日から当該法人税を納付する日までの期間

三 法人が第二十三條第一項の規定による申告書又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出した場合においては、第二十六條の二第二項又は第二項の規定により納付すべき法人税額について、第十八條第一項本文又は第二十二條第一項に規定する申告書の提出期限の翌日から当該法人税を納付する日までの期間

四 第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた法人が、当該還付金額の基礎となつた欠損金額について第二十四條の規定による修正申告書を提出した場合においては、第二十六條の二第三項の規定により納付すべき法人税額について、第二十六條の三第四項の規定による還付のための支出があつた日から当該法人税を納付する日までの期間

② 前項の場合において、法人が同項各号に掲げる法人税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる法人税額は、同項各号に掲げる法人税額からその一部納付に係る法人税額を控除した税額による。(昭和二十三年法律第七十号、同二十四年法律第四十三号、同二十五年法律第七十二号改正)

③ 第一項の規定は、同項の利子税額計算の基礎となる税額が千円未満であるときは、これを適用しない。当該税額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。(同上)

④ 前三項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。(昭和



二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

⑤ 第一項第二号から第四号までの規定に該当する場合で当該各号に規定する申告書又は修正申告書を提出した法人が第二十六條第一項若しくは第三項に規定する納期限までに又は第二十六條の二に規定する納付の日に利子税額を完納しなかつた場合及び第一項第一号の規定に該当する場合においては、政府は、国税徴収法第九條の規定により、その納付すべき利子税額の納付を督促する。(同上)

⑥ 政府は、第三十三條第一項の追徴税額又は同條第二項の規定により徴収すべき法人税額を徴収する場合において、第一項第三号又は第四号及び第二項乃至第四項の規定に準じて計算した利子税額をあわせて徴収する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

⑦ 法人が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は前項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合において、当該法人が納付した法人税額が第二十六條若しくは第二十六條の二の規定により納付すべき法人税額又は第三十三條の規定により徴収される税額に達するまでは、その納付した法人税額は、これらの規定により納付すべき法人税額又は徴収される税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。(同上)

過少申告  
加算税額

第四十三條 第十八條、第十九條第一項但書(同條第七項において準用する場合を含む。)又は第二十條乃至第二十二條の規定による申告書の提出があつた場合において、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたとき又は第二十四條の規定による修正申告書の提出があつたときは、政府は、当該更正若しくは決定又は修正申告前の申告若しくは修正申告に係る法人税額(納付すべき法人税のない旨の申告書を提出した場合には、その旨の申告)に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正若しくは決定に係る第三十三條第一項の追徴税額若しくは同條第二項の規定により徴収すべき法人税額

無申告加  
算税額

又は当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項若しくは第三項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。(昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 左の各号の一に該当する場合においては、政府は、第一号及び第三号の場合にあつては第十八條又は第二十條乃至第二十二條の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二号及び第四号の場合にあつては更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る法人税額(納付すべき法人税のない旨の申告書を提出した場合には、その旨の申告)に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる法人税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、当該期間が一箇月以内のときは百分の十の割合、一箇月をこえ二箇月以内のときは百分の十五の割合、二箇月をこえ三箇月以内のときは百分の二十の割合、三箇月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

一 第二十三條の規定による申告書の提出があつた場合においては当該申告書の提出に因り第二十六條の二第一項の規定により納付すべき法人税額について、第十八條又は第二十條乃至第二十二條に規定する申告書の提出期限の翌日から当該申告書を提出した日までの期間

二 前号の規定に該当する場合において、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたとき又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、当該更正若しくは決定に係る第三十三條第一項の追徴税額又は当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額について、前号に掲げる期間

三 第十八條又は第二十條乃至第二十二條の規定による申告書の提出がなかつた場合において、第三十條の



規定による決定があつたときは、当該決定に係る第三十三條第一項の追徴税額について、第十八條又は第二十條乃至第二十二條に規定する申告書の提出期限の翌日から当該決定に係る第三十二條の通知をなした日までの期間

四 前号の規定に該当する場合において、第二十九條第一項若しくは第三十一條第一項の規定による更正があつたとき又は第二十四條第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、当該更正に係る第三十三條第一項の追徴税額又は当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額について、第十八條又は第二十條乃至第二十二條に規定する申告書の提出期限の翌日から当該更正に係る第三十二條の通知をなした日又は当該修正申告書を提出した日までの期間

過少申告  
加算税額  
無申告加  
算税額の  
不徴収額

③ 第二十三條第一項の規定による申告書又は第二十四條の規定による修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書を提出した法人に係る政府の調査に因り第二十九條乃至第三十一條の規定による更正又は決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、政府は、当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項若しくは第三項の規定により納付すべき法人税に係る過少申告加算税額又は当該申告書又は修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。(同上)

重加算税

④ 前條第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収する場合について、これを準用する。(同上)

第四十三條の二 前條第一項の規定に該当する場合において、法人が課税標準又は欠損金額の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところを基いて第十八條、第十九條第一項但書(同條第七項において準用する場合を含む。)若しくは第二十條乃至第二十二條の規定による申告書又は第二十四條の規定による修正申告書を提出していたときは、政府は、前條第一項の過少申告加算税額に代え、過少申告加算税額計算の基礎となるべき第三十三條第一項の追徴税額若しくは同條第二項の規定により徴収すべき法人税額又は第二十六條の二第二項若しくは第三項の規定により納付すべき法人税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

② 前條第二項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、政府は、無申告加算税額の外、同項各号に掲げる法人税額又は第三十三條第一項の追徴税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。(同上)

一 前條第二項第一号又は第三号の規定に該当する場合においては、法人が課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところを基いて第十八條又は第二十條乃至第二十二條の規定による申告書を提出しなかつたこと。

二 前條第二項第二号の規定に該当する場合には、法人が課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところを基いて第二十三條の規定による申告書又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出したこと。

三 前條第二項第四号の規定に該当する場合には、法人が課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところを基いて第十八條若しくは第二十條乃至第二十二條の規定による申告書を提出せず、又は第二十四條第二項の規定による修正申告書を提出したこと。

③ 前二項の規定に該当する場合において、第二十三條第一項の規定による申告書又は第二十四條の規定による修正申告書の提出について前條第三項に規定する事由があるときは、政府は、当該申告書又は修正申告書の提出に因り第二十六條の二の規定により納付すべき法人税額に係る重加算税額を徴収しない。(同上)



法人税 法人税法

加算税額  
の決定及  
び通知  
の税官  
の質問  
及び  
検査  
権

- ④ 第四十二條第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により重加算税額を徴収する場合について、これを準用する。(同上)
- 第四十四條 政府は、前二條の規定により徴収する過少申告加算税額若しくは無申告加算税額又は重加算税額を決定したときは、これを納税義務がある法人に通知する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)
- 第四十五條 国税庁の税官又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の税官又は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人に質問し又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。(昭和二十三年法律第七十七号、同二十四年法律第四百十五号、同二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 四〇

同右

- 第四十六條 国税庁の税官又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の税官又は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人に対し、金銭の支拂若しくは物品の譲渡をなす義務があると認められる者若しくは金銭の支拂若しくは物品の譲渡を受けると認められる者に質問し又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。(昭和二十三年法律第七十七号、同二十四年法律第四百十五号、同二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 四〇

支店  
の所在  
地の  
税官  
の質  
問及  
び  
検査  
権

納税地

- 第四十六條の二 前二條の規定は、国税庁の税官又は納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の税官又は、他の税官の当該税官の所属する税務署又は国税局の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する質問又は検査について、これを準用する。(昭和二十三年法律第七十七号追加、同二十四年法律第四百十五号、同二十五年法律第七十二号改正)
- 第四十六條の三 法人税は、内国法人については、その本店又は主たる事務所の所在地をその納税地とする。

納税地  
の指定

- ② 外国法人は納税地を定めて政府に申告しなければならない。その申告がないときは、政府は、その納税地を指定する。(同上)
- ③ 政府は、第一項又は前項前段の規定による納税地が法人の事業の状況からみて法人税の納税地に不適當であると認める場合においては、これらの規定にかかわらず、当該法人の納税地を指定することができる。(同上)
- ④ 政府は、前二項の規定により納税地を指定したときは、これを当該法人に通知する。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

〔規則〕 四一

設立の届出

- 第四十六條の四 新たに設立した内国法人(第四條に掲げる法人及び他の法令の規定により法人税を課せられない法人を除く。)は、設立の日から二箇月以内に、その設立の日、名称、事業目的、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を政府に申告しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)
- ② 新たに外国法人となつた法人は、その外国法人となつた日から二箇月以内に、その外国法人となつた日、名称、この法律の施行地における事業の目的、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を政府に申告しなければならない。(同上)
- ③ 第五條第一項各号に掲げる法人は、新たに同項の収益事業を開始した場合においては、その開始した日から二箇月以内に、その開始の日及び収益事業の種類を政府に申告しなければならない。(同上)
- ④ 法人は、前三項の規定による申告をなす場合においては、その申告書に命令で定める書類を添附しなければならない。(同上)

〔規則〕 三八、三九、三九の二

法人税 法人税法



清算結了の届出

第四十六條の五 内国法人の清算が結了したときは、当該法人の清算人は、その旨及び清算結了の日を記載した申告書を政府に提出しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

② 外国法人が外国法人でなくなつたときは、当該法人のこの法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者は、その旨及び外国法人でなくなつた日を記載した申告書を政府に提出しなければならない。(同上)

第四十七條 都道府県、市町村その他の公共団体は法人税の附加税を課することができない。

第九章 罰則

税金通税の罪

第四十八條 詐偽その他不正の行為により、第十八條第一項、第二十一條第一項若しくは第二十二條第一項の規定により申告をなすべき法人税を免れ又は第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた場合において、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をなした者は、これを三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(昭和二十二年法律第四百二十二号、同二十三年法律第七十七号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 前項の免れた法人税額又は還付を受けた金額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた法人税額又は還付を受けた金額に相当する金額以下となすことができる。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

③ 第一項の場合においては、政府は、直ちに、その免れた法人税額又は還付を受けた金額(第二十六條の三第六項の規定により加算された金額のうち当該金額に対応する部分の金額を含む。)に相当する税額の法人税を徴収する。(昭和二十三年法律第七十七号、同二十五年法律第七十二号改正)

故意無申 第四十八條の二 正当な事由がなくて第十八條第一項、第二十一條第一項又は第二十二條第一項の規定による

告の罪

申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をなした者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第四十八條の三 第二十五條の二第二項乃至第三項の規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書の提出があつた場合においてその行為をなした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第四十九條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。(昭和二十二年法律第四百二十二号、同二十三年法律第七十七号、同二十五年法律第七十二号改正)

一 第十九條第一項但書(同條第七項において準用する場合を含む。)又は第二十條第一項の規定による申告書(第二十三條第一項の規定による申告書で第二十條第一項に規定する事項を記載したものを含む。)に虚偽の記載をなして政府に提出した場合において、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をなした者

二 第四十五條又は第四十六條(第四十六條の二において準用する場合を含む。)の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

三 前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

四 第四十五條又は第四十六條(第四十六條の二において準用する場合を含む。)の規定による收税官吏の質問に対し答弁をなさない者

五 前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

秘密漏洩 第五十條 法人税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘

法人税 法人税法

代表者等  
自署押印  
違反する  
者の処罰  
收税官吏  
の質問に  
拒否する  
の罪



法人税 法人税法

の罪

密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

法人の代表者又は  
事業主等は  
虚偽報告  
の罪

第五十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第四十八條、第四十八條の二又は第四十九條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

虚偽報告  
の罪

第五十二條 他人の法人税について、政府に対し、第四十條に掲げる事実に關する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

〔規則〕 四一

一般刑法  
との関係

第五十三條 第四十八條第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

附則 (昭和二十二年法律第二十八号)

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二條 この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附屬の島(勅令で定める地域を除く。)にこれを施行する。

第三條 この法律は、法人の各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税については、昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算所得に対する法人税については、同日以後の解散又は合併に因る分から、これを適用する。

第四條 第二十一條の規定は、法人の昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度で当該事業年度開始後六

箇月に當る日がこの法律の施行後に到来するものについて、これを適用する。

第五條 法人の昭和二十二年三月三十一日以前に終了した各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税並びに同日以前の解散又は合併に因る清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。但し、改正前の第二十四條第一項の規定により、所得金額、資本金額又は加算税額を決定すべき場合においては、同項の規定にかかわらず、昭和二十二年の所得税法を改正する法律による改正前の所得税法の所得審査委員会の決議によることなく、政府において、その所得金額、資本金額又は加算税額を決定する。

第六條 この法律の施行後に終了する事業年度において又はこの法律の施行後における解散に因る清算の期間中に法人の納付した従前の所得税法第十條に規定する配当利子所得に対する分類所得税は、これを所得税法第十八條に規定する所得税とみなし、第十條の規定を適用する。

第七條及び第八條 削除(昭和二十五年法律第七十二号削除)

附則 (昭和二十二年法律第四百十二号 所得税法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。(但書省略)

第三條 法人税法第三十五條第二項の改正規定は、法人の昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度分から、これを適用する。

第十四條 所得税法第五十五條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)、法人税法第四十二條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)、特別法人税法第十八條ノ二第一項(同條第二項において準用する場合を含む。又は相統税法第五十八條第一項(同條第二項又は第三項において準用する場合を含む。))の規定により税額を加算する場合において、この法律施行前の期間に対応して加算すべき税額については、なお従前の例による。

法人税 法人税法



第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和二十三年法律第七号 所得税法の一部を改正する等の法律)

第三十九條 この法律は、公布の日(昭和二十三年七月七日)から、これを施行する。(但書省略)

第四十一條 この法律による法人税法の改正規定(罰則に関する部分を除く)は、法人の各事業年度の普通所得及び超過所得に対する法人税については、昭和二十三年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算所得に対する法人税については、同日以後の解散又は合併に因る分から、これを適用する。但し、法人税法第二十一條第一項の規定により一事業年度とみなされる当該事業年度の末日が昭和二十三年三月三十一日以前に到来した場合において、当該事業年度分につき同法第四十二條又は第四十三條の規定により加算又は追徴すべき税額については、なお従前の例による。

2 法人の昭和二十三年三月三十一日以前に終了した各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税並びに同日以前の解散又は合併に因る清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 法人税法第九條第五項に掲げる法人が昭和二十三年四月一日以後に終了する事業年度において納付した又は納付すべき特別法人税は同法第九條第二項又は第十六條第二項の規定の適用については、これを法人税とみなす。

附則 (昭和二十四年法律第四十三号 酒税法等の一部を改正する法律)

1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する(但書省略)

附則 (昭和二十四年法律第四百十五号 大蔵省設置法の施行に伴う法令の整理に関する法律)

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する(但書省略)

附則 (昭和二十五年法律第六十九号 国税徴収法の一部を改正する法律)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和二十五年法律第七十二号 法人税法の一部を改正する法律)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、法人税法第三十五條第七項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の法人税法の規定をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の法人税法の規定をいう。

3 新法の規定は、特別の定があるものを除く外、法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税から適用する。但し、新法第五條第一項各号に掲げる法人(宗教法人及び法人たる労働組合を除く)については、昭和二十五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税から適用する。

4 法人の昭和二十五年四月一日前に終了した事業年度(旧法第二十二條の規定により一事業年度とみなされた期間を含む)分の法人税及び同日前の解散又は合併に因る清算所得に対する法人税については、特別の定があるものを除く外、なお従前の例による。この場合において、旧法第二十一條第一項の規定の適用を受ける法人の昭和二十五年四月一日を含む事業年度について、同項の規定により一事業年度とみなされた期間が同日前に終了している場合における当該期間に係る当該法人の超過所得に対する法人税については、当該法人税額が当該期間を含む事業年度について旧法の規定により計算した超過所得に対する法人税額をこえる場合においては、税務署長は、当該法人の申請により、これを調査し、その超過額を還付する。新法第二十六條の二第三項、第三十三條第二項及び第四十二條の規定は、当該事業年度分の法人税に係る新法第二十四條第一項又は第二項の規定による修正申告書の提出、第三十三條第一項の規定による追徴税額の徴収等に因り



当該還付金額が過大となつた場合について、準用する。

- 5 新法第五條第一項各号に掲げる法人（宗教法人及び法人たる労働組合を除く。）の昭和二十五年三月三十一日を含む事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 6 新法第二十五條、第三十一條の三及び第三十二條後段の規定は、法人の昭和二十五年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税から適用する。
- 7 会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）第一條に規定する特別経理会社については、新法第九條の四の規定は、企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の規定による旧勘定及び新勘定の併合の日を含む事業年度後の事業年度分の法人税から適用する。
- 8 新法第三十四條から第三十八條までの規定は、昭和二十五年四月一日以後になされた新法第三十四條第一項又は第三項に規定する通知に係る事項から適用する。同日以後になされた旧法第三十六條に規定する通知に係る事項については、これを新法第三十四條第一項に規定する通知に係る事項とみなして、新法第三十四條から第三十八條までの規定を適用する。
- 9 新法第四十條の規定は、昭和二十五年四月一日以後に報告のあつた分から適用し、同日前に報告のあつた分については、なお従前の例による。
- 10 法人の昭和二十五年四月一日前に終了した事業年度分の法人税に係る旧法第四十二條の規定により納付し、又は徴收すべき税額でこの法律施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 11 旧法第二十六條又は第三十三條の規定により納付し、又は徴收すべき法人税でこの法律施行の際において未納であるもの及びこの法律施行後においてこれらの規定により納付し、又は徴收すべき法人税については、この法律施行後（当該法人税に係る旧法第二十六條第一項の納期限がこの法律施行後である場合には、

当該納期限以後）当該法人税を納付し、又は徴收する日までの期間に応じて、新法第四十二條の規定を適用する。この場合において、同條の規定により納付し、又は徴收すべき利子税額の計算の基礎となる法人税について、この法律施行前に告知又は督促がなされているときは、当該告知又は督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。（昭和二十五年法律第七十八号改正）

- 12 新法第九條の六の規定は、昭和二十五年四月一日前になされた法人の解散又は合併に因り法人が取得した金銭の額及び金銭以外の財産の価額で同條第二項の規定により利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなされるものについては、適用しない。
- 13 旧法第九條第四項の規定は、法人の昭和二十四年十二月三十一日を含む事業年度以前の事業年度において生じた損金について、なおその効力を有する。
- 14 附則第四項に規定する法人税に係る旧法第三十九條に規定する事項については、同條の例によらない。
- 15 旧法第二十一條第一項の規定の適用を受ける法人の昭和二十五年四月一日を含む事業年度について、同項の規定により一事業年度とみなされた期間が同日前に終了している場合における当該期間に係る当該法人の普通所得及び当該普通所得に対する法人税並びに当該法人税に係る旧法第四十二條又は第四十三條の規定による税額は、新法第十九條第一項本文（同條第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第二十六條第三項若しくは第二十六條の二第一項の規定の適用については、それぞれ当該法人の当該期間に係る所得及び当該所得に対する法人税並びに新法第四十二條又は第四十三條の規定による利子税額及び過少申告加算税額又は無申告加算税額とみなす。
- 16 法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について新法第十九條第一項本文の規定の適用がある場合において、同項本文に規定する前事業年度が同日前に終了しているときは、その前事業年



度の法人税は、同項本文の規定による申告書を提出すべき事業年度開始の日から七月を経過した日の前日までに、その前事業年度の普通所得に対する法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額（当該法人税に係る旧法第三十五條第一項、第四十二條又は第四十三條の規定による税額及び新法第四十二條の規定による利子税額に相当する法人税額は、これを含まない。）とする。

17 所得税法の臨時特例等に関する法律（昭和二十四年法律第二百六十九号）第二條の規定による届出をした法人は、新法第二十五條第三項の規定による申請書を提出したものとみなす。

18 新法第四十八條から第四十八條の三まで及び第四十九條第一号の規定、新法第四十八條、第四十八條の二又は第四十九條第一号の違反行為に係る第五十一條の規定及び新法第五十三條の規定は、法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税から適用する。

19 新法第五十條の規定は、この法律施行後にした違反行為から適用し、この法律施行前にした違反行為については、なお従前の例による。

20 前項の規定に該当する場合を除く外、法人の昭和二十五年四月一日前に終了した事業年度分の法人税に係る違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

21 この法律施行の際現に存する法人で新法第七條第二項の規定の適用を受けるものは、この法律施行後二月以内に、事業年度その他これに準ずる期間を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。

22 この法律施行の際現に存する法人で新法第九條の七第一項又は第九條の八第一項の規定の適用を受けるものは、この法律施行後新法第十八條乃至第二十一條の規定により最初に申告書を提出すべき期限までに、新法第九條の七第一項又は第九條の八第一項の方法のうち、そのよるべき方法を選定して、これを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。その届出をしなかつた法人については、新法第九條の七第二項又は

第九條の八第二項の規定を適用する。

23 昭和二十五年一月一日以後同年五月三十一日以前に開始する事業年度分の法人税について新法第二十五條第一項の規定による青色申告書を提出しようとする法人（附則第十七項の規定の適用を受ける法人を除く。）は、この法律施行後二月以内に、同條第三項の規定による申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

24 この法律施行の際現に存する新法第五條第一項各号に掲げる法人は、この法律施行後二月以内に、その設立の日、名称、事業目的、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合においては、当該法人は、その申告書に定款、寄附行為、規則又は規約の写、事業の詳細を示す書類その他命令で定める書類を添附しなければならない。

附 則（昭和二十五年法律第七十八号 国税の延滞金等の特例に関する法律）

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。  
附 則（昭和二十五年法律第五十六号 住宅金融公庫法）

1 この法律は、公布の日から施行する。



○法人税法施行規則

(昭和二十二年三月三十一日勅令第百十一号)

改正 昭和二十二年政令二百二十二号、同年政令三百四十六号、同二十三年政令百四十八号、同年政令百九十八号、同二十四年政令百四十九号、同年政令二百九十五号、同年政令三百九十二号、同二十五年政令七十号

法人税法施行規則目次

第一章 総則

第二章 課税標準

第三章 申告

第四章 納付及び還付

第五章 再調査及び審査

第六章 雑則

法人税法施行規則

第一章 総則

第一條 左に掲げる公共団体には、法人税法（以下法という。）第四條第一号の規定により、法人税を課さない。（昭和二十五年政令第七十号改正）  
一 特別市、特別区、地方公共団体の組合及び財産区（昭和二十三年政令第百四十八号、同二十四年政令第二九五号、同二十五年政令第七十号改正）

二 土地改良区及び同連合、普通水利組合及び同連合、水害予防組合及び同連合、北海道七功組合、耕地整理組合及び同連合並びに土地区画整理組合（昭和二十五年政令第七十号改正）

第一條の二 法第五條第一項の収益事業は、左に掲げる事業とする。但し、当該事業のうち当該事業に従事する身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四條に規定する身体障害者及び生活保護法（昭和二十一年法律第十七号）の規定により生活扶助を受ける者が当該事業に従事する者の総数の半数以上を占め、且つ、当該事業がこれらの者の生活の保護に寄與しているものは、これを含まない。昭和二十五年政令第七十号追加）

- 一 物品販売業（動植物その他普通に物品といわないものの販売業を含む。）
- 二 金銭貸付業（公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）の規定による公益質屋業を除く。）
- 三 物品貸付業（動植物その他普通に物品といわないものの貸付業を含む。）
- 四 製造業（電気又はガスの供給業及び物品の加工修理業を含む。）
- 五 無線電話放送事業
- 六 運送業
- 七 運送取扱業
- 八 倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。）
- 九 請負業
- 十 印刷業
- 十一 出版業
- 十二 写真業

法人税 法人税法施行規則



- 十三 席貸業(不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸をなすものに限る。)
  - 十四 旅館業(簡易旅館業を除く。)
  - 十五 料理店業
  - 十六 周旋業
  - 十七 代理業
  - 十八 仲立業
  - 十九 問屋業
  - 二十 両替業
  - 二十一 鋳業
  - 二十二 砂鋳業
  - 二十三 土石採取業
  - 二十四 湯屋業
  - 二十五 理容業
  - 二十六 演劇興行業
  - 二十七 よせ業
  - 二十八 遊技所業
  - 二十九 遊覽所業
- ② 前項各号に掲げる事業には、その性質上これらの事業に附随して行われる行為を含むものとする。(同上)
- ③ 第一項第一号又は第四号に掲げる物品販売業又は製造業には、自己の收穫した農産物、林産物、畜産物若

しくは水産物の販売又はこれらを原料とする製造で特に営業場を設けてなきものを含まないものとする。(同上)

第二條 法第六條第一項の重要物産は、左に掲げるものとする。(昭和二十五年政令第七十号改正)

- 一 金地金
- 二 硫酸アンモニア、肥料用尿素、肥料用硝酸アンモニア、肥料用塩化アンモニア、石灰窒素、過磷酸石灰、重過磷酸石灰、よう成燐肥及び化成肥料(昭和二十四年政令第三百九十二号、同二十五年政令第七十号改正)
- 三 さく酸ビニール、ポリビニールアルコール及びポリアミド樹脂並びにこれらを原料とする合成繊維並びにさく酸繊維素及びこれを原料とするさく酸繊維(昭和二十五年政令第七十号追加)
- 四 電気(電気の製造を業とする法人以外の法人が自己の設備により製造する電気を除く。)(同上)
- 五 金鋳及び砂金鋳
- 六 石油及び石炭(昭和二十五年政令第七十号改正)

第三條 法第六條第二項の規定の適用を受けることができる製造、採掘又は採取の事業の設備の増設は、増設前の設備に因る製造又は産出能力に対し十分の三以上に相当する製造又は産出能力を増加したものに限る。

第四條 前二條の製造、採掘若しくは採取の事業を継続し又はこれを継続した事実があると認められる法人は、その製造、採掘又は採取の事業について、法人税の免除期間の残存するときに限りその免除期間を継承する。

第五條 法第六條の法人税の免除に関する規定は、法第十八條乃至第二十一條の申告書に、同條の法人税の免除に関する申告の記載がない場合は、これを適用しない。(昭和二十五年政令第七十号改正)



第五條の二 法第七條の二第一項第一号に規定する株主又は社員の一人与特殊の関係のある者は、左に掲げる者とする。(昭和二十五年政令第七十号追加)

一 株主又は社員とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の親族でその者と生計を一にしているもの

二 株主又は社員たる個人の使用人及び使用人以外の者で当該個人から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの並びにこれらの者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

第二章 課税標準

第六條 法人の前事業年度から繰り越した利益金は、その事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

② 法人の前事業年度から繰り越した損金は、法第九條第五項に規定するものを除く外、その事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。(同上)

第七條 法第九條第三項本文の規定により、法人(法第五條第一項各号に掲げる法人を除く。)の各事業年度の所得の計算上、損金に算入しない金額は、当該事業年度においてなした寄附金の合計金額が、当該事業年度の資本金額に千分の二・五を、所得金額に百分の二・五を各々乗じて算出した金額の合計金額の二分の一に相当する金額をこえる場合におけるそのこえる金額とする。(昭和二十五年政令第七十号改正)

② 法第九條第三項本文の規定により、法第五條第一項各号に掲げる法人の各事業年度の所得の計算上、損金に算入しない金額は、当該事業年度においてなした寄附金の合計金額が、当該事業年度の所得金額に百分の三十を乗じて算出した金額に相当する金額をこえる場合におけるそのこえる金額とする。(同上)

③ 法第一條第一号に掲げる法人(以下内国法人という。)で法第五條第一項各号に掲げる法人以外の法人の第

一項の資本金額は、当該事業年度終了の日における拂込株式金額、出資金額又は基金及び資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の規定による再評価積立金額の合計金額に当該事業年度の月数を乗じたものを二分して計算した金額による。(昭和二十三年政令第百四十八号、同二十五年政令第七十号改正)

④ 法第一條第二号に掲げる法人(以下外国法人という。)の第一項の資本金額は、前項の規定に準じて計算した金額に当該外国法人の総資産価額に対する法施行地にある資産価額の割合を乗じて計算した金額による。(同上)

⑤ 第一項及び第二項の所得金額は、法第九條(第三項乃至第五項を除く。)乃至第九條の八の規定により計算した金額による。(同上)

⑥ 前項の所得金額の計算については、法人が当該事業年度においてなした又はなすべきであつた寄附金は、これを損金に算入しない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

⑦ 第三項の月数は、暦に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。(昭和二十五年政令第七十号追加)

第八條 法第九條第三項但書の規定により、法人の各事業年度の所得の計算上、損金に算入する寄附金は、大蔵大臣の指定した寄附金とする。(昭和二十五年政令第七十号改正)

② 大蔵大臣は、前項の規定により指定をなしたときは、これを告示する。

第九條 法第九條第三項但書の寄附金の損金算入に関する規定は、法第十八條乃至第二十一條の申告書に、同項但書の寄附金の損金の算入に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

② 税務署長は、特別の事情があると認めるときは、前項の申告の記載がなかつた場合においても、法第九條



第三項但書の規定を適用することができる。

第十條 青色申告書を提出した法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた損金で、法第九條第五項の規定により各事業年度の所得の計算上損金に算入すべき金額は、法第二十六條の第三項の規定による還付を受けた金額（法第二十六條の第二第三項の規定により納付した若しくは納付すべき又は法第三十三條第二項の規定により徴収された若しくは徴収されるべき税額がある場合には、当該金額から、当該税額（法第二十六條の第三項の規定により加算された金額に係る部分の税額を除く。）に相当する金額を控除した金額）の計算の基礎とならなかつた損金の金額で、且つ、その損金の生じた事業年度以後の事業年度の所得の計算上、総益金から控除されなかつた損金の金額に限る。（昭和二十五年政令第七十号改正）

第十條の二 法人が修理、改良その他名義の何たるを問わず、その有する固定資産について支出した金額で左の各号の一に該当するもの（各号のいずれにも該当する場合には、多い方の金額）は、当該法人の当該支出をなした事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。（昭和二十五年政令第七十号追加）

- 一 当該支出金額のうち、その支出に因り、当該固定資産の所得の時に於いてこれについて通常の管理又は修理をなす場合に予測される当該固定資産の使用可能期間を延長せしめる部分に対応する金額
- 二 当該支出金額のうち、その支出に因り、当該固定資産の取得の時に於いてこれについて通常の管理又は修理をなす場合に予測されるその支出をなした時における当該固定資産の価額を増加せしめる部分に対応する金額

第十一條 法人が資本的支出に充てるため、交付された国庫補助金、都道府県補助金又は市町村補助金をもつてこれらの補助金の交付の目的に適合した資産を取得し、その資産につき、その取得価額からその資産の取得のため支出したこれらの補助金の金額に相当する金額を控除した金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、その取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、各事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。（昭和二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第七十号改正）

第十二條 前條の規定は、法第十八條乃至第二十一條の申告書に、前條の国庫補助金、都道府県補助金又は市町村補助金をもつて取得した資産の取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額の損金算入に關する申告の記載がない場合には、これを適用しない。（昭和二十五年政令第七十号改正）

第九條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第十三條 法人の左に掲げる固定資産の償却額は、各事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。（昭和二十五年政令第七十号改正）

- 一 建物（暖房、照明、通風等の建物に附屬する設備を含む。）
- 二 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備をいう。）
- 三 機械及び装置（コンベヤ、ホイスト、起重機等の搬送設備を含む。）
- 四 船舶
- 五 車りよう及び運搬具
- 六 工具、器具及び備品
- 七 鉱業権（砂鉱権及び土石を採掘又は採取する権利を含む。以下同じ。）、漁業権（入漁権を含む。）、水利権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、営業権及び試験研究費（試験研究のため支出された費用で貸借対照表の資産の部に計上されたものをいう。）

② 前項の固定資産の償却に關し必要な事項は、第二十一條及び第二十一條の二に規定するものの外、大蔵大臣がこれを定める。（同上）



**第十三條の二** 法人の自己所有の固定資産たる建物、船舶、機械又は装置が滅失（損壊を含む。以下同じ。）し、その滅失に因り支拂を受けた保険金（以下保険金という。）がその滅失した資産の被害直前の帳簿価額のうち、被害部分に相当するものを超える場合において、当該法人がその保険金額の全部又は一部に相当する金額を以て、滅失した資産と種類を同じくする資産を、被害のあつた日の属する事業年度において取得（製作を含む。以下同じ。）し、当該資産につき、取得価額（製作価額を含む。以下同じ。）に、保険金の総額に対する滅失した資産の被害直前の帳簿価額のうち、被害部分に相当するものの割合（以下記帳割合という。）を乗じて算出した金額を下らない金額を財産目録に記載したときは、その取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。（昭和二十二年政令第二百一十一号追加、同二十五年政令第七十号改正）

**第十三條の三** 前條の場合において、法人が、被害のあつた日の属する事業年度において保険金額（被害のあつた日の属する事業年度において滅失した資産と種類を同じくする資産を取得し、同條の規定の適用を受けたときは、当該資産の取得のために要した金額を除く。以下本條及び第十三條の四中同じ。）に記載割合を乗じて算出した金額を保険金額から控除した金額に相当する金額を特別勘定として経理したときは、当該特別勘定として経理した金額に相当する金額は、当該法人の被害のあつた日の属する事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。（同上）

**第十三條の四** 前條の規定の適用を受けた法人が被害のあつた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から二年以内に、滅失した資産と種類を同じくする資産を取得した場合において、保険金額に相当する金額に達するまでの価額で取得した当該資産につき、その取得価額に記帳割合を乗じて算出した金額を下らない金額を財産目録に記載したときは、その取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。（昭和二十二年政令第二百一十一号追加、同二十五年政令第七十号改正）

② 前項の場合においては、前條の規定により特別勘定として経理した金額のうち、前項の規定により損金に算入した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。（同上）

**第十三條の五** 第十三條の三の規定の適用を受けた法人について被害のあつた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から二年を経過した場合又は当該法人が被害のあつた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から二年以内に解散した場合（合併に因り解散した場合を除く。）において、同條の規定により特別勘定として経理した金額のうち前條第二項の規定により益金に算入しなかつた金額があるときは、当該金額は、当該期間の末日の属する事業年度又は解散の日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。（昭和二十二年政令第二百一十一号追加、同二十五年政令第七十号改正）

**第十三條の六** 第十三條の二、第十三條の三又は第十三條の四第一項の規定は、法第十八條乃至第二十一條の申告書に第二十四條第一項第七号に掲げる事項に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。（昭和二十二年政令第二百一十一号追加、同二十五年政令第七十号改正）

**第十四條** 青色申告書を提出する法人が、各事業年度においてその有する売掛金、貸付金、前貸金その他これらに準ずる債権（当該法人が当該債権に係る債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられなものを除く。以下貸金という。）の貸倒に因る損失の補てんに充てるため、当該事業年度終了の日における貸金の帳簿価額の合計額の千分の三に相当する金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二分して計算した金額と当該事業年度の所得金額の百分の二十に相当する金額とのいずれか低い方の金額以下の金額を貸倒準備金勘定に繰り入れた場合においては、当該繰入金額は、当該繰入をなした事業年度の所得の計算上、こ



れを損金に算入する。(昭和二十五年政令第七十号追加)

② 法人が前項の規定により貸倒準備金勘定に繰入をなした場合において、当該法人の前事業年度以前の事業年度において貸倒準備金勘定に繰り入れた金額があり、且つ、当該事業年度終了の日におけるその貸倒準備金勘定の金額(その日までに第十四條の二第一項又は第十四條の三第一項の規定により貸倒に因る損失の補てんに充て又は利益に組み入れるべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)と当該事業年度において貸倒準備金勘定に繰り入れた金額との合計金額が当該事業年度終了の日における貸金の帳簿価額の合計額の百分の二に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額に相当する繰入金額については、前項の規定は、これを適用しない。(同上)

③ 第一項の所得金額は、法第九條(第三項乃至第五項を除く。)乃至第九條の八の規定により計算した金額による。(同上)

④ 前項の所得金額の計算については、法人が当該事業年度において貸倒準備金勘定に繰り入れた金額は、これを損金に算入しない。(同上)

⑤ 第七條第七項の規定は、第一項の月数の計算について、これを準用する。(同上)

第十四條の二 前條第一項の規定による貸倒準備金勘定を設けている法人は、その有する貸金について貸倒を生じたため当該貸金の全部又は一部の消却をなす場合においては、当該消却をなす日において有する貸倒準備金勘定の金額のうちその貸倒に因る損失額に達するまでの金額をその貸倒に因る損失の補てんに充てなければならぬ。(昭和二十五年政令第七十号追加)

② 法人が前項の規定により貸倒準備金勘定の金額を貸金の貸倒に因る損失の補てんに充てたときは、その補てんに充てた金額に相当する金額は、その補てんに充てた日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。(同上)

③ 法人が、第一項の規定に該当する場合において、同項の規定により貸金の貸倒に因る損失の補てんに充てべき貸倒準備金勘定の金額をその損失の補てんに充てなかつたときは、その補てんに充てべきであつた金額に相当する金額は、その補てんに充てべきであつた日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。(同上)

第十四條の三 第十四條第一項の規定による貸倒準備金勘定を設けている法人は、各事業年度終了の日における貸金の帳簿価額が前事業年度終了の日における貸金の帳簿価額より減少したため前事業年度から繰り越された貸倒準備金勘定の金額(当該事業年度終了の日までに前條第一項の規定により貸倒に因る損失の補てんに充てべきであつた金額又は前事業年度終了の日までに本項の規定により利益に組み入れるべきであつた金額がある場合には、これらの金額を控除した金額)が当該事業年度終了の日における貸金の帳簿価額の合計額の百分の二に相当する金額をこえるに至つた場合においては、貸倒準備金勘定の金額からそのこえる金額に相当する金額を取り崩し、これを当該事業年度の利益に組み入れなければならない。(昭和二十五年政令第七十号追加)

② 法人が、前項の規定に該当する場合において、同項の規定によりその利益に組み入れるべき貸倒準備金勘定の金額をその利益に組み入れなかつたときは、その利益に組み入れるべきであつた金額に相当する金額は、その利益に組み入れるべきであつた事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。(同上)

第十四條の四 第十四條第一項の規定による貸倒準備金勘定を設けている法人が解散した場合(合併に因り解散した場合を除く。)又は青色申告書の提出の承認を取り消された場合においては、当該解散の日又はその取消の基因となつた事実のあつた日において有する貸倒準備金勘定の金額(その日までに第十四條の二第一項



又は前條第一項の規定により貸倒に因る損失の補てんに充て又は利益に組み入れるべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額は、当該解散の日又はその取消の基因となつた事実のあつた日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。(昭和二十五年政令第七十号追加)

② 第十四條第一項の規定による貸倒準備金勘定を設けている法人が、貸倒準備金勘定の金額を貸倒に因る損失の補てん以外の目的に支出した場合においては、その支出した金額は、その支出した日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。(同上)

第十四條の五 第十四條第一項の貸倒準備金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する規定は、法第十八條乃至第二十一條の申告書に、貸倒準備金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。(昭和二十五年政令第七十号追加)

第十五條 青色申告書を提出する法人で船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第五條の規定による定期検査を受けなければならない船舶を有するものが、各事業年度(当該船舶の定期検査の行われる日の属する事業年度を除く)において当該事業年度終了後最近において行われる当該船舶の定期検査を受けるための修繕に要する費用(以下定期検査修繕費という。)に充てるため、当該船舶につき当該事業年度前最近において行われた定期検査のために要した定期検査修繕費(第十條の二の規定により損金に算入されない部分の金額を除く。以下同じ。)に当該事業年度の月数に乗じてこれを四十八(当該船舶が同法第十條第一項但書に規定する小型船である場合には、三十六)で除して計算した金額以下の金額を船舶修繕引当金勘定に繰り入れた場合においては、当該繰入金額は、当該繰入をなした事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。(昭和二十五年政令第七十号追加)

② 前項の規定の適用を受ける船舶について当該船舶が新造船である等のため同項の繰入金額の計算の基礎と

なるべき定期検査修繕費がない場合においては、その計算の基礎となる定期検査修繕費は、当該船舶の種類、構造、総屯数、船齡、設備等について状況の類似する他の船舶の最近における定期検査修繕費を基礎として当該法人の申請に基づき納税地の所轄税務署長が認定した金額による。(同上)

③ 第七條第七項の規定は、第一項の月数の計算について、これを準用する。(同上)

第十五條の二 前條第一項の規定により船舶修繕引当金勘定を設けている法人は、船舶修繕引当金勘定を設けられた船舶について定期検査修繕費を支出した場合においては、当該船舶についての船舶修繕引当金勘定の金額のうち当該定期検査修繕費に達するまでの金額を当該船舶の修繕に因る損失の補てんに充てなければならない。(同上)

② 第十四條の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。(同上)

第十五條の三 第十五條第一項の規定による船舶修繕引当金勘定を設けている法人は、船舶修繕引当金勘定を設けられた船舶について定期検査が行われた場合においては、その定期検査が行われた日において有する当該船舶についての船舶修繕引当金勘定の金額(その日までに前條第一項又は本項の規定により船舶の修繕に因る損失の補てんに充て又は利益に組み入れるべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)の金額を取り崩し、これをその定期検査が行われた日の属する事業年度の利益に組み入れなければならない。(昭和二十五年政令第七十号追加)

② 第十四條の三第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。(同上)

第十五條の四 第十五條第一項の規定による船舶修繕引当金勘定を設けている法人は、船舶修繕引当金勘定を設けられた船舶を出資若しくは譲渡した場合又は当該船舶が全損した場合においては、当該出資若しくは譲渡又は全損した日において有する当該船舶についての船舶修繕引当金勘定の金額(その日までに第十五條の



二第一項又は前條第一項の規定により船舶の修繕に因る損失の補てんに充て又は利益に組み入れるべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額の全額を取り崩し、これを当該出資若しくは譲渡又は全損した日の属する事業年度の利益に組み入れなければならない。(昭和二十五年政令第七十号追加)

② 第十四條の三第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。(同上)

第十五條の五 第十五條第一項の規定による船舶修繕引当金勘定を設けている法人が解散した場合(合併に因り解散した場合を除く)又は青色申告書の提出の承認を取り消された場合においては、当該解散の日又はその取消の基因となつた事実のあつた日において有する船舶修繕引当金勘定の金額(その日までに第十五條の二第一項、第十五條の三第一項又は前條第一項の規定により船舶の修繕に因る損失の補てんに充て又は利益に組み入れるべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)は、当該解散の日又はその取消の基因となつた事実のあつた日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。(昭和二十五年政令第七十号追加)

② 第十五條第一項の規定による船舶修繕引当金勘定を設けている法人が、船舶修繕引当金勘定の金額を当該勘定を設けられた船舶の定期検査修繕費の支出以外の目的に支出した場合においては、その支出した金額は、その支出した日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。(同上)

第十五條の六 第十五條第一項の船舶修繕引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する規定は、法第十八條乃至第二十一條の申告書に、船舶修繕引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。(昭和二十五年政令第七十号追加)

第十六條 法人が株式の消却のため支拂をなした金額又はその社員若しくは出資者の退社、脱退若しくは出資の減少のため支拂をなした金額がその株式の拂込金額又は出資金額をこえる場合においては、そのこえる金

額は、当該支拂をなした事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

第十七條 法人が資産の評価換をなし、その帳簿価額を増額した場合において、当該資産の評価換後の帳簿価額が評価換をなした日の属する事業年度終了の日における当該資産の価額(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第一項及び第二項の規定する有価証券で証券取引所において上場されているものについては、同法第二百二十二條第二項の規定により公表された当該法人の決算期前一月間の毎日の最終価格の平均額。以下第十七條の二第一項において同じ)をこえるときは、当該評価換に因り生じた益金のうちそのこえる金額に相当する金額は、当該評価換をなした日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

② 前項の規定により評価換に因り増額された金額の全部又は一部を益金に算入されなかつた資産については、当該評価換をなした日の属する事業年度以後の事業年度の所得及び積立金の計算上、当該資産の帳簿価額は、当該益金に算入されなかつた金額に相当する金額の増額がなされなかつたものとみなす。(同上)

第十七條の二 法人が資産(預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権を除く)の評価換(固定資産の償却を除く)をなし、その帳簿価額を減額した場合において、当該資産の評価換後の帳簿価額が評価換をなした日の属する事業年度終了の日における当該資産の価額を下るときは、当該評価換に因り生じた損金のうちその下る金額に相当する金額は、当該評価換をなした日の属する事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

② 前項の規定により評価換に因り減額された金額の全部又は一部を損金に算入されなかつた資産については、当該評価換をなした日の属する事業年度以後の事業年度の所得及び積立金の計算上、当該資産の帳簿価



額は、当該損金に算入されなかつた金額に相当する金額の減額がなされなかつたものとみなす。(同上)

第十七條の三 法人が各事業年度において法第二十六條の三第四項の規定により還付を受けた金額(同條第五項の規定により充当された金額を含む。)及び過誤納によつて還付を受け又は未納の国税、督促手数料、延滞金若しくは滞納処分費に充当された法人税額(法第四十二條の規定による利子税額を除く。)は、当該還付を受け又は充当された日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

第十八條 法人が合併した場合において、法第九條の五第二項に規定する合併法人の合併差益金のうち、法第九條の二乃至第九條の四の規定により益金に算入されなかつた金額及び法第九條の五第一項に規定する合併減資益金のうち留保した金額(以下資本積立金と總称する。)から成る部分の金額は、合併法人の当該合併の日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

第十八條の二 法人が合併した場合における合併法人の法第九條の五第一項に規定する合併差益金のうち、合併減資益金から成る部分、被合併法人の資本積立金から成る部分、被合併法人の積立金から成る部分及びその他の益金から成る部分の金額は、左の各号に定めるところによる。(昭和二十五年政令第七十号改正)

一 合併法人が合併に因り被合併法人から取得した資産に附した帳簿価額から合併に因り引継を受けた債務に附した帳簿価額を控除した金額(以下本條において合併法人の純資産の受入価額という。)が被合併法人が合併直前に附していた当該資産の帳簿価額から当該債務の帳簿価額を控除した金額(以下本條において被合併法人の純資産の帳簿価額という。)以下である場合においては、合併法人の合併差益金は、まず合併減資益金から成るものとし、次に被合併法人が合併直前に有していた資本積立金から成るものとし、なお残額があるときは、その残額は、被合併法人が合併直前に有していた積立金から成るものとする。

二 合併法人の純資産の受入価額が被合併法人の純資産の帳簿価額をこえる場合においては、合併法人の合併差益金は、まずそのこえる金額に相当する金額について合併減資益金、被合併法人の資本積立金及び被合併法人の積立金から成る益金以外の益金から成るものとし、なお残額があるときは、その残額は、前号の規定に準じ、合併減資益金、被合併法人の資本積立金又は被合併法人の積立金から成るものとする。

第十九條 法人が、その有する株式(出資を含む。以下同じ。)について、その株式を発行する法人(以下発行法人という。)の合併に因り合併法人から当該合併法人の株式を取得した場合には、当該合併法人の株式に附すべき帳簿価額は、左の各号に掲げる金額による。(昭和二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第七十号改正)

一 合併に因り株式のみを取得した場合には、被合併法人の株式(以下本條において旧株という。)の取得価額(旧株一株について交付を受けた合併法人の株式(以下本條において新株という。))の拂込金額のうち、法第九條の六第二項第三号の規定により利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなされる金額がある場合には、当該金額と旧株の取得価額との合計額(を旧株一株について交付を受けた新株の数を除して得た金額

二 合併に因り新株及び金銭を取得した場合において、当該新株の拂込金額と金銭の額との合計額が旧株の取得価額をこえないときは、旧株の取得価額から旧株一株について交付を受けた金銭の額を控除した金額を旧株一株について交付を受けた新株の数を除して得た金額

三 合併に因り新株及び金銭を取得した場合において、当該新株の拂込金額と金銭の額との合計額が旧株の取得価額をこえ、且つ、新株の拂込金額が旧株の取得価額以上であるときは、旧株の取得価額(旧株一株について交付を受けた新株の拂込金額のうち、法第九條の六第二項第三号の規定により利益の配当又は剰



余金の分配に因り受けた金額とみなされる金額がある場合には、当該金額と旧株の取得価額との合計額を旧株一株について交付を受けた新株の数で除して得た金額

四 合併に因り新株及び金銭を取得した場合において、当該新株の拂込金額と金銭の額との合計額が旧株の取得価額をこえ、且つ、新株の拂込金額が旧株の取得価額に満たないときは、当該新株の拂込金額

第十九條の二 法人が、その有する株式(以下本條において旧株という。)について、その発行法人の資本の増加に因り割り当てられた株式を引き受けた場合においては、その引き受けた後における旧株及びその引き取れた株式(以下本條において新株という。)に附すべき帳簿価額は、その旧株の取得価額と新株の拂込金額に旧株一株について引き受けた新株の数を乗じて得た金額との合計額を当該旧株一株について引き受けた新株の数に一を加えた数で除して得た金額による。

② 前項の場合において、旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが異なるときは、それぞれその拂込金額に、旧株の拂込金額と新株の拂込金額に旧株一株について引き受けた新株の数を乗じて得た金額との合計額に対する同項に規定する合計額の割合を乗じて得た金額による。(同上)

第十九條の三 法人が、その有する株式について、その発行法人の資本(出資を含む。)の減少に因る拂戻として又は解散に因る残余財産の分配として金銭その他の財産(株式を除く。以下本項において同じ。)を取得した場合においては、当該株式に附すべき帳簿価額は、当該株式の取得価額(これらの事由に因り金銭その他の財産を二回以上にわたつて取得した場合において、その二回目以後にこれらの財産を取得したときは本項の規定による控除後の金額)から当該株式について取得した金銭その他の財産の価額の合計額を控除した金額による。(昭和二十五年政令第七十号追加)

② 法人が、その有していた株式について、その発行法人からの退社又は脱退に因る持分の拂戻として当該発行法人以外の法人の株式又は当該発行法人以外の法人の株式及び金銭その他の財産を取得した場合においては、当該発行法人以外の法人の株式に附すべき帳簿価額は、第十九條各号に掲げる金額に準じて定めた金額による。(同上)

③ 法人が、その有する株式について、その発行法人がなした当該法人の企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)に規定する第二会社(以下第二会社という。)又は旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)に規定する新会社(以下新会社という。)に対するその資産の出資に基づく割当に因り当該第二会社又は新会社(以下第二会社等という。)の株式を取得した場合においては、当該発行法人及び第二会社等の株式に附すべき帳簿価額は、左の各号に掲げる金額による。(同上)

一 当該発行法人が解散する場合においては、  
イ 当該第二会社等の株式を取得するために金銭を支拂つたときは、当該発行法人の株式についてはその株式の取得価額(その取得価額がその拂込金額をこえる場合には、その拂込金額)、当該第二会社等の株式についてはその拂込金額(当該株式の取得の基因となつた当該発行法人の株式の取得価額がその拂込金額をこえる場合には、そのこえる金額を当該株式一株について取得した当該第二会社等の株式の数で除して得た金額を加算した金額)

ロ 当該第二会社等の株式を取得するために金銭を支拂わなかつたときは、当該発行法人の株式についてはこの規定により発行法人の株式に附すべき価額から、当該第二会社等の株式の拂込金額に当該発行法人の株式一株について取得した当該第二会社等の株式の数を乗じて得た金額を控除した金額、当該第二会社等の株式については当該第二会社等の株式を取得する前における当該発行法人の株式の取得価額か



ら、この規定により当該株式に附すべき価額を控除した金額を当該株式一株について取得した当該第二会社等の株式の数で除して得た金額

二 当該発行法人が存続する場合においては、

イ 当該第二会社等の株式を取得するために金銭を支拂つたときは、前條の規定に準じて計算した金額。

この場合において、その支拂つた金銭の額が当該株式の拂込金額に満たなかつたときは、同條第一項中

「新株の拂込金額」とあるのは、「当該第二会社等の株式の取得価額」と読み替えるものとする。

ロ 当該第二会社等の株式を取得するために金銭を支拂わなかつたときは、当該発行法人の株式の取得価額を当該株式一株について取得した当該第二会社等の株式の数に一を加えた数で除して得た金額、

④ 前條第二項の規定は、前項第二号ロの場合において、発行法人の株式と第二会社等の株式の拂込金額が異なる場合について、これを準用する。

第十九條の四 資産再評価法の規定により法人が再評価を行つた株式（同法第十五條の規定により再評価を行つたものとみなされた株式を含む。）について、同法第二條第四項に規定する再評価日から昭和二十九年十月三十一日を含む事業年度終了の日までの間において法第九條の六及び前三條の規定を適用する場合においては、当該株式についての再評価額を当該株式の取得価額とみなし、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日後においてこれらの規定を適用する場合においては、同日における当該株式についての帳簿価額を当該株式の取得価額とみなす。（昭和二十五年政令第七十号追加）

第二十條 法第九條の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産（以下たな卸資産という。）の各事業年度終了の日における価額の評価は、大蔵省令で定める事業の種類ごとに、左に掲げる方法のうちのいずれか一によるものとする。但し、法人が必要がある場合には、当該事業の種類ごとに、更に商品又は製品、半製品又は簿価額を当該株式の取得価額とみなす。（昭和二十五年政令第七十号追加）

任掛品、主要原材料及び補助原材料その他のたな卸資産に區別し、それぞれのたな卸資産について、左に掲げる方法のうちのいずれか一によることのできるものとする。（昭和二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第七十号改正）

一 原価法 当該たな卸資産の取得価額を左に掲げる方法のうちのいずれか一によつて算出し、その算出した取得価額をもつて当該たな卸資産の評価額とする方法をいう。

イ 個別法 当該たな卸資産の全部について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。

ロ 先入先出法 当該たな卸資産をその種類、品質及び型（以下本号において種類等という。）の異なるごとに區別し、その種類等の同じものについて、当該たな卸資産を当該事業年度終了の日から最も近い日において取得したたな卸資産から順次成るものとみなし、そのみなされたたな卸資産の取得価額をその取得価額とする方法をいう。

ハ 後入先出法 当該たな卸資産をその種類等の異なるごとに區別し、その種類等の同じものについて、当該たな卸資産を当該事業年度終了の日から最も遠い日において取得したたな卸資産から順次成るものとみなし、そのみなされたたな卸資産の取得価額をその取得価額とする方法をいう。

ニ 総平均法 たな卸資産をその種類等の異なるごとに區別し、その種類等の同じものについて、当該法人が当該事業年度開始の日において有したたな卸資産の合計額の取得価額と当該事業年度において取得したたな卸資産の取得価額の合計額との総額を当該たな卸資産の総数量で除して得た価額をその一單位当りの取得価額とする方法をいう。

ホ 移動平均法 たな卸資産をその種類等の異なるごとに區別し、その種類等の同じものについて、当初の一單位当りの取得価額が、種類等を同じくするたな卸資産を再び取得した場合にはその取得の時に



いて有する当該たな卸資産とその取得したたな卸資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によつて改訂されたものとみなし、以後種類等を同じくするたな卸資産を取得するつと同様の方法により一単位当りの取得価額が改訂されたものとみなし、当該事業年度終了の日から最も近い日において改訂されたものとみなされた一単位当りの取得価額をその一単位当りの取得価額とする方法をいう。

ヘ 単純平均法 たな卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該事業年度において取得したたな卸資産の取得価額に異なるものがある場合にはその異なる一単位当りの取得価額を合計し、その合計額をその異なる一単位当りの取得価額の数で除して得た価額をその一単位当りの取得価額とする方法をいう。

ト 最終仕入原価法 当該たな卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該事業年度終了の日から最も近い日において取得したものの取得価額(当該たな卸資産がその取得価額を低くするために相手方と通じて著しく低い価額で取得されたものである場合には、当該たな卸資産の取得の時におけるその取得のために通常要する価額)をその一単位当りの取得価額とする方法をいう。

チ 売価還元法 当該たな卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該事業年度終了の日における当該たな卸資産の販売予定価額からその販売に因り通常生ずべき差益の率(販売予定価額から取得価額を控除した差額の販売予定価額に対する割合)により還元して得た取得価額をその取得価額とする方法をいう。

二 時価法 当該たな卸資産の当該事業年度終了の日におけるその取得のために通常要する価額をもつて当該たな卸資産の評価額とする方法をいう。

三 低価法 当該たな卸資産を第一号に掲げる方法のうちいずれか一により算出した取得価額による原価

法により評価した価額と前号の時価法により評価した価額のうちいずれか低い方の価額をもつて当該たな卸資産の評価額とする方法をいう。

第二十條の二 法第九條の七第二項に規定する法人が同項の規定による届出をしなかつた場合において、当該法人がよるべきたな卸資産の評価の方法は、前項第一号トの最終仕入原価法により算出した取得価額による原価法とする。(昭和二十五年政令第七十号追加)

第二十一條 法第九條の八第一項に規定する固定資産の償却額の計算は、第十三條第一項第一号乃至第六号に掲げる固定資産については左に掲げる方法のうちいずれか一によるものとし、同項第七号に掲げる固定資産については第一号に掲げる方法によるものとする。(昭和二十三年政令第四百四十八号、同二十五年政令第七十号改正)

一 定額法 当該固定資産の取得価額から残存価額を控除した金額に、その償却額が毎年同一となるように大蔵省令で定める当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却額とする方法をいう。

二 定率法 当該固定資産の取得価額(第二回目以後の償却の場合には、当該取得価額から既になした償却の額を控除した価額)に、その償却額が毎年一定の割合で通減するように大蔵省令で定める当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却額とする方法をいう。

② 鉱業用固定資産(鉱業経営上直接必要な固定資産で鉱業の廃止に因り著しくその価値を減ずるものをいう。以下同じ。)の償却額の計算は、前項の規定にかかわらず、鉱業権及び坑道については生産高比例法(当該鉱業用固定資産の取得価額から残存価額を控除した金額を大蔵省令で定める当該固定資産の耐用年数(当該固定資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数)の



期間内における当該固定資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位当りの金額に、各事業年度における採掘数量を乗じて計算した金額を当該事業年度の償却額とする方法をいう。）によるものとし、その他の鉱業用固定資産については同項各号に掲げる方法の外、生産高比例法によることができるものとする。（昭和二十五年政令第七十号改正）

③ 前二項の規定による固定資産の償却額の計算をなす場合における固定資産の残存価額は、第十三条第一項第七号に掲げる固定資産及び坑道については零とし、その他の固定資産についてはその取得価額の百分の十に相当する金額とする。（同上）

第二十一条の二 法第九条の八第二項に規定する法人が同項の規定による届出をしなかつた場合において、当該法人が第十三条第一項第一号乃至第六号に掲げる固定資産（坑道を除く。）についてはよるべき償却の方法は、鉱業用固定資産以外の固定資産については前条第一項第二号の定率法とし、鉱業用固定資産については同条第二項の生産高比例法とする。（昭和二十五年政令第七十号追加）

第二十二条 法第十条の規定により法人税額から控除すべき所得税法第十八条に規定する所得税額のうち公債若しくは社債の利子又は法人から受ける利息の配当に対するものは、その元本を所有した期間の利子又は利息の配当に対し課せられたものに限る。（昭和二十五年政令第七十号改正）

② 前項の元本を所有した期間の利子又は利息の配当に対する所得税額は、左の方法によりこれを計算する。（同上）

一 元本を所有した期間の利子に対する所得税額は、その納付した所得税額をその元本たる公債又は社債を所有した期間の利子額と所有していなかつた期間の利子額とに按分して、これを計算する。

二 元本を所有した期間の利息の配当に対する所得税額は、その納付した所得税額を、その元本を所有した

期間に応じ割り当てた利息の配当額と所有していなかつた期間に応じ割り当てた利息の配当額とに按分して、これを計算する。

第二十三条 法第十条の所得税額の控除に関する規定は、法第十八条乃至第二十一条の申告書に法第十条の所得税額の控除に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。（昭和二十五年政令第七十号改正）

② 税務署長は、特別の事情があると認めるときは、前項の申告の記載がなかつた場合においても、法第十条の規定を適用することができる。

### 第三章 申告

第二十四条 法第十八条第一項、第十九条第一項但書、第二十条第一項及び第二十一条第一項の規定による申告書には、左に掲げる事項を記載し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（昭和二十五年政令第七十号改正）

一 納税義務がある法人の名称、代表者の氏名及び納税地並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なるときは、その本店又は主たる事務所の所在地

二 外国法人は前号に掲げる事項の外、法施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者の氏名

三 法第六条の規定による法人税の免除に関する事項

四 法第九条第三項但書の寄附金の損金算入に関する事項

五 第十一条の国庫補助金、都道府県補助金又は市町村補助金をもつて取得した資産についての損金算入に関する事項

六 法第十条の所得税額の控除に関する事項

七 第十三条の二、第十三条の三又は第十三条の四第一項の保険金額に相当する金額の損金算入に関する事項



八 法第九條第六項の分配金額の損金算入に関する事項

九 法第九條の六第一項の利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額の益金不算入に関する事項

十 第十四條第一項の貸倒準備金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する事項

十一 第十五條第一項の船舶修繕引当勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する事項

② 税務署長において必要があると認めるときは、前項第六号又は第九号の事項を申告した法人に対し、その申告した事項を証明すべき書類又は帳簿の呈示又は提出を命ずることができる。(昭和二十五年政令第七十号改正)

第二十五條 前條の申告をなす場合においては、左に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

(昭和二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第七十号改正)

一 前條第一項第三号に規定する事項については、各事業年度の所得のうち第二條又は第三條の製造、採掘又は採取の事業から生ずる所得とその他の所得とを有するときは、第二條又は第三條の製造、採掘又は採取の事業から生ずる所得とその他の所得とを区分した計算書

二 前條第一項第四号に規定する事項については、寄附金額、寄附先、寄附の行われた日その他寄附に関する事項を記載した書類

三 前條第一項第五号に規定する事項については、国庫補助金、都道府県補助金又は市町村補助金の収入及び支出並びにこれらの補助金をもつて取得した資産の取得価額及び財産目録に記載した価額に関する明細書

四 前條第一項第六号に規定する事項については、所得税法第十八條に規定する利子所得又は配当所得の種類別に、その利子若しくは利益又は法人から受ける利息の配当、納付した税額及び控除を受ける税額に関する

する明細書

五 前條第一項第七号に規定する事項については、保険金額、保険金額に相当する金額を以て取得した資産について財産目録に記載した価額及び特別勘定として経理した金額に関する明細書

六 前條第一項第八号に規定する事項については、分配の基準、分配の日その他分配金額に関する明細書

七 前條第一項第九号に規定する事項については、利益の配当又は剰余金の分配をなした法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地、その利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額(法第九條の六第二項各号に掲げる金額を含む。)及びその利益の配当又は剰余金の分配の元本たる株式又は出資を取得するために要した負債の利子額に関する明細書

八 前條第一項第十号に規定する事項については、当該事業年度終了の日における貸金の帳簿価額の合計額、前事業年度から繰り越した貸倒準備金勘定の金額、当該事業年度において貸倒準備金勘定に繰り入れた金額及び当該事業年度において貸倒に因る損失の補てんに充て又は第十四條の三第一項の規定により利益に組み入れた貸倒準備金勘定の金額に関する明細書

九 前條第一項第十一号に掲げる事項については、当該事業年度前最近に行われた定期検査に要した定期検査修繕費(第十五條第二項の規定に該当する場合には、同項の規定により税務署長が認定した金額)、前事業年度から繰り越した船舶修繕引当金勘定の金額、当該事業年度において船舶修繕引当金勘定に繰り入れた金額及び当該事業年度において船舶の修繕に因る損失の補てんに充て又は第十五條の三第一項若しくは第十五條の四第一項の規定により利益に組み入れた船舶修繕引当金勘定の金額に関する明細書

十 法第九條の二に規定する株式を発行した場合においては、その株式一株の額面をこえる金額、その株式の総数及びその株式の式発行のために要した費用の額に関する明細書



法人税 法人税法施行規則

三七四

- 十一 法第九條の三に規定する加入金を徴収した場合においては、その出資一口の加入金の金額及びその加入金の総額に関する明細書
- 十二 法第九條の四に規定する益金を生じた場合においては、資本の減少額及び資本の減少に因り生じた益金の額に関する明細書
- 十三 法第九條の五第一項に規定する益金を生じた場合においては、合併差益金のうち、合併減資益金から成る部分、被合併法人の資本積立金から成る部分、被合併法人の積立金から成る部分及びその他の益金から成る部分の金額に関する明細書
- 第二十六條 法第十九條第一項本文の規定による申告書には、第二十四條第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに当該事業年度の開始及び終了の年月日を記載し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第二十七條 法第二十二條第一項の申告書には、第二十四條第一項第一号に掲げる事項、清算人の住所又は居所及び解散の年月日を記載し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

第二十八條 法第十八條乃至第二十四條の規定による申告書、法第十八條第六項(法第二十一條第三項において準用する場合を含む。)、法第十九條第四項(法第二十條第二項において準用する場合を含む。)、法第二十二條第二項、法第二十四條第四項又は第二十五條の規定による各事業年度の所得金額又は積立金額の計算に関する明細書及び当該所得又は積立金に対する法人税額の計算に関する明細書は、大蔵省令で定める書式によらなければならない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

第二十八條の二 法第二十五條第二項の青色申告書の提出の承認を受けようとする法人の備え付ける帳簿書類

の種類及び記載事項並びにこれを保存すべき期間については、大蔵省令で定めるところによらなければならない。(昭和二十三年政令第四百八十八号追加、同二十五年政令第七十号改正)

第二十八條の三 法第二十五條第三項の規定による申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

(昭和二十三年政令第四百八十八号追加、同二十五年政令第七十号改正)

- 一 申請をなす法人の名称及び納税地
- 二 代表者(外国法人にあつては、法施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者)の氏名
- 三 申請後最初に青色申告書を提出しようとする事業年度
- 四 青色申告書の提出の承認を取り消された後再び青色申告書の提出の承認の申請をなす場合には、その取消の通知を受けた日

第四章 納付及び還付

第二十九條 納税義務がある法人は、法第二十六條又は第二十六條の二の規定により、法人税を納付しようとするときは、大蔵大臣の定める書式による納付書を添えて、これを日本銀行の本店、支店又は代理店に納付しなければならない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

第三十條 法第二十六條の三第一項の規定による法人税額の還付の請求をなす法人は、左に掲げる事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

- 一 申請をなす法人の名称及び納税地
- 二 代表者(外国法人にあつては、法施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者)の氏名
- 三 還付を受けようとする法人税額
- 四 法第二十六條の三第一項に規定する還付事業年度、当該事業年度の所得金額及び当該所得に対する法人

法人税 法人税法施行規則

三七五



税額並びに当該所得金額から控除を受けようとする欠損金額

五 前号の還付事業年度の法人税額のうち法第二十六條の第三第二項に規定する還付金額がある場合には、当該還付金額及びその基礎となつた欠損金額

第三十一條 削除(昭和二十五年政令第七十号削除)

第三十二條 削除(昭和二十五年政令第七十号削除)

第五章 再調査及び審査

第三十三條 法第三十四條第一項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定による再調査の請求をしようとする法人は、当該各項に規定する通知に係る事項、その不服の事由、当該法人の名称及び納税地並びに当該法人の代表者(外国法人にあつては、法施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者)の氏名を記載した再調査請求書に証拠書類を添え、これを同條第一項に規定する税務署長に提出しなければならない。

い。(昭和二十三年政令第四百八十八号、同二十四年政令第四百十九号、同二十五年政令第七十号改正)

第三十四條 法第三十五條第一項の規定による審査の請求をしようとする法人は、同項に規定する通知に係る事項又は再調査の決定に係る事項、その不服の事由、当該法人の名称及び納税地並びに当該法人の代表者(外国法人にあつては、法施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者)の氏名を記載した審査請求書に証拠書類を添え、同項に規定する税務署長を経由し、左の区分に従い、これを国税庁長官又は第二号若しくは第三号に掲げる国税局長に提出しなければならない。(昭和二十四年政令第四百十九号、同二十五年政令第七十号改正)

一 当該通知に係る事項に関する調査が国税庁の收税官吏によつてなされたものである場合には、国税庁長官

二 当該通知に係る事項に関する調査が国税局の收税官吏によつてなされたものである場合には、当該国税局長

三 再調査の決定に対し審査の請求をしようとする場合には、当該再調査の決定をなした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長

② 前項の場合において、税務署長が審査請求書を受け取つたときは、当該審査請求書は、同項に規定する国税庁長官又は国税局長に対し提出されたものとみなす。(昭和二十五年政令第七十号改正)

第六章 雑則

第三十五條 税務署長は、法第三十九條の規定による同條に規定する事項の公示は、当該税務署の掲示場に掲示する方法によりこれをなさなければならない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

第三十六條 法第四十條第一項の規定による報告をしようとする者は、左の事項を明らかにして、国税庁長官又は国税局長にその報告をしなければならない。

- 一 報告者の住所又は居所及び氏名
- 二 納税義務があると認められる法人が、申告書を提出しなかつた事実又は納税義務がある法人の課税標準に脱漏があると認められる事実の詳細
- 三 前号の納税義務があると認められる法人又は納税義務がある法人の本店又は主たる事務所の所在地及び法人名

第三十七條 法第四十條第一項の規定による報告をなした者に交付する報償金の金額は、その報告に因り税務署長が課税標準の決定又は更正により徴収することができた法人税額(当該法人税に係る法第四十二條乃至第四十三條の二の規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徴収

法人税 法人税法施行規則



法(明治三十年法律第二十一号)第九條第三項の規定による延滞加算税額に相当する法人税額を除く。)の百分の十以下に相当する金額で、その報告が課税標準の決定又は更正に寄與した程度に応じ、国税局長の適当と認める金額による。(昭和二十三年政令第四百十八号、同二十四年政令第四百十九号、同二十五年政令第七十号改正)

② 法第四十條第一項の規定による報償金は、納税義務がある法人の納税地の所轄国税局長がこれを交付する。

第三十八條 新たに設立した内国法人は、法第四十六條の四第一項の規定による申告書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

- 一 定款、寄附行為、規則又は規約の写
- 二 設立の登記の登記簿謄本
- 三 株主、社員又は出資者の名簿の写
- 四 設立当時の貸借対照表及び財産目録
- 五 現物出資を受けたときは、出資者の氏名、出資金額及び出資の目的物の明細に関する書類
- 六 設立趣意書

第三十九條 新たに外国法人となつた法人は、法第四十六條の四第二項の規定による申告書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

- 一 定款、寄附行為、規則又は規約の和訳文
- 二 法施行地にある支店、出張所又は事務所その他これらに準ずるものについて登記をなした場合には、その登記簿謄本
- 三 法施行地にある支店、出張所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記載した書類

四 法施行地に資産又は事業を有するに至つた時における当該資産又は事業に係る貸借対照表及び財産目録

五 法施行地における事業の概要を記載した書類

第三十九條の二 法第五條第一項各号に掲げる法人で新たに第一條の二第一項各号に掲げる収益事業を開始したものは、法第四十六條の四第三項の規定による申告書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

(昭和二十五年政令第七十号追加)

- 一 収益事業に係る事務所、営業所その他収益事業を行う場所の名称及び所在地並びに収益事業の経営の責任者の氏名
- 二 新たに収益事業を開始した時における当該収益事業に係る貸借対照表及び財産目録
- 三 収益事業の概要を記載した書類

第四十條 收税官吏が法第四十五條又は法第四十六條の規定(法第四十六條の二において準用する場合を含む。)により帳簿書類その他の物件を検査するときは、大蔵大臣の定める検査章を携帯しなければならない。

第四十條の二 削除(昭和二十五年政令第七十号削除)

第四十一條 法第四十六條の三第二項後段、第三項及び第四項中政府とあるのは国税庁長官とし、法第五十二條中政府とあるのは、国税庁長官又は国税局長とする。(昭和二十三年政令第四百十八号、同二十四年政令、第四百十九号、同二十五年政令第七十号改正)

② 前項に規定するものその他この勅令において特別の定をなしたものを除く外、法の規定中政府とあるのは、納税地の所轄税務署長とする。(昭和二十五年政令第七十号改正)

附 則 (昭和二十二年勅令第二百二十一号)

第一條 この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。



法人税 法人税法施行規則

三八〇

第二條 法附則第二條の規定により、法の施行地域から除かれる地域は、左に掲げる地域とする。

- 一 北海道庁根室支庁管内占守郡、新知郡、得撫郡、国後郡、沙那郡、択捉郡、薬取郡、色丹郡並びに花咲郡函舞村水昌島、勇留島志発島、多楽島及び秋勇留島
- 二 東京都小笠原島
- 三 島根県隠岐庁管内五箇村竹島
- 四 鹿児島県大島郡(十島村中黒島、竹島及び硫黄島を除く。)
- 五 沖縄県

第三條 この勅令は、法人の各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税については、昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算所得に対する法人税については、同日以後の解散又は合併に因る分から、これを適用する。

第四條 第二十六條第一項に規定する法第二十一條第一項の申告書の提出については、法人の昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度で当該事業年度開始後六箇月に当る日がこの勅令の施行後に到来するものについて、これを適用する。

第五條 国税局長は、法附則第五條但書の規定により課税標準又は加算税額を決定したときは、納税義務がある法人に通知する。(昭和二十四年政令第四百十九号改正)

第六條 この勅令の施行後に終了する事業年度において又はこの勅令の施行後における解散に因る清算の期間中に法人の納付した従前の所得税法第十條に規定する配当利子所得に対する分類所得税は、これを所得税法第十八條に規定する所得税とみなし、第十四條の規定を適用する。

附 則 (昭和二十二年政令第二百二十一号 所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)

この政令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十二年十月二十日公布)

法人税法施行規則第十三條の二乃至第十三條の六、第二十四條第一項第七号及び第二十五條第五号の改正規定は、法人の昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度分から、これを適用する。

この政令施行前に前項に規定する事業年度分について、法人税法第十八條乃至第二十一條の規定により申告書を提出した法人で、法人税法施行規則第十三條の二乃至第十三條の六の改正規定の適用を受けようとするものは、この政令施行後一箇月以内に、法人税法施行規則第二十四條第一項第七号の改正規定に規定する事項を記載した修正申告書に同令第二十五條第五号の改正規定に規定する明細書を添附して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

附 則 (昭和二十二年政令第二百四十六号 所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)

第一條 この政令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。(以下省略)

附 則 (昭和二十三年政令第四百四十八号 所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)

第二十一條 この政令は、公布の日(昭和二十三年七月七日)から、これを施行する。(但書省略)

第二十三條 この政令による法人税法施行規則の改正規定(第二十五條の二、第二十六條第二項、第二十八條の二及び第二十八條の三の規定を除く。)は、法人の各事業年度の普通所得及び超過所得に対する法人税にについては、昭和二十三年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算所得に対する法人税については、同日以後の解散又は合併に因る分から、これを適用する。

附 則 (昭和二十四年政令第四百十九号 大蔵省設置法等の施行に伴う政令等の整理に関する政令)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

法人税 法人税法施行規則

三八一



法人税 法人税法施行規則

三八二

- 附則 (昭和二十四年八月四日政令第二百九十五号 土地改良法施行令)
- この政令は、公布の日から施行する。
  - 附則 (昭和二十四年十二月二十日政令第三百九十二号 法人税法施行規則の一部を改正する政令)
  - この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年九月三十日以後に終了する事業年度分に係る法人税から適用する。
  - この政令施行の際法人税法第十八條から第二十二條までの規定による申告書を提出している法人で法人税法施行規則第二條第二号の改正規定の適用を受けようとするものは、昭和二十四年十二月三十一日までに、法人税の免除に関する事項について、必要な申告書の修正をしなければならない。

附則 (昭和二十五年政令第七十号改正)

- この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。
- この政令による改正後の法人税法施行規則(以下「新令」という。)の規定は、第三項に規定するものを除く外、法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税から適用する。但し、法人税法第五條第一項各号に掲げる法人(宗教法人及び法人たる労働組合を除く。)については、昭和二十五年四月一日以後を開始する事業年度分の法人税から適用する。
- 新令第十條及び第十四條から第十五條の六までの規定は、法人の昭和二十五年一月一日以後開始する事業年度分の法人税から適用する。

4 この政令施行の際この政令による改正前の法人税法施行規則(以下「旧令」という。)第二條各号に掲げる重要財産で新令第二條各号に掲げられていないものの製造、採掘又は採取をする法人が、これらの業務から生ずる各事業年度の所得について法人税法第六條の規定による法人税の免除を受けている場合においては、当該法人の当該業務から生ずる各事業年度の所得については、当該法人税の免除期間が残存する間、なお従前の例による。

- 旧令第十條の規定は、法人の昭和二十四年十二月三十一日を含む事業年度以前の事業年度において生じた損金について、なおその効力を有する。
- 旧令第十四條の規定は、法人が、この政令施行後終了する事業年度以後の事業年度においてこの政令施行前に支拂の確定した利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額につき納付した所得税額について、なおその効力を有する。
- 法人税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十二号)附則第二十二項の規定により新令第二十條第一号への後入先出法により算出した取得価額による原価法又はその原価法により評価した価額を使用する同條第三号の低価法を選定して納税地の所轄税務署長に届け出る法人は、この政令施行後最初に終了する事業年度開始の日において、その有するたな卸資産について評価換をし、同條第一号トの最終仕入原価法により算出した取得価額による原価法により評価した価額を使用する同條第三号の低価法により評価した価額まで当該たな卸資産の帳簿価額の増額をしなければならない。
- 前項の規定によりその帳簿価額の増額をした法人は、新令第十四條第一項の規定により貸倒準備金勘定に繰り入れることができる金額の外、その増額をした金額の範囲内において、その増額をした事業年度終了の日における貸金の帳簿価額の合計額の百分の二に相当する金額(新令第十四條第一項の規定により貸倒準備金勘定に繰り入れた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)に達するまでの金額を貸倒準備金勘定に繰り入れることができる。この場合において、当該法人が法人税法第十八條から第二十一條までの規定による申告書に当該貸倒準備金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する申告の記載をしたときは、当該繰り入

法人税 法人税法施行規則

三八三